
本 編

第1部 金融監督庁の組織及び運営

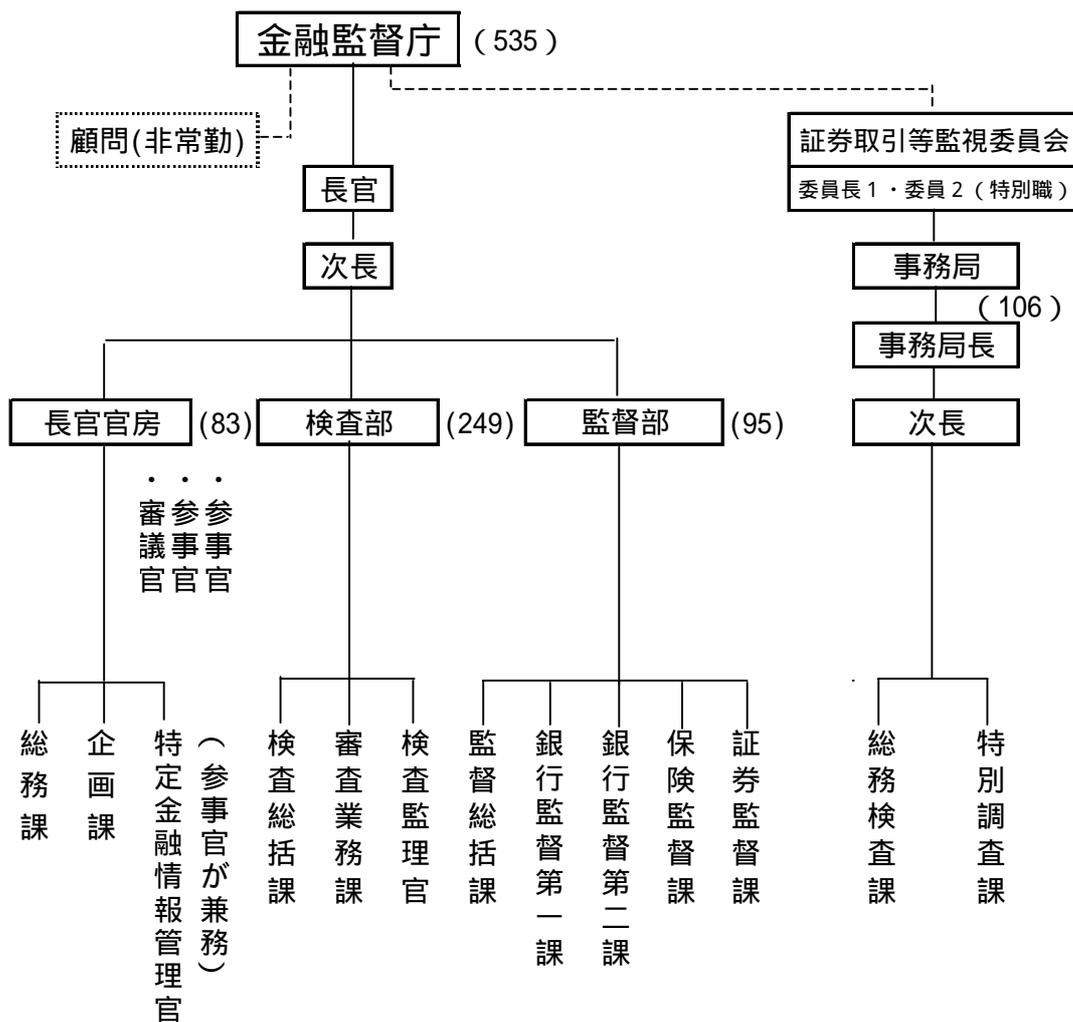
第1章 金融監督庁の組織

金融監督庁の組織

金融監督庁は、平成10年6月22日に総理府の外局として設立されたが、同年12月15日に、総理府の外局として金融再生委員会が設立されたことに伴い、同委員会の下に設置されることとなった。組織としては長官、次長の下に長官官房（83名、官房長なし）と検査部（249名）及び監督部（95名）の2部が置かれ、証券取引等に係る市場ルールの遵守状況を監視するため、証券取引等監視委員会（事務局106名）が合議制の機関として設けられている。これら全体で一般職535名及び特別職3名（証券取引等監視委員会の委員長及び委員2名）の体制となっている。

（参考）金融監督庁の組織（平成11年度）

（ ）内は各部局の定員



金融再生委員会、金融監督庁、大蔵省の権限

金融再生委員会、金融監督庁、大蔵省の権限関係については、以下の通りとされている。

銀行法等による検査・監督権限は金融再生委員会の権限とされ、その上で、免許の付与及びその取消し等の権限を除いて、金融監督庁長官に法律委任されている。

「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」に基づく金融整理管財人、ブリッジバンク及び特別公的管理に係る権限は金融再生委員会の権限とされている。

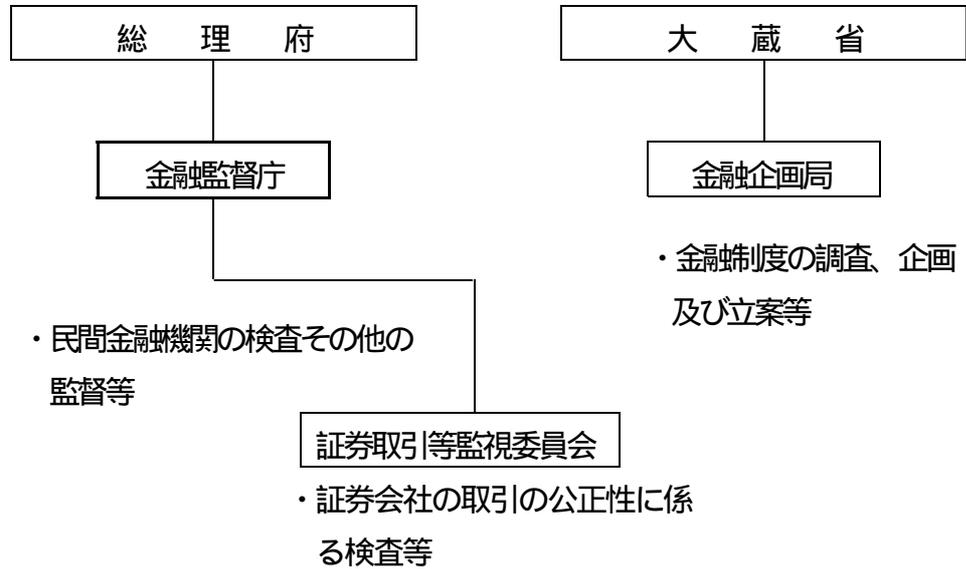
「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律」に基づく資本注入に係る権限は、金融再生委員会の権限とされ、そのうち、過少資本金融機関等に対する自己資本充実等の措置命令等の権限については金融監督庁長官に法律委任されている。

金融破綻処理制度、金融危機管理に関する企画・立案は金融再生委員会と大蔵大臣の共管とされている。預金保険法に基づく預金保険機構の監督等の権限についても金融再生委員会及び大蔵大臣の共管とされているが、銀行等に係る適格性の認定等の権限については金融再生委員会の権限とされている（証券取引法に基づく証券会社に係る適格性の認定等及び保険業法に基づく保険会社に係る適格性の認定等の権限については、従前と同様、金融監督庁長官に法律委任されている。）。

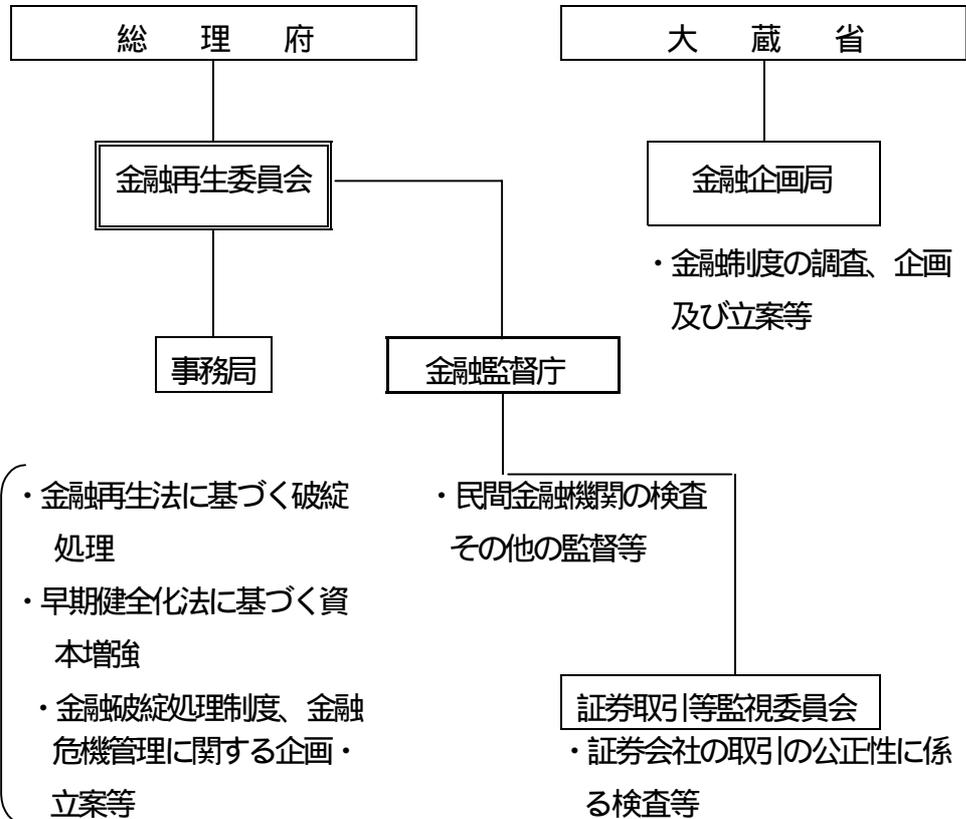
なお、金融制度の調査、企画及び立案（金融破綻処理制度、金融危機管理に関する企画・立案を除く。）については、大蔵省（金融企画局）の権限とされている。

(参考) 金融関係組織の変更

[金融再生法・早期健全化法施行前]



[金融再生委員会設立後]



(参考) 金融関係部局の所掌事務の変遷

	検 査			監 督				企画・立案			
	証券	保険	銀行等	証券	保険	銀行等		銀行等		証券	保険
						破綻 処理 以外	破綻 処理	破綻 処理	破綻 処理 以外		
金融 監督 庁発 足前	大蔵省 金融検査部 証券取引等監視委員会			大蔵省 証券局 保険部 銀行局				大蔵省 銀行局 証券局 保険部			
金融 監督 庁発 足後	金融監督庁(注1) 検査部 証券取引等監視委員会			金融監督庁(注1) 監督部 (一部 内閣総理大臣)				大蔵省 金融企画局			
金融 再生 委員 会発 足後	金融監督庁(注2) 検査部 証券取引等監視委員会			金融監督庁(注2) 監督部 (一部 金融再生委員会)		金融 再生 委員 会	と金 大融 蔵再 省生 の委 共員 管会	大蔵省 金融企画局			

(注1) 内閣総理大臣からの法律委任。

(注2) 金融再生委員会からの法律委任。

第2章 中央省庁等改革における金融庁の設置と平成12年度の体制整備

第1節 金融庁の組織

中央省庁等改革の経緯

平成9年12月3日、行政改革会議において、中央省庁を1府12省庁とすること等を盛り込んだ「最終報告」が取りまとめられ（資料2-1-1参照）、これを具体化したものとして中央省庁等改革基本法が、平成10年6月12日に成立した（資料2-1-2参照）。

その後、中央省庁等改革推進本部及び同事務局を中心に中央省庁等の再編に向けた作業が進められ、平成11年7月8日に新府省設置法案等17本からなる中央省庁等改革関連法が成立し、関係作用法の整備法についても同年12月14日に成立した。

関係政令についても、今年7月の金融庁設立を前に準備が進められ、5月30日に閣議決定された。

金融庁の概要（資料2-1-4参照）

1 概要

金融行政機構については、全体の中央省庁再編（平成13年1月）に先行して、平成12年7月1日に金融再生委員会に置かれる金融監督庁を改組して金融庁とし、さらに、平成13年1月6日に金融再生委員会を廃止して、内閣府の外局として金融庁を設置することとされている（資料2-1-5参照）。

2 特命担当大臣

内閣府設置法により、13年1月以降、金融庁の所管する事項については特命担当大臣を必置とすることとされている。当該特命担当大臣は、内閣補助事務たる金融の円滑化を図るための環境の総合的な整備に関する事項を担い、それに関連する内閣府の分担管理事務として金融庁の所掌事務を掌理することとされている。

3 所掌事務

金融庁は、民間金融機関等に対する検査その他の監督に加え、金融に関する企画立案事務及びそれに関連する事務として企業財務等の事務を所掌することとされている。

ただし、12年7月から13年1月にかけては、民間金融機関等に対する免許や免許の取消、金融再生法に基づく破綻処理、早期健全化法に基づく資本増強及び（大蔵省と共管である）金融破綻処理制度等の企画・立案については、金融再生委員会が担当している。

なお、金融破綻処理制度及び金融危機管理に関する企画立案事務及びそれに関連する事務については、金融再生委員会と大蔵省との共管（13年1月以

降は金融庁と財務省との共管)とされたが、大蔵省(財務省)が所掌するそれらの事務は、財政、国庫、通貨・外国為替等の観点からの事務とされている。

4 内部部局

金融行政の重要性等から、13年1月以降金融庁の内部部局として3局(総務企画局、検査局、及び監督局)を設置することとされている。

なお、12年7月から13年1月にかけては、国内金融の企画・立案事務が大蔵省より移管されることを受けて、3部体制(総務企画部、検査部、監督部)とすることとされている。

5 審議会等

金融庁には、金融審議会、証券取引等監視委員会、自動車損害賠償責任保険審議会、公認会計士審査会及び企業会計審議会が置かれ、審議会等の整理合理化により、政策審議機能は金融審議会のみが担うこととされている。

(注)上記のほか、12年7月から13年1月にかけては金利調整審議会が置かれ、また、13年1月以降は、株価算定委員会が時限的に設置されることとなる。

6 金融に関する検査及び監督の業務の一元化

中央省庁等改革基本法において、金融庁の編成方針として、「金融監督庁が各省と共同で所管している金融に関する検査及び監督の業務については、金融庁に一元化すること」とされた。

この編成方針を受けて、金融に関する検査及び監督の業務については、金融庁は、その任務である金融の機能の安定の確保等の観点から、一方、共管とされている農林水産省等は、それぞれに固有の行政目的を達成する観点から、これを行うこととされた。これに伴い、専ら金融の観点からの検査として整理される自己資本比率規制及び大口融資規制に関する検査を金融庁の専管とする等、法令上も所要の措置が講じられた。

7 金融危機対応会議

内閣総理大臣の諮問に応じ、金融機関等の大規模かつ連鎖的な破綻等の金融危機への対応に関する方針その他の重要事項について審議し、これに基づき関係行政機関の施策の実施を推進する特別の機関として、内閣府に金融危機対応会議が設置することとされている。会議の構成メンバーは、内閣官房長官、金融庁所管事項の特命担当大臣、金融庁長官、財務大臣、日銀総裁、及び議長である内閣総理大臣が必要と認める関係大臣その他の関係行政機関の長となっている。

第2節 平成12年度の体制整備

金融システムの安定性確保は現下の国政上の重要課題の一つであり、また、金融システム改革を推進し、我が国金融市場の国際的市場としての地位を確固たるものとしていくことが喫緊の課題となっている。

このため、

中央省庁等改革の方針に沿って金融庁への円滑な移行を行うとともに、金融機関等の業務の健全かつ適切な運営を確保していくため、引き続き検査・監督体制等の早急な整備を図ることが急務となっている。

こうした中、平成11年度予算においては、135名の新規増員等の体制整備が認められたが、12年度予算においても、金融（監督）庁として、以下のような体制整備が認められた。

・体制整備の概要

1. 金融機関の財務状況やルール遵守状況等の正確かつ継続的な把握
地銀・第二地銀、協同組織金融機関、保険会社、外国金融機関等、本邦金融機関の海外拠点等を中心に、検査・モニタリング体制の強化が急務。
 - (1) 検査官の増員（72人） - 検査の頻度と深度の充実
地銀・第二地銀・保険会社は1～2年に1回、外国金融機関等及び本邦金融機関の海外拠点は3年に1回の検査を目標。信用組合等に対する財務局検査への支援体制を整備。
 - (2) 検査指導官の設置 - 検査の公正性及び効率性の確保
検査官の指導訓練及び検査実施状況の把握を行う。
 - (3) モニタリング体制の強化
オンサイトの立入検査に加え、財務諸表の分析等を通じたオフサイトの継続的なモニタリングを強化。
2. 金融危機への対応と協同組織金融機関等に対する監督体制の強化
 - (1) 金融危機対応室の設置
金融再生委員会から金融再生法・早期健全化法に基づく業務を的確に承継（13年1月）するとともに、金融危機対応に万全を期す。
 - (2) 協同組織金融室の設置
信用組合に関する事務の国への移管（12年4月）等に的確に対応。
 - (3) 保険会社、貸金業等に対する監督体制の強化
3. 金融行政を総合的に担うための企画・調整機能の強化
 - (1) 政策課を設置し、対外説明機能、政策評価機能、及び地方に対する広報等を強化。

(2) 国際課を設置し、諸外国の金融当局との連携を強化。国際的なルール設定へ積極的に参画。

4. 市場ルールの遵守状況に対する監視体制の強化

金融システム改革が進展する中、我が国金融証券市場の透明性・健全性の確保の要請に応えるため、粉飾決算、風説の流布等に対する監視体制を強化。(証券取引検査官及び証券取引特別調査官等の増員6名)

・定員

上記の体制整備等に伴い、金融(監督)庁として、123名の新規増員等が認められた。(増員後の金融庁の定員は766名)

12年度予算では、この他、大蔵省財務局金融部門において269名(うち、249名は信用組合事務移管分)の増員が認められており、金融庁と財務局金融部門とを併せた定員は、2,100名程度となる見込みである。

(参考)金融(監督)庁の定員の推移

	10年度 定員	11年度 定削減	11年度 増員	11年度 定員	12年度 事務移管分	12年度 定削減	12年度 増員	12年度 定員
長官官房 (総務企画局)	72	-	13	85	92(注2)		27(注4)	204
検査部 (検査局)	165	3(注1)	87	249		2	72	319
監督部 (監督局)	68		27	95	18(注3)		18(注5)	131
証券取引等 監視委員会	98		8	106			6	112
合計	403	3	135	535	110	2	123	766

(注1) 11年度定削減：2名、金融再生委員会設置に伴う減：1名が含まれる。

(注2) 12年7月の大蔵省金融企画局からの事務移管分：90名、13年1月の金融再生委員会からの事務移管分：2名。

(注3) 13年1月の金融再生委員会からの事務移管分：18名。

(注4) 大蔵省金融企画局の増員2名(12年7月振替)、金融再生委員会総務事務の移管に伴う時限定員の振替恒久化(12名)が含まれる。

(注5) 金融再生委員会事務局増員1名(13年1月振替)が含まれる。

第3章 金融監督庁の運営

第1節 金融監督庁の運営の軌跡

金融監督庁としては、その発足2年目を迎えるに当たり、金融監督庁2年目の基本方針と課題として以下を掲げた（平成11年6月22日の長官記者会見における発言（資料3-1-1参照））。

・基本方針

1. 市場規律と自己責任原則を基軸とし、明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政を目指す。
2. 各金融機関が市場規律と自己責任原則に基づく責任ある経営を確立するよう促す。その際、銀行、証券、保険等の業態を横断的に検査・監督する職責を有する金融監督庁の特色を活かす。
3. 我が国金融システム全体に対する信認を強化すべく、引き続き不良債権処理に向けた金融機関の努力を促していく。

・具体的な課題

1. 専門性の高い深度ある検査を実施する。
2. 早期是正措置をはじめとする監督上の措置を的確に講じ、各金融機関の自助努力を促す。また、破綻が生じた場合には、預金者等の保護と信用秩序の維持に万全を期す。
3. 各種リスク情報に関するコンピュータ・システムも活用し、的確なオフサイト・モニタリングを行う。
4. 検査・監督の両面においてコンピュータ2000年問題への対応を強化する。
5. 信用組合について、都道府県から国への円滑な事務移管を行うための体制整備を図る。
6. 金融行政に関する正確な理解を得るとともに、金融業務の実態や金融界の意見・主張を的確に把握していくため、金融機関との緊密な情報交換を行う。
7. 海外の金融監督当局との連携を強化するとともに、バーゼル銀行監督委員会等における多国間での国際ルールの策定に積極的に貢献する。

以下の年表は、発足2年目の金融監督庁の運営の軌跡を概観したものである。

年 月	金融行政に係る動き	監督に係る動き	検査に係る動き	その他内外の動き
7月	<p>2 金融再生委員会、資本増強行（大手15行）の経営健全化計画履行状況報告を公表</p> <p>6 「リスク管理モデルに関する研究会報告書」を公表（全体版は9月3日に公表）</p> <p>8 ジョイントフォーラム「金融コングロマリットにおけるグループ内取引、エクスポージャー及びリスク集中に関する市中協議ペーパー」を公表</p> <p>8 中央省庁等改革関連法成立</p> <p>14 転入職員研修実施（同22日）</p> <p>22 第1回財務局長会議</p> <p>23 金融再生委員会「資産査定等報告書集計結果（11年3月期）」を公表</p> <p>27 バーゼル銀行監督委員会、「貸出金の会計処理および開示についての健全な実務のあり方」、「信用リスクの管理の諸原則」、「信用リスクのディスクロージャーに関する最善の実務」、「外為取引における決済リスクを管理するための監督上の指針」を公表</p> <p>29 クレディスイスファイナンシャルプロダクツ銀行東京支店に関し「金融再生委員長談話」を公表</p>	<p>2 「証券会社の自己資本規制に関する命令」の施行による事務ガイドラインの一部改正</p> <p>9 三井海上火災保険㈱に対し、業務の一部停止（1週間）を命令</p> <p>9 日動火災海上保険㈱に対し、業務の一部停止（1日間）を命令</p> <p>15 金融再生委員会、ピーティバンクマンディリ(ベルセロ)に対し、銀行法に基づき、東京支店の営業免許を付与</p> <p>23 「11年3月末におけるリスク管理債権等の状況について」を公表</p> <p>28 2000年問題対策室の設置</p> <p>29 クレディスイスグループに対する行政処分を命令 業務の一部停止 ・クレディスイスファーストボストン銀行東京支店 ・クレディスイスファーストボストン証券東京支店 ・クレディスイス投信㈱ ・クレディスイス信託銀行㈱</p> <p>平成11年11月30日から効力を発する免許取消 ・クレディスイスファイナンシャルプロダクツ銀行東京支店</p> <p>29 クレディスイスグループ等に関し「金融監督庁長官談話」を公表</p> <p>29 国際投信投資顧問㈱に対し、業務の一部停止（3カ月間）を命令</p>	<p>1 「預金等受入金融機関に係る金融検査マニュアル」通達を发出</p> <p>22 新任者研修実施（～23日）</p> <p>22 統括・特別検査官研修実施</p> <p>26 全体研修実施（～29日）</p> <p>28 「コンピュータ-2000年問題に関するコンティンジェン-プラン・チェックリスト」を公表</p> <p>「クレディスイスグループ等に対する行政処分に 29 関連する検査結果について」を公表</p> <p>30 初任者研修実施（～8月3日）</p> <p>30 「検査監理官・金融検査関係課長会議」開催</p>	<p>6 金融審議会、第一部会中間整理（第一次）等を公表</p> <p>6 金融審議会、「預金保険制度に関する論点・意見の中間的な整理」を公表</p>

年 月	金融行政に係る動き		その他内外の動き	
		監督に係る動き	検査に係る動き	
8月		2 野村証券に対し、業務の一部停止（1週間）を命令		
	4 簿記研修実施（～6日）		3 「平成11検査事務年度検査基本方針及び基本計画」を公表	
		6 なみはや銀行に対し、業務改善命令を发出		
	7 金融再生委員会、なみはや銀行に対する金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分等を実施	7 なみはや銀行に関し「金融監督庁長官談話」を公表	7 「なみはや銀行の検査結果について」を公表	
	10 「金融監督庁の1年」を公表	10 金融再生委員会、野村ブロック・アセット・マネジメント㈱に対し、投資顧問業法に基づき投資一任契約に係る業務を認可		
	10 金融再生委員会、「早期健全化法に基づく引当等の基準の一部改正について」を議決、公表	10 「自動車損害賠償責任保険審議会及び懇談会」第4回会合開催		
	12 組織的犯罪処罰法成立		13 「リバティ取引・法令等遵守状況・コンピュータ2000年問題を含むシステム関連・市場リスク規制にかかる「内部リスク」を含むリスク管理・保険会社の責任準備金などに関する検査」に係る非常勤職員募集を開始（～8月31日）	13 第145回通常国会閉会
	18 組織的犯罪処罰法公布		17 金融検査実務初等研修実施（～9月17日）	
	27 「金融再生委員会・金融監督庁の平成12年度機構・定員要求及び予算要求について」を公表	26 「2000年問題に関する連絡会」を開催		
		31 「保険契約に係る顧客への情報提供の拡充について」を公表		

年 月	金融行政に係る動き	監督に係る動き	検査に係る動き	その他内外の動き
9月	<p>13 金融再生委員会、金融再生法に基づく一般金融機関からの資産買取について発表</p> <p>13 金融再生委員会、資本増強申請行（地域金融機関4行）の申請について承認、公表</p> <p>15 金融安定化フォーラム第2回全体会合開催（於・バリ）</p> <p>16 パーゼル銀行監督委員会、「内部モデル・アプローチに基づいて算出されたマーケット・リスクに対する自己資本賦課の実績」を公表</p> <p>16 パーゼル銀行監督委員会、「銀行組織にとってのコーポレート・ガバナンスの強化」を公表</p> <p>21 「金融サービスの電子取引等と監督行政に関する研究会」の開催を発表</p> <p>27 「保険規制・監督に関する東京エグゼクティブセミナー」開催（～28日）</p> <p>28 金融再生委員会、日本長期信用銀行の買取に関する最優先交渉先を決定、公表</p> <p>28 第2回財務局長会議</p> <p>30 金融再生委員会、「経営健全化計画の見直しについての基本的考え方」を議決、公表</p> <p>30 金融再生委員会、「資本増強行に対するフォローアップに係る行政上の措置について」を議決、公表</p>	<p>3 全貸金業者（約3万社）、各都道府県貸金業協会、全国貸金業協会連合会等に対して貸金業務の適正化を求める要請を文書により発出</p> <p>3 コンピュータ2000年問題に関する事務ガイドラインの改正</p> <p>9 「保険契約に係る顧客への情報提供の拡充について」を発表、パブリックコメントを募集</p> <p>9 クスベル証券会社東京支店に対し、ワラント債等の販売停止（6カ月間）を命令</p> <p>10 「コンピュータ西暦2000年問題への対応について」（平成11年6月末）を公表</p> <p>13 全国貸金業協会連合会に対して、貸金業務の適正化に向けての自主的な改善への取組の検討を求める要請を文書により発出</p> <p>16 金融再生委員会、ニ-損害保険業に対し、保険業法に基づき損害保険業の免許を付与</p> <p>17 「保険会社と銀行等の相互参入に伴う弊害防止措置について」を発表、パブリックコメントを募集</p> <p>27 不動産特定共同事業法施行規則の一部改正及び同改正に伴う事務ガイドライン（金融会社関係）の一部改正</p> <p>29 クスベル証券会社東京支店に対し、全ての業務（ワラント債の返還等の業務を除く）の停止（3週間）を命令</p> <p>30 事務ガイドライン（預金取扱い金融機関関係）の一部改正</p> <p>30 金融再生委員会、住友ライフ・インターナショナル・インベストメント・マネジメント（株）及びアイエヌ・投資信託（株）に対し、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律に基づき証券投資信託委託業を認可</p> <p>30 金融再生委員会、バンク・オブ・コマース・イム・パ-ハッドに対し、銀行法に基づき東京支店の営業免許を付与</p>	<p>2 「第二地方銀行(56行)に対する検査・考查結果について」を公表</p> <p>14 「検査監理官・金融検査関係課長会議」開催</p> <p>21 日本長期信用銀行の役員・行員ら複数名（不詳）及び同行を長期信用銀行法違反（検査の忌避）で刑事告発</p>	

年 月	金融行政に係る動き		その他内外の動き	
		監督に係る動き	検査に係る動き	
10月	<p>2 金融再生委員会、新潟中央銀行に対する金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分等を実施</p> <p>5 パーゼル銀行監督委員会証券監督者国際機構、「銀行と証券会社のトレーディング及びデリバティブ取引のパブリック・ディスクロージャーに関する提言」を公表</p> <p>12 パーゼル銀行監督委員会、「パーゼル・コア・プリンシプル・メソドロジー」を公表</p> <p>15 第1回理財部長会議</p> <p>15 「国際組織犯罪対策G8閣僚級会合について」を公表</p> <p>19 「地方分権一括法」の施行に伴う「金融再生委員会規則」の一部改正</p> <p>27 衆議院・大蔵委員会で商工ローン問題に関する集中審議</p>	<p>1 新潟中央銀行に対し、業務改善命令を发出</p> <p>2 新潟中央銀行に関し「金融監督庁長官談話」を公表</p> <p>4 金融事務研修実施(～8日)</p> <p>4 証券事務研修実施(～7日)</p> <p>7 「自動車損害賠償責任保険審議会懇談会」第5回会合開催</p> <p>25 全国貸金業協会連合会が「事業者金融(商工ローン)における貸付の正常化に関する自主規制基準」を公表</p> <p>26 金融再生委員会、ネット投信㈱に対し、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律に基づき証券投資信託委託業を認可</p> <p>26 金融再生委員会、ライフ投資顧問㈱、ネスバンク・コム㈱及び日本不動産投信㈱に対し、投資顧問業法に基づき投資一任契約に係る業務を認可</p> <p>28 クレバール証券東京支店に対し、全ての業務(ガストン債の返還等の業務を除く)の停止(11週間)及び取締役2名の解職を命令</p> <p>29 事務ガイドライン(保険会社関係)の一部改正</p> <p>29 事務ガイドライン(預金取扱い金融機関関係)の一部改正</p>	<p>2 「新潟中央銀行の検査結果について」を公表</p> <p>5 非常勤職員(Y2K検査官等4名)の採用(～11月1日)</p>	<p>5 第2次小淵内閣発足</p> <p>5 越智金融再生委員長、村井総括政務次官就任</p> <p>19 金融審議会、「特別措置終了後における預金保険制度等に関する基本的な考え方」を公表、パブリックコメントを募集</p> <p>29 第146回臨時国会開会</p>

年 月	金融行政に係る動き	監督に係る動き		検査に係る動き	その他内外の動き
11月					
	4 証券監督者国際機構「ヘッジファンド及び他の高レバレッジ機関」報告書を公表	4 「自動車損害賠償責任保険審議会懇談会」第6回会合開催		2 「保険会社に係る検査マニュアルの整備に向けて」を公表	
		5 「中小企業向け貸金業者の問題対策室」の設置			
		5 第2回「2000年問題に関する連絡会」を開催			
		9 「コンピュータ西暦2000年問題への対応について」(平成11年9月末)を公表			
	11 参議院・財政金融委員会で日栄、商工ファンド両社の社長を参考人招致				
	12 信用組の事務移管に係るブロック別説明会の開催(～12月3日)				
	19 金融再生委員会、日南信用金庫に対する金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分等を実施			17 クレディスイスファイナンシャル・グループ銀行東京支店元支店長ほか元幹部職員3名及び同行(ロンドン)並びにクレディスイス信託銀行元幹部職員1名及び同行を銀行法違反(検査の忌避)で刑事告発	
		30 「日栄及び商工ファンドに対する融資等の調査結果について」を公表			
		30 金融再生委員会、クワ・イス・エイに対するあおば生命保険(株)を子会社とする保険持株会社の認可			
		30 「自動車損害賠償責任保険審議会懇談会」第7回会合開催			

年 月	金融行政に係る動き		監督に係る動き		検査に係る動き		その他内外の動き		
12月	2	『「疑わしい取引の届出制度」に関する説明会の開催について』の発表							
	3	「疑わしい取引の届出に関する政令」の公布							
	3	「疑わしい取引の届出制度」に関する説明会の実施（～24日）							
	7	貸金業規制法、出資法、利息制限法改正法案与党案が国会に提出される							
	7	金融再生委員会、資本増強行（対15行）の中小企業向貸出状況等報告を公表							
	8	「疑わしい取引の届出の方法に関する命令」の公布							
	8	保険監督者国際機構総会開催 「国際的な保険会社、保険グループ、及びクロスボーダー業務の監督に適用される原則（改訂保険コンコダット）」、「保険事業 運営原則」、「資産運用に関する監督基準」を公表							
	9	金融再生委員会、資本増強申請行（地域金融機関1行）の申請について承認、公表	9	「コンピュータ西暦2000年問題への対応について」（平成11年10月末）を公表	9	金融再生委員会、千代田火災アセットマネジメント㈱及びマサチューセッツ・インベストメント・マネジメント㈱に対し、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律に基づき証券投資信託委託業を認可			
	9	日中金融定期協議開催							
	10	金融再生委員会、「破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告」を国会に提出	9	金融再生委員会、アールエス・アセット・マネジメント㈱、ドレイファス・メロン・アセット・マネジメント・ジャパン㈱、アライアンス・キャピタル投信㈱及びロンバー・オディエ・アセット・マネジメント㈱に対し、投資顧問業法に基づき投資一任契約に係る業務を認可	13	金融検査実務中等研修及び総合金融高等研修実施（～17日）			
	13	貸金業規制法等改正法案が可決、成立							
	14	ジョイント・フォーラム「グループ内の取引、エクスポージャーに関する諸原則」及び「リスクの集中に関する諸原則」を公表							
	14	中央省庁等改革関係法施行法成立							
	14	参議院・財政金融委員会で日栄、商工ファンド両社の社長を証人喚問	14	「自動車損害賠償責任保険審議会懇談会」第8回会合開催				15	第146回臨時国会閉会
	16	バーゼル銀行監督委員会及び証券監督者国際機構、「銀行、証券会社のトレーディング及びデリバティブ取引に関する1998年のディスクロージャー状況の調査報告書」を公表							
	16	金融再生委員長、全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、全労協、農中の代表に円滑な資金供給等を要請	22	「東邦生命保険相互会社に係る保険契約の移転に関する計画の承認について」を公表	20	全体研修実施（～22日）		21	金融審議会、第一部会中間整理（第二次）等を公表
	20	日米金融サービス協議開催（～21日）	24	「保険会社の財務面の監督上の措置の見直しについて」を発表、パブリックコメントを募集	21	基礎的査定実務研修実施		21	金融審議会、「特例措置終了後の預金保険制度及び金融機関の破綻処理のあり方について」を公表
	21	「金融監督庁の平成12年度予算（復活結果）」の公表	29	2000年問題対応のため金融監督庁及び財務局等において特別体制を実施（～1月5日）	27	「意見申出制度の創設について」通達発出		28	東京地方裁判所、三洋証券に対して破産宣告
	24	金融再生委員会、日本長期信用銀行の買収に係る基本合意書の締結を決定						29	与党三党の政策責任者の間でペイオフ解禁を一年延期することを合意
	24	「金融監督庁の平成12年度予算（概算決定）」の公表							

年 月	金融行政に係る動き		監督に係る動き		検査に係る動き		その他内外の動き	
平成12年 1月	7	日独金融協議開催			6	金融検査マニュアルを全面的に適用した銀行検査に着手（19日から立入開始）		
	11	金融再生委員会、国民銀行譲渡に係る基本合意書の締結を承認						
	11	金融再生委員会、資本増強行（大手15行地域金融機関4行）の経営健全化計画の履行状況報告を公表						
	11	デリバティブ外部委託研修実施（～17日）						
	18	バーゼル銀行監督委員会、「新たな自己資本充実度の枠組み：第三の柱、市場規律」、「銀行の内部格付制度の実態」を公表			18	金融検査実務初等研修実施（～2月17日）		
					18	「デリバティブ取引・法令等遵守状況・コンピュータシステム関連・市場リスク規制にかかる「内部リスク」を含むリスク管理・信用リスク・国際業務・保険会社の責任準備金などに関する検査」に係る非常勤職員募集の開始（～2月7日）	20	第147回通常国会開会
	24	日加金融協議開催						
	25	第3回財務局長会議						
	25	「組織的犯罪処罰法施行後のマネー・ロンダリング問題への取組」を発表						
	25	事務ガイドライン「疑わしい取引の届出手続きについて」の改訂						
	25	バーゼル銀行監督委員会、「銀行とレバレッジの高い業務を行う機関との取引：バーゼル委員会が提言したサウンド・プラクティスの実施状況」を公表						
	27	金融再生委員会、「資産査定等報告書集計結果(11年9月期)」を公表	27	金融再生委員会、日立投資顧問㈱、三井生命グローバルアセットマネジメント㈱、住友海上アセットマネジメント㈱に対し、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律に基づき、証券投資信託委託業を認可				
			27	金融再生委員会、フランク・ラッセル投信㈱、日立投資顧問㈱に対し、投資顧問業法に基づき投資一任契約に係る業務を認可				
		27	「11年9月末におけるリスク管理債権等の状況について」を公表					

年 月	金融行政に係る動き		その他内外の動き			
		監督に係る動き	検査に係る動き			
2月	1	組織的犯罪処罰法施行 特定金融情報管理官及び特定金融情報室 設置				
		保険監督者国際機構、「再保険と再保険 会社：監督原則、基準、慣行の確立のた めの論点整理」を公表	4	事務ガイドライン(「金融監督等にあた ったの留意事項について(第二分冊:保険 会社関係)」の一部改正について		
	9	金融再生委員会、日本長期信用銀行の譲 渡に係る最終契約書の締結を承認	9	「第107回自動車損害賠償責任保険審議 会及び第9回懇談会」開催		
			14	第百生命保険相互会社に対し、業務改善 命令を発出		
	15	金融再生委員会、金融再生法に基づく一 般金融機関からの資産買取について発表				
	15	金融再生委員会、「日本長期信用銀行に 係る金融再生法第53条に基づく資産の買 取り及び第62条に基づく損失の補填」を 議決、公表				
	16	「信用組合移管後の検査・監督事務に係 る事前説明会」開催(於:財務局等) (~3月28日)				
	18	預金保険法等の改正案を国会に提出				
	24	金融再生委員会、日本債券信用銀行の譲 渡に係る優先交渉先を決定	28	2000年問題対応のため金融監督庁及び財 務局等において特別体制を実施(~3月1日)	25	谷垣金融再生委員長就任
	29	バーゼル銀行監督委員会、「銀行におけ る流動性管理のためのサウンド・プラク ティス」を公表	29	「コンピュータ西暦2000年問題に関する 閏日の状況」について公表		

年 月	金融行政に係る動き		監督に係る動き		検査に係る動き		その他内外の動き
3月	1	「信用組合検査・監督事務の移管に係る連絡会議」の開催					
	1	金融再生委員会、日本長期信用銀行に係る特別公的管理を終了	3	金融再生委員会、日本団体生命保険㈱、アクサ生命保険㈱に対し、保険業法に基づき両保険会社を子会社とする保険持株会社の設立を認可	3	「市場関連リスク検査における内部モデル等に係るマニュアルの整備について」を公表、パブリック・コメントを募集	
	3	第2回理財部長会議	6	東京地裁に対し、金融機関等の更生手続きの特例等に関する法律第178条第1項に基づき南証券㈱の破産を申し立て			
	7	保険業法及び更生特例法の改正案を国会に提出	7	「第108回自動車損害賠償責任保険審議会及び第10回懇談会」開催			
	7	金融再生委員会、国民銀行の営業譲渡契約の締結を承認					
	14	金融再生委員会、金融再生法に基づく一般金融機関からの資産買取について発表	16	「損害保険代理店制度の見直しについて」を発表、パブリックコメントを募集			
	14	金融再生委員会、資本増強申請行(長銀及び地域金融機関1行)の申請について承認、公表	21	金融再生委員会、カーディフ・ソシエテ・ヴィに対し、保険業法に基づき外国生命保険業の免許を付与			
	16	第6回日米保険協議フォローアップ会合	21	金融再生委員会、カーディフ・リスク・ディヴェールに対し、保険業法に基づき外国損害保険業の免許を付与			
	17	証券取引法及び金融先物取引法の改正案を国会に提出	23	金融再生委員会、中國信託商業銀行に対し、銀行法に基づき東京支店の営業免許を付与			
	17	S P C法等の改正案を国会に提出	23	金融再生委員会、三菱信アセットマネジメント㈱、スパークス・アセット・マネジメント投信㈱、中央三井アセットマネジメント㈱に対し証券投資信託及び証券投資法人に関する法律に基づき証券投資信託委託業を認可			
	17	平成12年度予算成立	24	和光証券に対し、業務の一部停止(2日間)を命令	27	「検査監理官・金融検査関係課長会議」開催	
	23	日英金融監督者協議開催(～24日)	30	金融会社関係の事務ガイドラインの一部改正について	28	財務局特別検査官、統括検査官等を対象とした「東ブロック会議」を開催(於：関東財務局東京財務事務所)	
	24	金融商品販売法案を国会に提出	31	事務ガイドライン(「金融監督等にあたっての留意事項について」)の一部改正			
	25	金融安定化フォーラム第3回全体会合開催(～26日)(於・シンガポール)	31	「適正な保険契約の締結等を確保するための環境整備について」を発表、パブリックコメントを募集			
	31	規制緩和推進3か年計画(再改定)閣議決定					

年 月	金融行政に係る動き		監督に係る動き		検査に係る動き		その他内外の動き
4月	1	都道府県より信用組合の検査・監督事務の移管 監督部監督総括課に協同組織金融室を設置			3	非常勤職員(システム等専門調査員4名)の採用(～5月8日)	
	4	新規採用職員研修(種)実施(～5月19日)					
	5	金融安定化フォーラム、オフショア金融センター作業部会報告書、資金フロー作業部会報告書及び高レバレッジ機関作業部会報告書を公表					5 小淵内閣総辞職 5 森内閣発足
	7	パーゼル銀行監督委員会、「パーゼル銀行監督委員会による国際会計基準のレビュー」を公表			7	初任者研修実施	
	10	新規採用職員研修(種)実施(～18日)			10	金融検査実務初等研修実施(～5月17日)	
	12		12 「第109回自動車損害賠償責任保険審議会」開催				
	14		14 「預金取扱い金融機関等の自己資本比率規制に関する告示等の改正について」を発表、パブリックコメントを募集				
	18	「金融サービスの電子取引の進展と監督行政」を公表、パブリックコメントを募集			21	財務局特別検査官、統括検査官等を対象とした「西ブロック会議」を開催(於：近畿財務局)	
	24				24	「信用組合に対する検査の事前説明会」開催(於：各財務局)(～5月11日)	
	25	第8回日米銀行監督者会議開催(於：ワシントンD.C.)			25	「保険会社に係る検査マニュアル(案)」を公表、パブリック・コメントを募集	
	25	第4回財務局長会議					
	27	「マネー・ローダリング読本ーその傾向と対策ー」を公表	26	「第110回自動車損害賠償責任保険審議会」開催			

年 月	金融行政に係る動き	監督に係る動き	検査に係る動き	その他内外の動き
5月	<p>12 金融再生委員会、四国貯蓄信用組合に対する金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分等を実施</p> <p>13 証券監督者国際機構 第25回年次総会開催（於・オーストラリア） （～19日）</p> <p>15 エグモント・グループへ加盟承認（～17日）</p> <p>18 金融再生委員会、幸福銀行の譲渡に係る基本合意書の締結を承認</p> <p>18 金融再生委員会、四国貯蓄信用組合の譲渡に係る基本合意書の締結を承認</p> <p>19 金融再生委員会、信用組合三重商銀に対する金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分等を実施</p> <p>22 金融再生委員会、足立総合信用組合に対する金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分の取消し</p> <p>23 証券取引法及び金融先物取引法の改正案が可決・成立</p> <p>23 S P C 法等の改正案が可決・成立</p> <p>23 金融商品販売法案が可決・成立</p> <p>24 預金保険法等改正案が可決・成立</p> <p>24 保険業法及び更生特例法の改正案が可決・成立</p> <p>25 金融再生委員会、四国貯蓄信用組合の事業譲渡契約の締結を承認</p> <p>25 金融再生委員会、北兵庫信用組合の事業譲渡契約の締結を承認</p> <p>30 金融再生委員会・金融監督庁、「異業種による銀行業参入等新たな形態の銀行業に対する基本的な考え方」及び「異業種による銀行業参入等新たな形態の銀行業に対する免許審査・監督上の対応(運用上の指針)」(案)を公表</p> <p>30 日中金融定期協議開催（於・北京）</p> <p>30 中央省庁等改革関係政令閣議決定</p> <p>31 金融再生委員会、なみはや銀行譲渡に係る基本合意書の締結を承認</p> <p>31 第百生命保険相互会社に関し、「金融再生委員長談話」を公表</p>	<p>1 第一火災海上保険相互会社に対し、業務の一部停止等を命令し、「金融監督庁長官談話」を公表</p> <p>1 「第一火災海上保険相互会社に対する保険管理人による業務及び財産の管理命令等について」を公表</p> <p>12 事務ガイドライン（保険会社関係）の一部改正</p> <p>16 金融再生委員会、三井ダイレクト損害保険㈱に対し保険業法に基づき免許を付与</p> <p>17 ルディ・リネ証券会社東京支店に対し、業務の一部停止（7日間）を命令</p> <p>17 「第111回自動車損害賠償責任保険審議会」開催</p> <p>18 金融再生委員会、ピーピーエム投信投資顧問㈱、ビムコ ジャパン リミテッド、メロン・アセットマネジメント・ジャパン㈱に対し、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律に基づき証券投資信託委託業を認可</p> <p>18 金融再生委員会、エイチピーケー・ジャパン・リミテッド、シンプレクス・アセット・マネジメント㈱ピーピーエム投信投資顧問㈱に対し、投資顧問業法に基づき投資一任契約に係る業務を認可</p> <p>24 勸角証券㈱に対し、業務の一部停止（7日間）を命令</p> <p>24 ドイツェ証券会社東京支店に対し、業務の一部停止（12日間等）を命令</p> <p>25 金融再生委員会、コーペラティブ・セントラル・ライフアイゼン・ポエレンリーンバンク・ビー・エー(ラボバンク ネダーランド)に対し、銀行法に基づき東京支店の営業免許を付与</p> <p>31 第百生命保険相互会社に対し、業務の一部停止等を命令し、「金融監督庁長官談話」を公表</p>	<p>1 「市場関連リスク検査における内部モデル等に係るマニュアルの整備について」を公表</p> <p>1 『「預金等受入金融機関に係る検査マニュアルについて」の整備について』通達を发出</p> <p>1 「第一火災海上保険の検査結果について」を公表</p> <p>31 「第百生命の検査結果について」を公表</p>	

第2節 有識者等との意見交換

金融監督庁顧問との意見交換

金融監督庁は、各専門分野からの幅広い意見等を求めるため、非常勤職員として4名の有識者に顧問を委嘱している。各顧問には、必要が生じた都度、各顧問の専門分野について個別に相談し、指導・助言を求めているほか、随時参集を求め、当庁幹部との意見交換を行っている。

(参考) 金融監督庁顧問

金児 昭 (信越化学工業株式会社顧問)

竹内佐和子 (東京大学工学部助教授)

増岡 章三 (増岡章三法律事務所弁護士)

吉野 直行 (慶応義塾大学経済学部教授)

金融界との意見交換

金融監督庁としては、明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政を遂行していくため、金融界との率直な意見交換を行うことを通じて、行政対応や行政当局の考え方が金融界に正確に理解されるとともに、金融業の実態等を行政当局が遅滞なく把握できることが重要と考えており、このため、金融界の各業態毎に幹部レベルの意見交換会を随時実施して、金融界との意思疎通に努めてきている。

(参考) 金融界との意見交換会の開催実績 (平成11年7月～平成11年5月)

都銀・長信銀・信託	信託銀行	地方銀行	第二地方銀行
11回	2回	11回	11回
外国銀行在日支店	信用金庫	信用組合	農林系統金融機関
0回	4回	3回	2回
生命保険会社	損害保険会社	外国損害保険会社	証券会社
9回	9回	3回	4回

第3節 地方部局との連携

財務局との関係

金融監督庁長官は、法令に基づき、地方の民間金融機関等の検査・監督に係る権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任しており、委任された権限に係る事務に関しては、金融監督庁長官が財務局長又は財務支局長を指揮監督することとなっている。

財務局との会議の開催

地方における民間金融機関等の検査・監督を適切かつ効果的に進めていくため、金融監督庁と財務局との間の十分な連携を図るとの観点から、金融監督庁主催による財務局長会議、理財部長会議、各所管課長会議等を開催している。また、11事務年度においては、地域金融機関の業務再構築の推進や信用組合の円滑な事務移管等の課題もあり、従来以上に意思疎通を図るため、財務局長や理財部長に対する事務連絡会議を随時開催している（資料3 - 3 - 1参照）。

金融監督庁幹部による地方講演会の開催

金融検査・監督行政に対する幅広い国民の理解を得るとの観点から、各財務局の主催により、地元金融界等を対象として、金融監督庁幹部による地方講演会を開催している（資料3 - 3 - 2参照）。

金融監督庁ニュースレターの発行

地方において金融検査・監督行政に携わる職員が、金融監督庁における諸施策の内容等について理解を深めることによって、金融行政の円滑な遂行に資することを主たる目的として、「金融監督庁ニュースレター」を毎月1回発行し、各財務局に送付している。平成10年9月の創刊以来、12年6月で通算22号を発行した（「金融監督庁ニュースレター」は金融監督庁ホームページ（<http://www.fsa.go.jp/>）にも掲載している。）。

第4節 職員の任用及び研修

平成11年度における職員の任用

職員の任用については、金融監督庁発足時より、民間金融機関等に対する検査・監督等の業務を的確に遂行して国民に信頼される金融行政を実施していくとの観点から、金融監督庁長官の任命権の下、大蔵省において検査・監督事務に従事してきた金融行政経験の豊かな人材に加えて、公認会計士や金融実務経験者などの民間の専門家の登用や大蔵省以外の省庁との大幅な人事交流等、幅広い分野からの人材確保を行っている。平成11年度の人事異動に際しても、引き続き幅広い分野からの人材の確保に努め、新たに、大蔵省以外の中央省庁との人事交流7名、政府関係機関等との人事交流7名、民間からの採用15名（公認会計士から2名、整理回収機構から1名、民間企業から1名、非常勤職員からの登用11名）を行った。

（参考）民間からの人材登用（平成12年5月31日現在）

職務内容等	採用数	在職数	常勤非常勤
金融監督庁顧問	5	4	非常勤
公認会計士	8	8	常勤
金融実務経験者等	14	13	常勤
商法学者	1	1	非常勤
モニタリング体制の整備	3	3	非常勤
システム関連に関する検査	7	2	非常勤
デリバティブ取引及び内部モデル等に関する検査	27	5	非常勤
計	65	36	

（参考）大蔵省以外の省庁との人事交流（平成12年5月31日現在）

省庁名	人数
会計検査院	2
公正取引委員会	2
警察庁	7
総務庁	1
経済企画庁	2
法務省	8
厚生省	2
農林水産省	6
通商産業省	3
運輸省	1
郵政省	2
労働省	1
最高裁判所	3
計	40

その他政府関係機関等との人事交流 7名

平成 12 年度の体制整備に伴う職員の任用

平成 12 年度において、金融監督庁には 123 名の新規増員等が認められた。これに伴う任用については、年度中を通じて順次、実施していくこととなっているが、既に、平成 12 年 4 月には、国家公務員採用試験合格者から 15 名を新たに職員として採用し、また、新たに大蔵省以外の中央省庁との人事交流 2 名、大阪府から 1 名、整理回収機構から 1 名の採用を行ったところである。

今後、引き続き民間の専門家の登用や大蔵省以外の省庁との大幅な人事交流の実施など、幅広い分野からの人材確保に配慮するとの方針の下、専門性の高い人材の確保に努めていく予定である。

研修（資料 3 - 4 - 1 参照）

明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政の確立に資するとともに、専門性の向上と高いモラルの保持を図るため、職員に対する研修を充実・強化していくことが重要であることから、長官官房企画課開発研修室主催により効率的・効果的な研修を実施している。

（参考）

研修名	実施時期	対象者
新規採用職員研修	12 年 4 月～ 5 月	新規採用職員
転入職員研修	11 年 7 月	転入職員
簿記研修	11 年 8 月	全職員
英会話研修	11 年 10 月～12 年 6 月	全職員
庁内 LAN 研修	12 年 5 月	新規採用職員
検査部門関係研修		
金融検査実務初等研修	11 年 8 月～ 9 月 12 年 1 月～ 2 月 12 年 4 月～ 5 月	原則金融検査業務未経験の金融証券検査官
金融検査実務中等研修	11 年 12 月	金融検査業務経験複数年の金融証券検査官
総合金融高等研修	11 年 12 月	主任検査官クラスの金融証券検査官
監督部門関係研修		
金融事務研修	11 年 10 月	金融事務担当者
証券事務研修	11 年 10 月	証券事務担当者
証券取引等監視委員会関係研修		
証券検査基礎実務研修	11 年 7 月～ 8 月	証券取引検査官
強制調査実務研修	11 年 7 月～ 8 月	証券取引特別調査官
取引審査研修	11 年 7 月	証券取引審査官
デリバティブ研修(初級・中級)	12 年 1 月	全職員

第5節 広報体制（資料3 - 5 - 1、3 - 5 - 2参照）

金融監督庁が透明かつ公正な金融行政を遂行していく上では、金融監督庁における様々な取り組みをタイムリーに、かつ、分かりやすく国民に情報提供していくことが重要である。記者会見については、金融監督庁発足後、2年目を迎えた平成11年6月22日から平成12年5月31日までの間に、定例記者会見（毎週火曜日開催）や緊急記者会見等を、計48回開催してきた。その内訳は、長官記者会見が計15回、次長記者会見が計33回となっている。

また、金融監督庁が行う金融行政について、広く国民に情報提供する観点から、報道発表を計103件、バーゼル銀行監督委員会等の国際機関における金融に係る指針や提言等の発表を計11件行い、併せてこれらの発表資料をホームページ（<http://www.fsa.go.jp/>）に掲載してきた。

さらに、テレビ・新聞等のマスコミからの取材を通じ、金融システムの安定化、商工ローン問題、マネー・ローンダリング問題、コンピュータ西暦2000年問題等の金融に係る諸問題を取り上げ、それらの解決に向けての取り組み状況の解説等を行ってきた。

第6節 パブリック・コメント手続の実績（資料3 - 6 - 1参照）

「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」が平成11年3月23日に閣議決定され、規制の設定又は改廃に伴い政令・省令等を策定する過程において、国民等の多様な意見・情報・専門的知識を行政機関が把握するとともに、その過程の公正の確保と透明性の向上を図ることが必要であるという観点から、これらの意思決定過程において広く国民等に対し案等を公表し、それに対して提出された意見・情報を考慮して意思決定を行う意見提出手続（いわゆるパブリック・コメント手続）が定められた。

当庁においてもこの1年で、府令・省令改正41件、告示改正29件のほか「新たな形態の銀行業に対する免許審査・監督上の対応（運用上の指針）」や「金融検査マニュアル等の整備」の策定に当たり、広く意見・情報の募集を行った。

第7節 行政情報化の推進

金融監督庁における行政情報化については、平成10年6月の当庁発足以来、当庁LANの構築、職員1人1台のパソコンの計画的配備、金融監督庁ホームページの開設など、その推進を図ってきたが、行政の情報化を取り巻く環境は、インターネットの急速な普及や電子商取引の実用化の動きをはじめとして、社会の情報化が急速に進展する中で、大きく変化している。

このような状況を踏まえ、当庁における行政情報化を総合的・計画的に推進するため、本年2月、長官官房審議官を委員長とし、官房各課長、各部・委員会の筆頭課長等で構成する「金融監督庁行政情報化推進委員会」（以下、「推進委員会」という。）を設立し、行政情報化推進の責任体制の明確化を図った。

推進委員会は平成12年2月24日に第1回会合を開催し、行政情報化を推進するにあたっての理念等の議論を行い、平成12年4月18日に開催した第2回会合において当庁における情報化推進の基本指針となる「金融監督庁行政情報化推進計画」を決定した（資料3-7-2参照）。

また、当庁の情報システムについては、コンピュータ2000年問題への対応のほか、ホームページの改ざんやコンピュータウイルスなどのネットワークを利用した不正行為等による被害を防ぐため、不正アクセスに係る監視方法の見直し等の更なるセキュリティ対策を講じ、安全性・信頼性等の一層の向上を図った。

第2部 法制度面の新たな進展

第4章 金融機関等の経営基盤の強化及び的確な破綻処理のための法整備

第1節 預金保険法等の改正（資料4 - 1 - 1 ~ 3 参照）

預金保険法の改正

1. 趣旨

最近における金融環境の変化に対応し、我が国の金融機能の一層の安定化及び破綻金融機関の的確な処理を図るため、「預金保険法等の一部を改正する法律案」が平成12年2月18日国会に提出され、5月24日可決・成立し、平成13年4月以降の預金保険制度及び金融機関の破綻処理制度について所定の規定を整備するとともに、交付国債の増額及び預金等全額保護の特例措置の1年延長等を行うこととされた。

2. 改正の概要

(1) 預金保険制度及び金融機関の破綻処理制度の整備

ア. 破綻処理の迅速化

事前準備

破綻処理の迅速化を図るため、名寄せに必要な預金者データを整備し、そのデータを預金保険機構に迅速に引き継ぐためのシステム対応を図ることを金融機関に義務づけた。

営業譲渡手続の迅速化・簡易化

被管理金融機関における営業譲渡等の迅速化・簡易化を図るため、営業譲渡等に係る仮決議の制度及び特別決議に代わる裁判所の許可（代替許可）制度を導入するなどした。

イ. 破綻処理の多様化

破綻処理の多様化を図るため、金融再生法により時限措置として設けられている金融整理管財人（破綻金融機関の経営権を掌握する公的な管理人）制度や承継銀行（ブリッジバンク）制度を恒久措置化するなどした。

金融整理管財人制度

内閣総理大臣は、債務超過と認める場合、預金等の払戻しを停止するおそれがあると認める場合、預金等の払戻しを停止した場合、金融機関からの申出を受けて債務超過が生ずるおそれがあると認める場合は、金融整理管財人による業務及び財務の管理を命ずる処分をできるようにした。なお、金融機関に対しては、債務超過の場合、預金等の払戻しを停止するおそれがある場合の届出を義務づけた。

承継銀行制度

受皿とする金融機関が直ちに現れない場合に対応するために、承継銀行を預金保険機構の子会社として設立する制度を導入した。預金保険機構が、承継銀行の業務の円滑な実施のために必要な資金の貸付け又は債務の保

証のほか、業務の実施により生じた損失の補てんを行うことを可能にした。

資金援助の対象の拡大

救済金融機関等が破綻金融機関と合併等を行う場合、営業の全部譲渡の場合のみでなく、営業の一部譲渡等の場合にも救済金融機関等への資金援助を可能にした。また、資金援助の一環として、受皿に対する資本増強及び事後的な損失補てん（ロスシェアリング）を行うことを認めるなどした。

ウ．金融危機への対応

危機的な事態（システミック・リスク）が予想される場合、内閣総理大臣が、金融危機対応会議の議を経て、以下の金融機関の区分に応じてそれぞれに定める措置を講ずる必要がある旨の認定を行うことを可能にした。

金融機関（ の金融機関を除く） 自己資本の充実のために行う預金保険機構による株式等の引受け等

破綻金融機関又は債務超過の金融機関 ペイオフコスト（保険金支払いに要すると見込まれる費用）超の資金援助

債務超過の破綻銀行 預金保険機構による全株式の取得（特別危機管理銀行）

エ．預金保険の付保対象等の改正

金融債（権利者を確知できるものに限る。） 公金預金・特殊法人預金、預金利息を新たに付保対象とした。各預金者の保険金の額は、保険金支払限度額（1000万円）までの元本に加え、その元本に係る利息とした。

協同組織金融機関の連合会を新たに預金保険の対象とした。

オ．その他の法律の改正

民事再生法の特例（監督庁による再生手続開始の申立て、預金保険機構の預金者代理権限等）を設けるとともに、更生手続等開始後における保険金相当額までの預金の払戻しを認めるなどの手当てを行うため、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律を一部改正した。また、協同組織金融機関の破綻処理方式の多様化を図るため、信用金庫法等の一部を改正した。

(2) 交付国債の増額

預金保険機構に交付する国債をすでに交付している7兆円に追加して6兆円増額することとした。

(3) 預金等全額保護の特例措置（いわゆるペイオフの解禁）の延長等

ア．時限措置であるペイオフコスト超の資金援助及び預金等債権の買取りの特例措置の適用期限を1年延長して、平成14年3月末までとした。

イ．当座預金、普通預金等の流動性預金を預金等全額保護の特例措置終了後1年間（平成15年3月末まで）全額保護することとした。

3．改正の意義

金融監督庁としては、市場規律と自己責任原則を基軸とした明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政の確立に努めてきたところであるが、今回の預金保険法等の改正により、預金等全額保護の特例措置終了後においては、この市場規律と自己責任原則に立脚する金融システムが確立することが期待される。また、

回復の見込みがなくなった金融機関につき破綻処理方式の選択の幅がひろがり、迅速かつ円滑に処理できるなど破綻金融機関の的確な処理が可能になる。

協同組織金融機関の優先出資に関する法律の改正

1. 趣旨

平成 12 年 4 月に監督権限が国に移管された信用組合や、信用金庫などの協同組織金融機関については、地域の中小企業金融において重要な役割を果たしており、金融システム改革等のなかで、経営基盤を強化するため、自己資本の充実を図る必要がある。

他方、協同組織金融機関の増資については、株式会社形態の銀行と異なり、出資者が組合員（会員）に限定されており、一出資者の出資に上限がある、組合員（会員）は、中小零細企業、個人等であり、出資負担能力が相対的に小さい、といった制約があった。

こうしたことから、従来、系統中央金融機関のみに優先出資の発行を認めていた優先出資法を改正し、単位協同組織金融機関についても、組合員（会員）に限定することなく、広く一般から出資を受け入れることが可能となる、劣後ローンと異なり、不良債権の償却原資とすることができる、等の効果がある優先出資の発行を可能とすることとした。

当該改正は、「預金保険法等の一部を改正する法律案」に盛り込まれ、平成 12 年 2 月 18 日国会に提出され、5 月 24 日可決・成立し、6 月 30 日に施行された。

2. 改正の概要

優先出資を発行することができる優先出資法上の「協同組織金融機関」の定義に、信用組合、信用金庫、労働金庫、信用事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会、漁業協同組合及び水産加工業協同組合並びに漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会等を加えている。

3. 改正の意義

協同組織金融機関については、今回の法改正による新たな枠組みを活用し、その資本基盤の充実を図ることにより、引き続き金融システム改革への対応や不良債権の処理を進め、中小企業金融や地域金融等において大きな役割を担っていくことが期待される。

金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律の改正

1. 趣旨

信用組合・信用金庫等の協同組織金融機関は、従来より早期健全化法の対象金融機関ではあったものの、前記の通り優先出資の発行が認められていない（優先出資法上の問題）早期健全化法の活用による資本増強を行うためには、「信用秩序の維持又は経済の円滑な運営に極めて重大な支障が生ずるおそれがあること」が要件の一つとなっており、必ずしも中小金融機関である協同組織金融機関に合致するものとなっていない（早期健全化法上の問題）といったことから、これまで公的資本増強の仕組みを活用しにくい状況にあった。

そこで、これら協同組織金融機関の自己資本の充実に向けた取組みを支援するため、単位信用組合・信用金庫等について、優先出資の発行を可能とするとともに（前記 参照）、早期健全化法に基づく資本増強を受けることを容易とするよう、同法の適用要件を見直すこととした。

当該改正は、「預金保険法等の一部を改正する法律案」に盛り込まれ、平成 12 年 2 月 18 日国会に提出され、5 月 24 日可決・成立し、6 月 30 日に施行された。

2．改正の概要

協同組織金融機関については、公的資本増強を行うための適用要件「信用秩序の維持又は経済の円滑な運営に極めて重大な支障が生ずるおそれがあること」を見直し、「協同組織金融機関が業務を行っている地域又は分野における資金の円滑な需給及び利用者の利便に大きな支障が生ずるおそれがあること」とした。また、協同組織金融機関に対する資本増強については、期限を 1 年延長して平成 14 年 3 月末までとすることとした。

3．改正の意義

協同組織金融機関については、今回の法改正による新たな枠組みを活用し、その資本基盤の充実を図ることにより、引き続き金融システム改革への対応や不良債権の処理を進め、中小企業金融や地域金融等において大きな役割を担っていくことが期待される。

第 2 節 保険業法及び更生特例法の改正（資料 4 - 2 - 1 参照）

趣旨

最近における保険業を取り巻く経済社会情勢の変化に対応し、保険相互会社について自己資本の増強・再編等を図るため、株式会社化を容易にするほか、保険相互会社への更生手続の適用を可能とし、債務超過に陥る前の早期の手続開始、司法手続による権利調整、保険保障の継続を行うため、倒産法制を整備するとともに、生命保険契約者保護機構の財源対策として業界の追加負担及び財政上の措置を講ずること等により、その機能の維持を図ることを目的として、保険業法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（以下「更生特例法」という）の一部を改正する法案が平成 12 年 3 月 7 日国会に提出され、5 月 24 日可決・成立した。

改正の概要

（保険業法）

1．保険相互会社から株式会社への組織変更制度

株式会社化に際して多数の保険契約者に端株が割り当てられることに対応するため、端株の一括売却制度を導入し、端株を割り当てられる社員への補償として売買代金の交付を可能とするとともに、組織変更と同時の株式発行、直後の新株発行による資本増強を可能とする。

2．保険契約者等の保護のための特別の措置（破綻処理制度）

(1) 早期の手續開始

保険会社に対し、業務又は財産の状況に照らして保険業の継続が困難であるときは、事業継続困難である旨の監督当局への申出を義務付ける。

(2) 保険管理人の権限の強化等

保険管理人に対し、破綻保険会社に対する調査権限を付与するとともに、その経営者又は経営者であった者の破綻の責任を明確にするため民事上・刑事上の所要の措置をとることを義務付ける。

(3) 破綻処理の迅速化

破綻処理の迅速化を図るため、保険契約の移転等に係る仮決議制度や特別決議に代わる裁判所の許可（代替許可）制度を導入する。

(4) 契約条件の変更

保険契約の移転や合併の場合のみならず、保険持株会社等による破綻保険会社の株式取得の場合にも契約条件の変更を認める。

(5) 保険契約者保護機構の業務の拡大・強化

ア．業務の拡大

保護機構が保険管理人又は保険管理人代理へ就任することを可能とする。

救済保険会社が現れない場合に対応するため、承継保険会社（保護機構の出資により設立された子会社）による保険契約の承継を可能とする。

破綻保険会社の保険金請求権等の買取りを可能とする。

破綻保険会社等の資産の買取りを認めるとともに、当分の間の措置として、当該資産の買取り及び回収について協定銀行（整理回収機構）への委託を可能とする。

イ．資金援助の拡大

資金援助として、金銭贈与のほか、資産の買取り及び事後的な損失補てん（ロスシェアリング）を可能とする。

保険契約の一部移転の場合の資金援助や保険持株会社等による破綻保険会社の株式取得の場合の資金援助を可能とする。

資金援助の類型として、救済保険会社に対する資金援助のほか、保険契約の承継・再承継の場合の資金援助や保険契約の再移転の場合の資金援助を可能とする。

3．生命保険契約者保護機構の財源対策

(1) 政府保証の恒久化

平成 13 年 4 月までの時限措置とされていた借入れに係る政府保証を可能とする規定を恒久措置とした。

(2) 政府の補助

平成 15 年 3 月末までに破綻した生命保険会社の破綻処理に係る業務に要した費用を生命保険各社の負担金のみで賄うとしたならば、各社の財務の状況を著しく悪化させることにより保険業に対する信頼性の維持が困難となり、ひい

ては国民生活又は金融市場に不測の混乱を生じさせるおそれがあると認める場合には、予算で定める金額の範囲内で、保護機構に対し、当該費用の全部又は一部について国庫補助を行うことを可能とした。また、保護機構の借入限度額を4,600億円から9,600億円に拡大した。

4. その他

一定の保険商品について銀行等による販売を可能とする。

(更生特例法の改正)

1. 更生手続関係

(1) 保険相互会社への更生手続の適用

保険相互会社への更生手続の適用を可能とする。

(2) 保険会社(相互会社・株式会社に共通)の更生手続の特例

保険契約者への送達の特例、保護機構による手続代理、監督当局による更生手続開始等を可能とする。

2. 破産手続関係

破産手続についても、更生手続の特例(保護機構による手続代理等)と同様の規定を整備する。

改正の意義

金融監督庁(金融庁)としては、例えば、相互会社の株式会社化等、保険業法等の改正の趣旨に則り、その適切な運用に努めて参ることとする。

第5章 21世紀を展望した金融サービスに関する基盤整備のための法整備

第1節 証券取引法及び金融先物取引法の改正

証券取引所等の株式会社化のための証券取引法及び金融先物取引法の改正

1. 趣旨

国内的・国際的な市場間競争が激化するなど証券取引所及び金融先物取引所（以下「証券取引所等」という。）を取り巻く情勢が大きく変化する中で、証券取引所等の資金調達方法の多様化、意思決定の迅速化等を図る観点から、証券取引所等の組織形態に株式会社形態を導入するための証券取引法及び金融先物取引法の改正案が平成12年3月17日国会に提出され、同年5月23日可決・成立し、同年12月1日から施行されることとなった。

2. 改正の概要

- (1) 証券取引所等の組織形態に従来の会員組織形態に加えて、株式会社形態を導入する。（資料5-1-1参照）
- (2) 株式会社形態の導入に伴い、証券取引所等の免許制度を、証券取引所等の設立にかかる免許から市場開設にかかる免許に変更する。
- (3) 株式会社形態の証券取引所等においても公共的機能が適切に発揮されるようにするため、必要な規制を設ける。主な規制は次のとおり。
 - ・ 政令で定める資本金以上の株式会社であること
 - ・ 業務範囲は取引所有価証券市場（金融先物市場）の運営及びこれに附帯する業務に限ること
 - ・ 証券取引所等の会員等が法令違反した場合の制裁措置等を定款に明記すること
 - ・ 証券取引所等の株式については何人も発行済株式の5%を超えて取得してはならないこと
 - ・ 自ら開設する証券取引所に株式を上場する場合には当局の承認が必要であること、等

3. 改正の意義

金融監督庁（金融庁）としては、改正の趣旨を踏まえ、株式会社形態の証券取引所等に対しても投資者保護及び取引の公正性確保の観点から適切に監督していく必要がある。

企業内容等の開示制度の電子化のための証券取引法の改正（資料5-1-2参照）

1. 趣旨

投資者が企業情報へ容易・迅速にアクセスできるように、企業内容等の開示制度を電子化するための証券取引法の改正案が平成12年3月17日国会に提出され、同年5月23日可決・成立し、平成13年6月1日から段階的に順次施行されることとなった。

2. 改正の概要

- (1) 有価証券報告書等の開示書類の提出、受理という一連の手続きを原則オンラインによることとする。
- (2) オンラインにより提出等が行われた有価証券報告書等は、金融庁や証券取引所等にあるモニター画面により公衆縦覧に供されるほか、金融庁からインターネットを通じ広く一般に情報提供が行われる。
- (3) 証券会社等が投資者に有価証券の発行者にかかる事業内容等の情報を提供する目論見書等につき、オンラインによる交付等を認める。

3. 改正の意義

金融監督庁（金融庁）としては、投資者の利便性向上を図りながら、投資者保護に欠けることがないよう適切に実施していく必要がある。

第2節 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の改正

趣旨

21世紀を展望した金融サービスに関する基盤整備の一環として、多数の投資者から資金を集めて市場で専門家が管理・運用する集団的な投資の仕組みについて、資金調達者の選択肢を拡大し投資者に対する多様な商品の提供を可能とする観点から、運用対象資産の拡大や適切な投資者保護の枠組みの整備等を行うため、資産の流動化のための仕組みである「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律」（SPC法）、資産運用のための仕組みである「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律」（投信法）の改正案が平成12年3月17日国会に提出され、5月23日可決・成立した。

法改正の概要

1. SPC法（資料5 - 2 - 1参照）

流動化対象資産を拡大するとともに、より使い勝手のよい制度に改める。

また、流動化の器として信託も利用可能とする。これに伴い法律名を「資産の流動化に関する法律」に改める。

(1) 会社型の改正

対象資産の拡大（不動産、指名金銭債権から財産権一般に拡大）

SPC設立手続の簡素化

ア．SPCの登録制を届出制に変更する。

イ．最低資本金（現行：300万円）を10万円に引き下げる。

SPCが発行する証券の商品性の改善等

ア．優先出資について、投資者への資金の払戻しを行うための減資や流動化スキームの安定性を高めるための無議決権化を可能とする。

イ．商品設計の自由度を増すため転換特定社債、優先出資引受権付特定社債の発行を可能とする。

ウ．特定資産の原所有者による証券の募集の取扱いを可能とする（財務局へ

の届出)

特定資産取得のための借入れを可能とする。

資産流動化計画に関する規制の簡素化・合理化

ア．資産流動化計画を定款記載事項から除外する。

イ．特別多数決による変更を可能とする（現行法では全員の同意が必要）。

(2) 信託型の創設

信託を用いた資産流動化について、会社型と同様の仕組みを整備するため、受益権を有価証券にする、権利者集会制度を創設し多数決による意思決定を可能とする、情報開示制度を充実する等の措置を講ずる。

2. 投信法（資料5 - 2 - 2 参照）

主として有価証券に運用するための仕組みを定めた証券投資信託法を改正し、不動産を含めた幅広い資産に投資運用できるよう規定を整備する。

これに伴い法律名を「投資信託及び投資法人に関する法律」に改める。

(1) 運用制限の緩和

主たる運用対象が従来は有価証券であったものを、不動産その他の政令で定める資産にまで拡大する。

(2) 投資信託委託業者に関する規定の整備

投資信託委託業者に対する認可等の規定の整備

ア．不動産ファンドの運用を行う投資信託委託業者には、宅地建物取引業法の免許の取得等を義務づける。

イ．不動産等の資産の運用を行う投資信託委託業者に対する認可を行う場合や省令を制定する場合には、建設大臣等と協議することとする。

兼業範囲の拡大

投資信託財産に含まれる不動産の管理、不動産特定共同事業、宅地建物取引業（自己売買を除く）等に拡大する。

利益相反行為の防止措置

ア．投資信託委託業者とファンドとの間の取引、利害関係人等の利益を図るための取引、投資信託委託業者自身の利益を図るための取引等の禁止規定を整備する。

イ．不動産等の価格評価が困難な資産について外部の独立した不動産鑑定士等の価格評価を義務づける。

ウ．ファンド相互間の取引、利害関係人とファンドとの間の取引、自己の顧客とファンドとの間の取引等が行われた場合には、その具体的内容を投資者へ開示することを義務づける。

忠実義務・善管注意義務と損害賠償責任

ア．投資者に対して忠実に行動する義務、専門家として要求される注意をもって業務を遂行する善管注意義務を規定する。

イ．忠実義務、善管注意義務等に違反し、投資者に損害を与えた場合の損害賠償責任に関する規定を設ける。

(3) 借入制限の緩和

流動性が低く個別性の強い不動産等への運用が円滑に行えるよう、借入れや社債発行を可能とする。

(4) 信託スキーム規定の整備

投資者保護の観点から、重大な信託約款の変更を行う場合には公告を行い投資者の過半数が異議を述べた場合には変更できないこととする。

信託銀行等が自ら資産運用を行う仕組みを整備する。(投資信託委託業者と同様の規制を適用。)

改正の意義

今般の法改正により、SPC法については、登録制から届出制への移行等の各種規制緩和措置を受けて、同制度の利用が活発化すると見込まれることに加え、証券募集の取扱いを行う資産保有者が新たに監督対象として加わることとなる。従って、財務局を指導して監督の充実を図り、法律の適正な執行を図っていくこととしている。

また、投信法については新しい金融商品としての期待の高まりなどから、新規参入業者の増加が見込まれるが、認可に際して業務執行体制等について十分な審査を行うことにより、適格性を担保し、引き続き適切な監督を行うこととしている。

第3節 金融商品の販売等に関する法律

趣旨

近時、多様な金融商品の普及を背景として、知識・情報の乏しい顧客に対する業者の説明が不十分であることなどから、金融商品の販売・勧誘を巡るトラブルが多発しているが、現行の業法上の規制や民法上の不法行為責任等では必ずしも顧客保護として十分であるとは言えなかった。そこで、21世紀を展望した金融サービスに関する基盤整備の一環として、金融商品の販売等に際して顧客の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に資するため、金融商品販売業者等の顧客に対する説明義務、説明義務違反によって生じた損害賠償責任を民法の特例として定める等の措置を講じた金融商品の販売等に関する法律(金融商品販売法)が平成12年5月24日国会に提出され、5月23日可決・成立し、平成13年4月1日から施行されることとなった。

金融商品販売法の概要(資料5-3-1参照)

1. 金融商品販売業者等の説明義務の明確化

(1) 対象となる金融商品

金融商品については、預貯金、信託、保険、有価証券等を幅広く対象とし、今後登場する新しい商品については政令で定める。

(2) 説明義務

金融商品の販売等(販売の代理又は媒介を含む。)をしようとする金融商品販売業者等に対し、次のような金融商品の有するリスク等に係る重要事項の説

明を義務づけた。ただし、顧客がいわゆるプロとして政令で定める者である場合や顧客が説明を要しない旨の意思の表明をした場合は、説明は不要。

金利・通貨の価格・有価証券市場における相場等の指標に係る変動を直接の原因として元本欠損が生ずるおそれがあるときは、その旨と当該指標。

金融商品の販売を行う者その他の者の業務・財務の状況の変化を直接の原因として元本欠損が生ずるおそれがあるときは、その旨と当該者。

その他顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして政令で定める事由を直接の原因として元本欠損が生ずるおそれがあるときは、その旨と当該事由。

権利行使期間又は解約期間の制限。

2．説明義務違反に対する損害賠償責任

金融商品販売業者の説明が不十分なために顧客が損害を被った場合、現行の民法の下では、不法行為による損害賠償請求（民法 709 条）を行うこととなるが、業者の説明義務の有無、説明がなかったことと損害の発生との因果関係の存在について原告である顧客が立証責任を負っており、裁判が長期化する傾向がある。そこで、金融商品販売法は、民法の不法行為責任の特則として、金融商品販売業者等に対し、説明義務違反によって生じた損害を賠償する責任を負わせるとともに、元本欠損額を損害額とする推定規定を設け、顧客の立証責任の軽減を図っている。

3．金融商品販売業者等の勧誘の適正の確保

(1) 金融商品販売業者等は、勧誘の適正の確保に努めなければならない旨規定。

(2) 勧誘方針の策定・公表義務

金融商品販売業者等は、顧客の知識、経験及び財産の状況に照らし配慮すべき事項、勧誘の方法・時間帯に関し顧客に配慮すべき事項、その他の勧誘の適正に関する事項について、事前に勧誘方針を策定・公表しなければならないとされ、これに反した金融商品販売業者等に対しては過料の制裁をもって臨むこととなった。

制定の意義

金融商品販売法は、私人間の取引ルールを定めるものであり、行政当局がその監督権限の行使を通じてルールの遵守を確保するという行政法規としての性格を持つものではないが、個別の業法において行政当局の監督に服している金融機関について言えば、業務運営にあたって法令遵守体制の整備が求められており、監督当局としては金融商品販売法の遵守を含めた法令遵守体制の整備状況をチェックし、仮にその状況に不備がある場合には、監督上の措置により是正を求めることになる。

第6章 商工ローン問題等へ対応するための法整備

第1節 商工ローン問題等へ対応するための貸金業規制法及び出資法の改正 (資料6 - 1 参照)

趣旨

いわゆる商工ローン業者(主として中小事業者に対して無担保で小口の融資を行う貸金業者)については、昨年春以降、違法な取立行為が行われているのではないか、根保証を行った者について説明が不十分ではないか、貸出金利が高すぎるのではないかなどの苦情がマスコミ等で頻繁に取り上げられた。また、一部商工ローン業者については、捜査当局による捜査が行われるに至った。こういう状況を背景として、資金需要者である顧客及び保証人の利益の保護を図るため、議員提案により貸金業規制法等の改正案が平成11年12月7日国会に提出され、同年12月13日可決、成立し、平成12年6月1日から施行された。

改正の概要

(1) 追加融資の際の保証人への書面交付の義務付け

当初の保証契約締結時にのみ保証人に対する書面交付が義務づけられていたものを、根保証契約において債務者に追加融資が行われた場合にも、当該保証人に書面を交付することを義務づける。

(2) 保証契約締結前の書面交付の義務付け

貸金業者が保証契約を締結しようとするときは、保証人に対し事前に書面を交付することを義務づける。

(3) 取立て行為の規制の強化

貸金業者の貸付けに係る契約について保証をした保証業者が弁済をした場合等、求償権等に係る取立て行為を規制する等のため、所要の規定を整備する。

(4) 規制違反に対する罰則の全面的な強化

(5) 貸金業者に係る出資法の上限利率の年40.004%から29.2%への引下げ

(6) 利息制限法の賠償額予定の制限の法定金利の2倍から1.46倍への引下げ

改正の意義

今般の改正法の趣旨を踏まえ、省令及び事務ガイドラインの改正を行ったところであり、これらを踏まえて、適切な指導、監督を行うよう財務局に指示するとともに、都道府県に対して所要の説明を行うなどの対応をしている。

第2節 日賦貸金業者に係る問題に対応するための貸金業規制法及び出資法の改正 (資料6 - 2 参照)

趣旨

日賦貸金業者について、高金利、違法な取立て、日賦貸金業者の条件に違反しているなど、九州地方を中心に日賦貸金業者に関連したトラブルが多発している状況を踏まえ、議員提案により出資法及び貸金業規制法の改正案が平成12年5月23日国会に提出され、5月31日可決、成立し、平成13年1月1日から施行されることとなっている。

改正の概要

- (1) 日賦貸金業者に係る出資法の特例金利の年109.5%から54.75%への引下げ
- (2) 日賦貸金業者の取立て方法に関する規制の見直し
日賦貸金業者が相手方の営業所等において自ら集金しなければならない日数を、返済期間の100分の70以上から100分の50以上へ見直し
- (3) 日賦貸金業者が営業所等に掲示すべき事項、貸付条件の広告する場合において表示すべき事項及び貸付けの契約に際して交付すべき書面の記載事項に、自らが日賦貸金業者である旨等を追加

改正の意義

今般の法改正が平成13年1月1日から施行されることから、関係省令の整備等、その施行に向けて必要な準備を進めていく。また、法改正に際しての両院での決議の趣旨を踏まえ、出資法等の遵守につき、適切な指導、監督を行うよう財務局に指示するとともに、地方自治法に基づき都道府県に助言、勧告するなどの対応をしている。

第3部 金融監督等

第7章 金融監督にあたっての基本的考え方

明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政の徹底(市場規律と自己責任の原則)

金融監督庁は、明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政を確立することを基本としている。このような観点から、金融機関の監督については、金融機関の経営に市場規律と自己責任の原則を徹底させ、市場の信認を得ていくことが重要と考えており、具体的には、これまでも、

早期是正措置をはじめとする監督上の措置の的確な運用

米国証券取引委員会(SEC)と同様の基準による連結ベースでの不良債権の開示を義務付ける等、ディスクロージャーの拡充、

事務ガイドライン(金融監督等にあたっての留意事項について)の整備等に努めてきたところである。

緊急対応から定常的対応へ

金融監督庁設立後これまでの監督行政は、金融機関の破綻処理や一斉検査に伴う早期是正措置の発動等の緊急対応が中心とならざるを得なかったが、そうした処理は一段落してきており、金融システムは相当程度安定化してきている。これに伴い、監督行政も、破綻処理等の緊急対応から定常的対応へと次第に軸足を移しているところである。定常時における監督行政においては、金融機関の破綻を未然に防止するため、早期("prompt")是正措置の対象となる前に金融機関の健全性に係る問題を早期("early")に発見し、改善のための働きかけを行うことが必要となる。このためには、金融機関の経営の状況を常時把握し、金融機関に対して継続的かつ整合的な働きかけを行い得る体制の整備が必要である。

金融機関の経営状況を把握する手段としては、オンサイトの検査が実効的な方策としてあげられるが、限られた人員で全ての金融機関に対して常時検査を行うことは実際上困難である。他方で、金融機関をとりまく環境をみると、金融システムが安定化してきているとはいえ、経済・金融構造の変化、金融技術の高度化等により、金融機関の市場リスク、信用リスク等の経営リスクは高まっており、かつ、それが顕在化するスピードが従来よりも相当速くなっていく可能性があることに鑑みれば、検査と検査の間においても、オフサイトのモニタリングにより、金融機関の経営の健全性の状況を継続的に把握することが極めて重要である。このようなオフサイト・モニタリングの必要性については、バーゼル銀行監督委員会のコア・プリンシプルにおいても指摘されており、主要国においても、一般的な手法として導入が進められているところである。また、モニタリングの視点も、過去の経営の結果としての財務会計情報に基づく現時点の財務状況だけでなく、リスク情報・管理会計情報に基づく将来の経営の健全性をも含むものとなってきている。一方、こうしたモニタリングにより金融機関の将来の健全性に影響を及ぼすような状況を把握した場合には、金融機関が正確な状況認識に基づき、的確な改善策を講じることを確保するため、経営陣に対する情報発

信などの働きかけを行うことが必要である。

このような定常時対応の拡充の一環として、当庁は、平成11年6月末時点より、全国銀行及び協同組織金融機関の中央機関に対して、リスク情報等に関するモニタリングを開始した。このモニタリングは、具体的には、各金融機関から市場リスク、流動性リスク及び信用リスクの状況等に関する報告を徴求して、健全性の状況について定量的に把握しようとするものである。また、金融機関への働きかけについても、当庁は、平成11年以降、まず、地方銀行、第二地方銀行に関し、決算情報やリスク情報等の分析結果のフィードバックなどを通じ、積極的な情報発信を行ってきた。（第17章モニタリング体制の強化を参照）

当庁としては、これらの取り組みを踏まえ、今後、金融機関に対する定常的対応をより一層確立していくため、

リスク情報等に関するモニタリングの対象先を拡大する

金融機関の健全度に係る分析・評価能力の向上、手法の開発を行う

個別金融機関及び業界に対する情報発信を拡大する

上記をサポートするための情報インフラを整備する

こととしている。

外国金融監督当局との連携の強化等

金融取引のグローバル化や情報化等の状況に適切に対応するために、バーゼル銀行監督委員会や証券監督者国際機構等の金融監督当局者による国際会議における議論に主体的に参画していくとともに（第5部 国際関係の動きを参照）、在日外国金融機関等に対する当庁の検査及び行政処分並びに外国金融監督当局の検査等に際しても、外国金融監督当局と情報交換をする等密接な連携に努めることとしている。

第8章 金融システムの安定化

第1節 平成11年度決算概況

主要17行の平成11年度決算

主要17行の平成11年度決算の概要等は、各行決算短信（5月24日（水）までに17行全行で発表済）等によれば、以下のとおり。

1. 業務純益、当期利益

(1) 業務純益（一般貸倒引当金繰入前の実質ベース）は、預貸金利ざやの改善や経費の削減があったものの、資金・債券関係損益が低調であったこと等から、主要17行合計では、約3兆2,900億円となり、前年度比約6,100億円（15.7%）の減益となった。ただし、主要17行のうち4行は増益となった。

(2) 当期利益は、以下のとおり約4兆4,900億円の不良債権処理を行ったが、株式相場の上昇により株式関係損益が好転したため、主要17行合計では、約7,600億円と前年度の3兆5,900億円の赤字から好転した。

2．不良債権等の処理状況

(1) 不良債権処理額（一般貸倒引当金繰入を含む）は、17行計で、当初見込額の約3倍、中間決算発表時の見込額の1.6倍の約4兆4,900億円（前年度比約5兆9,500億円減）を実施した。

また、元本補填のある信託勘定についても、積極的な不良債権処理（約3,100億円）を実施した。

(2) 株式等償却は、17行合計で約9,300億円となり、これに対し、株式等の売却益（ネット）は、17行合計で約4兆4,500億円となった。

3．不良債権残高

(1) 金融再生法基準による不良債権（破産更生等債権、危険債権及び要管理債権）の残高は、17行合計で約17兆8,300億円と、11年3月期比約2兆9,900億円（14.4%）の減少となった。

(2) リスク管理債権の残高も、17行合計で約17兆3,400億円と、11年3月期比約2兆8,800億円（14.2%）の減少となった。

4．自己資本比率

自己資本比率（連結）は、16行単純平均（4月1日合併の三井信託と中央信託は合算で発表）で11.33%と11年3月期比0.61ポイント低下した。

なお、信託銀行の元本補填のある信託勘定については、我が国の信託銀行全体に対する市場の信認を更に高めていく観点から、従来、信託元本の10%としてきたリスクウエイトの取扱いを改め、より保守的に50%を乗ずることにより算出することとした。

5．有価証券の含み損益

有価証券の含み益は、16行合計で約7兆5,900億円と11年3月期比約4兆8,800億円の増加と、全行でネット含み益となった。

地銀・第二地銀の平成11年度決算

1．地銀の平成11年度決算

地銀64行の平成11年度決算の概要等は、各行の決算短信等によれば、以下のとおり。

(1) 業務純益、当期利益

業務純益（一般貸倒引当金繰入前の実質ベース）は、預貸金利ざやの改善や経費の削減があったものの、資金・債券関係損益が低調であったこと等から、64行合計では、約1兆2,700億円となり、前年度比約1,300億円（9.5%）の減益となった。ただし、64行のうち16行は増益となった。

当期利益は、以下のとおり約1兆1,200億円の不良債権処理を行ったが、株式相場の上昇により株式関係損益が好転したため、64行合計では、約1,700億

円と前年度の約6,000億円の赤字から好転した。

(2) 不良債権等の処理状況

不良債権処理額（一般貸倒引当金繰入を含む）は、64行合計で、約1兆1,200億円（前年度比約1兆1,900億円減）を実施した。

株式等償却は、64行合計で約1,400億円となり、これに対し、株式等の売却益（ネット）は、64行合計で約4,000億円となった。

(3) 不良債権残高

金融再生法基準による不良債権（破産更生等債権、危険債権及び要管理債権）の残高は、64行合計で約8兆1,600億円と、11年3月期比約2,000億円（2.4%）の減少となった。

リスク管理債権の残高は、未収利息を不計上とする貸出金の範囲の拡大などにより、64行合計で約7兆5,700億円と、11年3月期比約8,100億円（12.0%）の増加となった。

(4) 自己資本比率

自己資本比率（連結）は、早期健全化法に基づく資本増強を行った4行を含めて16行が増資を行ったこともあり、国際統一基準行14行の単純平均で11.59%と11年3月期18行の単純平均比0.99ポイント、国内基準行50行の単純平均で9.15%と11年3月期46行の単純平均比0.95ポイント上昇した。

(5) 有価証券の含み損益

有価証券の含み益は、64行合計で約3兆2,400億円と11年3月期比約8,900億円の増加となった。

2. 第二地銀の平成11年度決算

第二地銀（55行ベース）の平成11年度決算の概要等は、各行の決算短信等によれば、以下のとおり。

(1) 業務純益、当期利益

業務純益（一般貸倒引当金繰入前の実質ベース）は、預貸金利ざやの改善や経費の削減があったものの、資金・債券関係損益が低調であったこと等から、55行合計では、約3,800億円となり、前年度比約200億円（4.9%）の減益となった。ただし、55行のうち24行は増益となった。

当期利益は、株式相場の上昇により株式関係損益が好転したものの、以下のとおり約4,200億円の不良債権処理を行ったことから、55行合計では、約170億円の赤字となり前年度の約340億円の黒字から悪化した。ただし、55行のうち48行は黒字となった。

(2) 不良債権等の処理状況

不良債権処理額（一般貸倒引当金繰入を含む）は、55行合計で、約4,200億円（前年度比約7,300億円減）を実施した。

株式等償却は、55行合計で約170億円となり、これに対し、株式等の売却益（ネット）は、55行合計で約660億円となった。

(3) 不良債権残高

金融再生法基準による不良債権（破産更生等債権、危険債権及び要管理債権）の残高は、55行合計で約3兆2,700億円と、11年3月期比約400億円（1.4%）の増加となった。

リスク管理債権の残高は、未収利息を不計上とする貸出金の範囲の拡大などにより、55行合計で約3兆100億円と、11年3月期比約5,300億円（21.8%）の増加となった。

(4) 自己資本比率

自己資本比率（連結）は、早期健全化法に基づく資本増強を行った2行を含め27行が増資を行ったこともあり、国内基準行55行の単純平均で7.93%と11年3月期比1.38ポイント上昇した。

(5) 有価証券の含み損益

有価証券の含み益は、55行合計で約4,600億円と11年3月期比約640億円の増加となった。

第2節 不良債権処理の促進

不良債権の概念（資料8 - 2 - 1参照）

1. リスク管理債権

金融機関の不良債権の概念としては、全銀協統一開示基準等（平成11年3月期以降は銀行法施行規則等をいう。以下同じ。）に従って積算し、公表されているリスク管理債権の概念がある。このリスク管理債権は、米国証券取引委員会（SEC）と同様の基準に基づくものであり、平成10年3月期より各銀行が全銀協統一開示基準等に基づき開示を開始。平成11年3月期からは、金融システム改革法に基づく銀行法等の改正により、全預金取扱金融機関に対し、連結ベースでの開示を罰則付きで義務化した。リスク管理債権は、貸出金を客観的形式的基準により区分（破綻先債権、延滞債権、3か月以上延滞債権、貸出条件緩和債権）し、区分された債権毎に各金融機関がその額を開示しているものであり、預金者・投資家への情報提供及び金融機関間での比較可能性に重点を置いた内容となっている。

2. 金融再生法に基づく資産査定

金融再生法においては、金融機関は決算期ごとに資産査定を行い、その結果を公表しなければならないこととされ、具体的には、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」「要管理債権」及び「正常債権」の4つの区分による資産査定の開示が行われることとなっている（主要行については、平成11年3月期より、地域銀行については平成11年9月期より、協同組織金融機関については平成12年3月期より、開示が義務づけられた）。

この金融再生法に基づく資産査定は、「リスク管理債権」と比べて、ア) 公表対象資産の範囲を貸出金だけでなく総与信に拡大、イ) 債権ベースではなく債務者ベ

ースで開示、の点で更に踏み込んだ開示となっている。

3. 自己査定

平成10年度より早期是正措置制度が導入されたことを踏まえ、各金融機関においては、適正な償却・引当を行うための準備作業として自己査定を行っている。自己査定については、ア)あくまでも金融機関が適正な償却・引当を行うための内部手続きであり、金融機関の間で比較することを前提としたものではないこと、イ)米国においても、個々の金融機関の自己査定の開示は行われていないこと、等から、各金融機関にこの開示を義務付けることは困難である。なお、自己査定結果の集計値については、金融監督庁からリスク管理債権と併せ、公表している。

不良債権の現状（資料8-2-2～8-2-7参照）

1. 全国銀行のリスク管理債権の額（貸出金ベース）

平成11年3月期 29.6兆円（38.7兆円）

平成11年9月期 29.7兆円

（注）（ ）の計数は預金取扱金融機関（全国銀行+協同組織金融機関）の計数。

2. 全国銀行の金融再生法に基づく資産査定（総与信ベース）

	正常債権	要管理債権	危険債権	破産更生債権及びこれらに準ずる債権
平成11年3月期	517.4兆円 (606.7兆円)	6.2兆円 (8.0兆円)	17.4兆円 (20.4兆円)	10.3兆円 (14.2兆円)
平成11年9月期	501.5兆円	6.4兆円	16.3兆円	8.5兆円

（注）（ ）の計数は資産査定対象機関（全国銀行+信用金庫+信用組合+労働金庫）の計数

3. 全国銀行の自己査定の集計結果（総与信ベース）

	分類	分類	分類	分類
平成11年3月期	487.5兆円 (613.7兆円)	61.0兆円 (76.6兆円)	3.2兆円 (3.9兆円)	0.1兆円 (0.1兆円)
平成11年9月期	470.0兆円	59.5兆円	2.6兆円	0.0兆円

（注1）（ ）の計数は預金取扱金融機関（全国銀行+協同組織金融機関）の計数。

（注2） 分類：正常債権、 分類：回収に注意を要する債権、 分類：回収に重大な懸念のある債権、 分類：回収不能債権

（注3） 分類は、その大宗が、注意を怠らなければ損失が発生しないものであり、これを一律に不良債権と位置づけるのは不適当。

不良債権の処理状況

全国銀行の不良債権の処理状況については、平成10年の金融監督庁による集中検査の結果や、金融再生委員会の定めた公的資本増強の審査に当たっての償却・引当基準（破綻懸念先担保非カバー部分70%、要管理先担保非カバー部分15%）を踏まえ、積

極的な不良債権処理が行われた結果、平成11年3月期の全国銀行の不良債権の処理額は、13.6兆円と過去最大規模となった。

また、平成11年9月期においても、3月期に引き続き、不良債権の売却による実質的処理等が着実に進められており、平成4年度から平成11年9月期までの全国銀行の累計の処理額は、61.0兆円にのぼるが、このうち直接償却等による処分損の累計は、その4割強に相当する25.5兆円となった。また、不良債権の売却等によりオフバランス化されたものが約21兆円に達するものと推計される。

さらに、平成11年9月期においては、新たに金融再生法に基づく整理回収機構による一般金融機関からの不良債権買取も開始されている。

こうしたことにより、金融機関の不良債権処理の問題については、十分な進展が見られたものと考えている。

なお、今後とも景気や地価の動向、個別債務者の業況に応じ不良債権は随時発生していくことになるが、各金融機関においては、今後とも適切な不良債権処理を行っていくべきものと考えている。

第3節 資本増強制度への対応

地域金融機関等に対する早期健全化法に基づく資本増強

平成11年7月下旬から平成12年3月にかけて、金融再生委員会では、早期健全化法に基づく資本増強の申請を行った地域金融機関等に対する審査を行い、下記の7銀行に対して公的資金による資本増強を承認したところであるが、これらの審査は、金融監督庁において把握している各銀行の経営状況や財務内容を踏まえて行われた。（資料8-3-2～8-3-29参照）

（注）「地域金融機関の資本増強についての基本的考え方」（資料8-3-1参照）においては、大手資本増強行の場合と異なり、資本増強に当たっての償却・引当の考え方について定量的な目安は示されていないが、「公認会計士協会の実務指針に従い必要にしてかつ十分な償却・引当が行われることを前提とする。」とされており、また、引受条件についても、特に、申請金融機関のその地域の金融市場に於ける融資比重や位置づけ等を考慮しつつ、地域経済への貢献についても評価を行い、配当率等に反映させることとされている。

- ・ 足利銀行、北陸銀行、琉球銀行、広島総合銀行(平成11年9月13日承認)
- ・ 熊本ファミリー銀行(平成11年12月9日承認)
- ・ 北海道銀行(平成12年3月14日承認)
- ・ 日本長期信用銀行(新生銀行)(平成12年3月14日承認)

資本増強行に対するフォローアップ

平成11年6月29日、金融再生委員会において、「早期健全化法により資本増強を受けた金融機関のフォローアップ(骨子)」が公表され、金融再生委員会・金融監督庁・預金保険機構がそれぞれ分掌する権限に基づき、緊密に協議しフォローアップを

行うこととなった（資料8 - 3 - 30参照）。

更に、平成11年9月30日、金融再生委員会において、「資本増強行に対するフォローアップに係る行政上の措置について」が公表され、経営健全化計画の履行を確保するための行政上の措置の発動基準が明確化された（資料8 - 3 - 31参照）。

これに基づき、金融再生委員会より公表された経営健全化計画及び履行状況報告（資料8 - 3 - 32、資料8 - 3 - 33、資料8 - 3 - 34参照）を受け、当庁において、平成11年9月に第1四半期、同年12月に第2四半期、平成12年3月に第3四半期、平成12年6月に第4四半期の各四半期における経営健全化計画の履行状況について、業務再構築のための方策や各行が行っている中小企業向け貸出のための施策の内容を中心に定性的ヒアリングを実施した。

なお、第2四半期及び第4四半期については、金融再生委員会の半期及び年度の履行状況報告の時期と重なることから、同委員会と共同でヒアリングを実施した。

（参考）

1．平成11年度の中小企業向け貸出への対応

金融再生委員会において、平成11年12月7日、早期健全化法第5条第4項に基づき、平成11年度中間期の中小企業向け貸出状況等の履行状況の報告を求め、これを公表（資料8 - 3 - 35参照）するとともに、同日、残された期間内に計画目標を達成できるように、引き続き努力を行うよう資本増強行に対し要請した。

平成12年6月8日、早期健全化法第5条第4項に基づき、平成12年3月期の中小企業向け貸出状況等の履行状況の報告を求め、これを公表（資料8 - 3 - 36参照）した。

主要14行の平成12年3月期の中小企業向け貸出状況については、4月から1年間の計画上の増加目標額である約3兆円に対して約4.3兆円の達成状況となった。

なお、12年3月期の報告に先立ち、平成12年4月4日、衆議院・大蔵委員会の参考人質疑の場において、全銀協会長行（第一勧業銀行）から、「中小企業向け貸出の見込み」を参考資料として提出した（資料8 - 3 - 37参照）。

2．経営健全化計画の見直し

平成11年9月30日、金融再生委員会において、「経営健全化計画の見直しについての基本的考え方」が公表され、金融再編への対応等の理由がある場合には、随時計画の見直しを求めることなどが明確化された（資料8 - 3 - 38参照）。

これに従い、みずほフィナンシャルグループ等金融再編への対応を表明した資本増強行は、計画の見直しを進めている。

第4節 早期是正措置の概要及び運用

・早期是正措置の趣旨

平成10年4月に導入された早期是正措置は、金融機関の経営の健全性を確保するため、監督当局が自己資本比率という客観的な基準を用い、必要な是正措置命令を迅速かつ適切に発動していくことで、金融機関の経営の早期是正を促していこうとする行政手法である（資料8-4-1、8-4-2参照）。

これにより、

金融機関の経営状況を客観的な指標で捉え、適時に是正措置を講じることにより、金融機関経営の健全性確保と経営破綻の未然防止を図ること。

是正措置の発動ルールを明確化することにより、行政の透明性確保にも資すること。

結果として、金融機関が破綻した場合の破綻処理コストの抑制につながる。などが期待される。

・発動基準

早期是正措置は、いわゆる業務改善命令、業務停止命令（銀行法第26条第1項）の1形態として、自己資本の充実の状況によって必要があると認めるとき発動にするものとして定められている（同条第2項）。

早期是正措置の発動基準となる「自己資本の充実の状況」については、国際的にも認められた「自己資本比率」という基準を用いることとしている。

この自己資本比率は、国際的に統一的なルールとして認められた方式により算出されるものであり、資本勘定（資本金、法定準備金、剰余金等）等の自己資本を分子として、また、リスクアセット（資産の種類に応じたリスクの割合を基礎として計算されたリスク資産額の合計額）を分母として算出される。自己資本比率には、

充実した自己資本は、金融機関の抱えるリスクのバッファーになり破綻に陥る危険度を減らし、

自己資本の提供者による金融機関の行動の監視が期待できる、

金融機関の様々な行動のいわば最終勘定尻を示すものなので、この指標を重視しても個別の行動についての金融機関の経営判断に介入することにはならない、といった利点があり、市場規律のもとでの金融機関の自己規正の基準としてふさわしいものである。

自己資本比率はこうした観点から国際的にも重要視されているところであり、我が国においても、金融機関の健全性の尺度として自己資本比率を重視しているのはこのような理由による。

（注）自己資本比率 =

$$\frac{\text{自己資本額（資本金等）}}{\text{リスクアセット（資産の種類に応じたリスクの割合を基礎として計算されたリスク資産額の合計額）}}$$

・措置区分

早期是正措置の措置区分は、自己資本比率の状況に応じて定められている。当初は第1から第3までの3段階であったが、平成10年10月に成立した金融機能早期健全化緊急措置法において、金融再生委員会が同法に基づき施策を講じるにあたって、早期是正措置との効果的な連携を確保すべきものとされたことを受けて見直しを行い、現在は4段階となっている（資料8 - 4 - 3参照）。

また、平成10年12月の金融システム改革法の施行に伴い、早期是正措置の発動基準について、国際基準、国内基準に関わらず、連結ベース及び銀行単体ベースそれぞれの自己資本比率に基づくこととなった。

	自己資本比率		措置の内容
	国際基準行	国内基準行	
第1区分	8%未満	4%未満	経営改善計画（原則として資本増強に係る措置を含む）の提出・実施命令
第2区分	4%未満	2%未満	資本増強に係る合理的と認められる計画の提出・実施、配当・役員賞与の禁止又は抑制、総資産の圧縮又は抑制等
第2区分の2	2%未満	1%未満	自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併又は銀行業の廃止等の措置のいずれかを選択した上当該選択に係る措置を実施
第3区分	0%未満	0%未満	業務の全部又は一部の停止命令

・発動実績

早期是正措置導入後、平成12年5月末までの早期是正措置に基づく是正命令の発動実績は次の通りである。

銀行 : 6件
信用金庫 : 11件
労働金庫 : 0件
信用組合 : 31件
系統金融機関 : 2件

（注）労働金庫は、労働大臣と金融監督庁長官の連名、系統金融機関（対象機関：農林中金、信農連46機関、信漁連33機関）については、農林水産大臣と金融監督庁長官の連名で命令が発出される。

第5節 破綻処理

なみはや銀行（資料8 - 5 - 1 ~ 8 - 5 - 3参照）

なみはや銀行に対しては、同行の平成11年3月期末の連結自己資本比率の水準、同行から報告された連結自己資本比率の向上策等を踏まえ、平成11年6月28日、金融監督庁より、銀行法第26条第1項の規定に基づき、早期是正措置命令（第2区分）を發出し、自己資本比率の向上を求めた。また、8月4日には、金融監督庁の検査結果（基準日：平成11年3月31日）を同行に対し通知した。

こうした中、8月6日、同行から金融再生委員会に対して、金融再生法第68条第2項に基づき、「その業務又は財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれが生ずると認められる」旨の申出がなされた。金融再生委員会においては、8月7日、当該申出及び同行の財務状況を踏まえ、同法第8条に基づく金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分を行った。

また、資産劣化防止の観点から、同行から金融再生委員会への申出を受け、直ちに、金融監督庁より同行に対し、銀行法第26条第1項に基づく業務改善命令を發出した。

新潟中央銀行（資料8 - 5 - 4 ~ 8 - 5 - 6参照）

新潟中央銀行に対しては、検査結果（基準日：平成10年9月30日）を踏まえた同行の平成11年3月期末の自己資本比率の水準に鑑み、平成11年6月11日、金融監督庁より、銀行法第26条第1項の規定に基づき、早期是正措置命令（第1区分）を發出し、自己資本比率の向上策等を求めた。

こうした中、10月1日、同行から金融再生委員会に対して、金融再生法第68条第1項に基づき、「その業務又は財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれがある」旨の申出がなされた。

金融再生委員会においては、10月2日、当該申出及び同行の資金繰り状況等を踏まえ、同法第8条に基づく金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分を行った。

また、資産劣化防止の観点から、同行から金融再生委員会への申出を受け、直ちに、金融監督庁より同行に対し、銀行法第26条第1項に基づく業務改善命令を發出した。

破綻金融機関の処理

1．日本長期信用銀行（新生銀行）（資料8 - 5 - 7参照）

平成10年10月23日、金融再生法第36条第1項に基づき特別公的管理の開始の決定が行われた日本長期信用銀行については、金融再生委員会の承認を受け、平成12年3月1日、同行の発行済普通株式約24億株をニュー・LTCB・パートナーズに対して譲渡することにより、特別公的管理が終了した。

（平成12年6月5日、同行は「(株)新生銀行」に名称変更）

2．日本債券信用銀行

平成10年12月13日、金融再生法第36条第1項に基づき特別公的管理の開始の決定

が行われた日本債券信用銀行の譲渡先については、平成12年6月6日、金融再生委員会の承認を受け、ソフトバンク、オリックス及び東京海上火災保険を中心に構成される出資グループと預金保険機構及び同行との間で同行の譲渡に係る基本合意書が締結された。

3．国民銀行（資料8 - 5 - 8参照）

平成11年4月11日、金融再生法第8条に基づき金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分が行われた国民銀行の譲渡先については、平成12年3月7日、金融再生委員会の了承を受け、国民銀行と八千代銀行との間で営業譲渡契約書が締結された。

4．幸福銀行（資料8 - 5 - 9参照）

平成11年5月22日、金融再生法第8条に基づき金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分が行われた幸福銀行の譲渡先については、平成12年5月18日、金融再生委員会の基本的な了承を受け、幸福銀行と米国のアジア・リカバリー・ファンドとの間で営業譲渡に係る基本合意書が締結された（実際の譲渡先は、同ファンドが中心となって今後組成する（仮称）「関西さわやかパートナーズ社」により設立される新銀行となる。）。

5．なみはや銀行（資料8 - 5 - 10参照）

平成11年8月7日、金融再生法第8条に基づき金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分が行われたなみはや銀行の譲渡先については、平成12年5月31日、金融再生委員会の了承を受け、なみはや銀行と大和銀行及び近畿大阪銀行との間で営業譲渡に係る基本合意書が締結された。

協同組織金融機関の破綻処理

1．信用金庫の破綻処理

自ら事業継続を断念し経営破綻を公表するとともに、11事務年度中（11年7月から12年5月まで）に預金保険法の適用を受けて事業譲渡を行った信用金庫は以下のとおりである。

破綻信用金庫	事業譲渡（又は合併）先	破綻公表日	事業譲渡日
不動信用金庫	八光信用金庫、大阪信用金庫、大阪厚生信用金庫、大阪市信用金庫、永和信用金庫、泉陽信用金庫、阪奈信用金庫、枚方信用金庫、摂津信用金庫	平成11年4月21日	平成11年11月29日
玉野信用金庫	おかやま信用金庫（合併）	平成11年4月23日	平成12年3月21日
龍ヶ崎信用金庫	水戸信用金庫（合併）	平成11年6月4日	平成12年5月8日

さらに、自ら事業継続を断念し経営破綻を公表するとともに、預金保険法等の適用を受けて事業譲渡を行うことを予定している信用金庫は以下のとおり。

破綻公表済信用金庫	事業譲渡先	破綻公表日	事業譲渡予定日
神田信用金庫	興産信用金庫	平成11年4月23日	平成12年1月予定
小川信用金庫	埼玉縣信用金庫	平成11年11月12日	平成13年1月予定
日南信用金庫	未定	平成11年11月19日	未定
松沢信用金庫	昭和信用金庫	平成11年12月10日	平成12年10月予定
京都みやこ信用金庫 南京都信用金庫	京都中央信用金庫	平成12年1月14日	平成12年内
西相信用金庫	さがみ信用金庫	平成12年1月28日	平成12年10月予定
岡山市民信用金庫	おかやま信用金庫	平成12年4月14日	平成13年1月予定
わかば信用金庫	太陽信用金庫、朝日信用金庫、同栄信用金庫、芝信用金庫、昭和信用金庫、目黒信用金庫、東調布信用金庫、王子信用金庫、多摩中央信用金庫	平成12年4月21日	平成12年内

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第8条（金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分）適用金庫。

2. 信用組合の破綻処理

自ら事業継続を断念し経営破綻を公表するとともに、11事務年度中（11年7月から12年5月まで）に預金保険法等の適用を受けて事業譲渡を行った信用組合は以下のとおりである。

破綻信用組合	事業譲渡先	破綻公表日	事業譲渡日
信用組合大阪弘容	大阪庶民信用組合	平成10年5月13日	平成11年8月23日
東京東和信用組合	江東信用組合	平成11年4月16日	平成11年10月25日
台東信用組合	都民信用組合	平成11年4月16日	平成11年11月22日
総武信用組合	都民信用組合	平成11年4月16日	平成11年11月22日
千歳信用組合	専和信用組合	平成11年4月16日	平成11年12月13日
共同信用組合	専和信用組合	平成11年4月16日	平成11年12月13日
平和信用組合	三栄信用組合	平成11年5月21日	平成12年1月24日
紀北信用組合	きのくに信用金庫	平成11年3月18日	平成12年2月14日
三重県信用組合	百五銀行	平成11年5月14日	平成12年3月21日
足立総合信用組合	都民信用組合	平成11年5月21日	平成12年5月22日

さらに、自ら事業継続を断念し経営破綻を公表するとともに、預金保険法等の適

用を受けて事業譲渡を行うことを予定している信用組合は以下のとおり。

破綻公表済信用組合	事業譲渡先	破綻公表日	事業譲渡予定日
富山商銀信用組合	福井商銀信用組合	平成11年10月8日	平成12年6月26日
北兵庫信用組合	みなと銀行	平成11年10月29日	平成12年12月予定
振興信用組合	大東京信用組合	平成12年1月26日	未定
長崎第一信用組合	未定	平成12年2月10日	未定
信用組合石川商銀	福井商銀信用組合	平成12年3月30日	平成13年1月予定
四国貯蓄信用組合	百十四銀行	平成12年5月12日	平成13年3月予定
信用組合三重商銀	未定	平成12年5月19日	未定

(注) 前2表における は金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第8条(金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分)適用組合を指す。

第6節 信用組合検査・監督事務の移管

・信用組合検査・監督事務の移管の経緯

都道府県の区域内を地区とする信用組合の検査・監督事務は、これまで機関委任事務として都道府県により行われていた。

こうしたなか、地方分権推進計画(平成10年5月29日閣議決定)により、信用組合の検査・監督事務は国の直接執行事務に移管することとされ、これを受け平成11年7月8日には「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」(地方分権一括推進法)が成立したことから、平成12年4月1日をもって、既に国が所管していた12組合と併せ、全国291組合(破綻公表済の24組合を含む)すべてが国による検査・監督を受けることとなった。

・移管にともない金融監督庁が採った措置(資料8-6-1)

金融監督庁では、円滑な検査・監督事務の移管を行うために、金融再生委員会及び大蔵省の協力の下に「信用組合移管円滑化のためのプロジェクトチーム」を平成12年1月17日に発足させるとともに、平成11年11月から12月にかけて各都道府県及び財務局を対象にブロック別の説明会を、平成12年3月に各都道府県の東京事務所長等を対象に「信用組合検査・監督事務の移管に係る連絡会議」を開催した。

また、各信用組合に対しては、平成12年2月から3月にかけて各財務局・財務事務所において移管に関する事前説明会の開催を行った。

なお、事務移管後(平成12年4月～6月)についても早期に信用組合の実態を把握するため、各財務局・財務事務所においてトップヒアリング等を実施しているほか、7月から予定されている信用組合に対する集中検査に向けて、検査の進め方等について説明会を開催したところである。

・信用組合移管円滑化機構構想

金融監督庁では、信用組合の検査・監督事務の移管を踏まえ、信用組合の資本基盤

強化を図るため、「信用組合移管円滑化機構（仮称）」を設置すべく、70億円の予算要望を行っていた。

しかしながら、信用組合の資本増強策を講ずる必要性については関係機関の理解を得られたものの、各論については、例えば、

- ・信用組合だけを対象とすることで良いのか、
- ・必要な資金量は十分か、

といった点について様々な議論があり、機構構想は平成12年度予算案への計上は見送られた。

こうしたなか、11年末のペイオフ解禁等についての与党三党の合意では、「個別の信用組合、信用金庫、労働金庫について、ペイオフ解禁までの間は、資本増強ができるよう法律改正を行う」旨のとりまとめが行われた。

こうした点を踏まえ、政府としては、機構構想において目指していた行政目的の達成のため、信用組合等については、優先出資の発行が可能となるよう優先出資法の改正を行うとともに、早期健全化法において資本増強を受けることが容易になるよう、早期健全化法の改正を行うこととし、第147回国会に所要の法案を提出し、その可決・成立をみたところである。

第9章 事業形態をめぐる新たな動きへの対応

第1節 異業種の銀行業参入に対する対応（資料9 - 1 - 1参照）

異業種の銀行業への参入の動き

平成11年秋以降、イトーヨーカ堂のいわゆる決済専門銀行構想や、ソニーのインターネット専門銀行構想等、事業会社が新銀行を設立する構想が相次いで報道された。このような動きは、自らの事業と銀行業とのシナジー効果を発揮させようとしたり、自らの情報技術等を銀行業に活用しようとする試みなど、金融システム改革が進展する中で出てきた新たな動きの一つであり、銀行業界における競争の促進、利用者の利便性の向上や金融技術の進展に資する可能性がある。

他方、こうした動きは、資本形態、業務形態、店舗形態の面において従来にない新たな動きであることから、そのことによる銀行の健全性の確保の観点から検討が必要となった。

当局の対応

このような背景の下、平成12年1月に金融再生委員会・金融監督庁においてプロジェクトチームを設置し、海外調査も含め、様々な観点から検討を重ね、その後、金融再生委員会に検討の場を移し、鋭意、協議が行われた結果、平成12年5月30日に「異業種による銀行業参入等新たな形態の銀行業に対する基本的な考え方」、「異業種による銀行業参入等新たな形態の銀行業に対する免許審査・監督上の対応(運用上の指針)(案)」を策定、公表したところである。

具体的には、最近の新たな形態の銀行について、主に

子銀行の事業親会社等からの独立性確保

事業親会社等の事業リスクの遮断

事業親会社等と総合的な事業展開を図る場合の顧客の個人情報の保護

貸出を行わず資産構成が国債等の有価証券に偏っている場合のリスク管理や収益性

有人店舗を持たずインターネット・ATM等非対面取引を専門に行う場合の顧客保護

の5つの問題点に整理し、これらに対する免許審査及び免許後の監督において留意すべき事項を運用上の指針(案)として示したものである。

今後の対応

1. 今後、この「運用上の指針」(案)は、1カ月間、パブリックコメントに付した上で、最終的に取りまとめる予定である。

もとより、新規に参入する銀行においても、決済機能や金融仲介機能の担い手として、通常の銀行と同様、十分な財産的基礎、適格な人的構成、内部管理体制等が求められることになるが、今後、本指針案が確定された後は、これらの点も含め、本指針を踏まえ、免許審査や免許後の監督において十分なチェックが行われること

になる。

2. なお、今般策定した指針案は、あくまでも現行法令下での免許審査・監督を的確に行うための運用上の指針として位置付けられるが、現行法令では対応しきれない問題、例えば、免許付与後に、銀行の主要株主の変更を事前に把握し、銀行の健全性確保に支障をもたらすような不適格な株主を排除する権限は、監督当局に付与されておらず、法令上の手当てが欠けていたという問題がある。そこで、諸外国の状況等も参考にしながら、こうした状態を是正するための制度改正や、銀行の他業禁止の緩和等、異業種の銀行業参入問題とは裏腹の関係にある規制緩和の問題等について、今後、金融審議会等において早急に検討を開始するよう、関係当局（大蔵省）に要請したところである。

第2節 電子取引の普及・拡大への対応

最近における電子商取引の急激な発達の中でも、金融サービスの電子取引は、特にめざましい普及・展開をみている。なかでも、インターネットを利用した金融サービスの提供は、サービスの利用者・提供者双方にとって、サービスの多様化、コストの削減、利便性・効率性の向上といった経済的便益につながるとともに、これまでの金融サービス業及び金融市場の在り方、取引慣行、取扱い商品などを大きく変化させつつある。また、これを受けて、銀行、証券会社、保険会社のような伝統的な金融サービス業者の組織や業務の在り方も急速に変貌しつつある。

こうした中、金融監督当局としては、今後における金融サービス業の在り方及び市場の変化をも念頭に置きつつ、これまでの規制の在り方や監督方法を電子取引の特性に対応したものに適応させ、実効性ある利用者保護を確保することが求められている。

そこで、平成11年9月22日、金融監督庁内に「金融サービスの電子取引等と監督行政に関する研究会」（電子金融研究会）を設置し、金融サービス分野における電子取引等の適正な運営と円滑な発展を図る観点から、監督行政上の政策課題についての調査・研究を行うこととした。

電子金融研究会においては、金融サービスの電子取引の有するペーパーレス化、非対面性及び時間的・距離的制約の解消等の特性に着目し、これらの長所を十分に活かし、且つ利用者保護を図るという観点から検討を行った。

また、検討に際しては、電子金融取引を利用者にとって「安心で便利な」ものとする事、監督行政の対応が、取引の発達を阻害したり、その普及を過度に抑制するものとならないようにすること、及び常に実情に即した監督行政となるよう不断に見直す柔軟性をもつこと等を重視するとともに、国際的側面について配慮した。

具体的には、以下の8つのテーマを監督行政上の優先課題として選び、検討を加えた。

顧客への書面交付の電子化

電子的手段によるディスクロージャー

販売・勧誘時の説明・情報提供

トラブル対応等

越境取引への対応

第三者の関与

新たな金融情報サービスと金融サービス業

店舗・営業所の役割と電子化

平成12年4月18日、電子金融研究会における計10回にわたる会合での検討結果を「金融サービスの電子取引の進展と監督行政」と題する報告書としてとりまとめ、公表した。（要約及び委員名簿は資料9 - 2 - 1、9 - 2 - 2）

本報告書では、電子金融取引にかかる監督行政上の対応について、数多くの提言がなされており、今後の検査・監督の参考となることは勿論のこと金融サービス業者においても積極的に活用されることが期待される。

第10章 貸し渋り問題への対応

政府としての対応

バブル経済の崩壊以降、長期間にわたって景気の低迷が続く中、金融機関について、その融資態度を必要以上に萎縮させているのではないかという、いわゆる「貸し渋り」問題が指摘されてきた。

これに対して、大蔵省は平成9年12月「いわゆる『貸し渋り』への対応について」を発表し、これに基づき早期是正措置の弾力的運用、保有株式の評価方法の変更、公的資金注入による自己資本比率の向上、政府系金融機関の新たな融資制度の創設等の措置を講じた。金融監督庁発足以降も、信用保証協会等の信用補完制度の拡充、金融機能早期健全化法による新たな資本増強制度の創設、日本開発銀行による中堅企業等に対する融資制度の拡充のほか、平成10年12月には内閣総理大臣から金融機関との懇談会の場において貸し渋りの防止を要請するなど様々な措置を講じてきた。

また、平成11年10月には、信用保証協会の特別保証制度について、適用期限の1年間延長、20兆円保証枠を更に10兆円追加する措置が講じられたところである。

金融監督庁としての対応

いわゆる「貸し渋り」問題は、基本的には個別の商取引に係る私法契約上の問題であり、借り手、貸し手の当事者間において解決されることが本来のあり方であるが、金融監督庁としては、金融機関が融資態度を必要以上に萎縮させ、健全な中小企業等に対し必要な資金供給が円滑に行われないう事態が生じることのないよう、金融機関の融資動向を注視していくとの観点から、具体的には以下のような施策を講じてきた(資料10 - 1 参照)。

1. 金融機関への要請

金融監督庁としては、金融機関トップとの意見交換の場などの機会を通じて、金融機関に対して、健全な企業に対する資金供給という金融機関本来の使命を十分に発揮し、「貸し渋り」との批判を招くことのないよう要請してきた。その一環として、去る平成11年12月16日には、年末及び年度末の資金需要期を控え、全銀協、地銀協、第二地銀協、全信協、全信中協、全労協、農中の代表に対して金融再生委員会委員長から円滑な資金供給を要請するとともに、融資動向等についての意見交換を行ったところである。

2. 地域融資動向に関する情報交換会

いわゆる「貸し渋り」問題については、「借り手」「貸し手」双方の生の声を各地域ごとにきめ細かく把握した上で、金融関係団体、中小企業団体、政府系金融機関等の融資に係る各当事者が協力して対応することが重要であることから、各都道府県単位でこれら関係者による「地域融資動向に関する情報交換会」を設置し、緊密な意見交換等を図ることとし、10年10月1日付け各財務局あて事務連絡を発出した。

本情報交換会は各都道府県で順次開催され、12年5月末現在で既に各地で3回程度

開催（資料10 - 2 参照）されているところである。

貸し渋り対策の効果

最近の民間金融機関の融資動向をみると、日銀の公表数字によれば、全国銀行について、不良債権の償却、債権の流動化等の特殊要因勘案後のベースで、5月の貸出残高（平残）は対前年比1.8%減となっており、対前年比のマイナス幅は縮小傾向となっている（資料10 - 3 ~ 10 - 6 参照）。

また、借り手側についてみると、中小企業庁の調査（5月）によれば、民間金融機関の中小企業に対する貸出姿勢が厳しくなったとする中小企業の割合は、依然として高い水準にあるが、5カ月連続で対前月比改善しており、ピーク時（平成10年10月）の35%から約23%まで下がってきている。

第11章 商工ローン問題等への対応

商工ローン

1．経緯等

いわゆる商工ローン問題については、平成11年夏以降、過剰融資、高金利、取立てをめぐるトラブル、根保証についての説明不十分等の問題が各地で指摘され社会問題化した。

このような状況の下、金融監督庁では、財務局貸金業担当者会議を開催するなどして実態把握に努めつつ、より一層、法令等に沿った厳正かつ適正な対応の徹底を図ることとした。具体的には、次のとおりである。

平成11年9月上旬以降、財務局及び都道府県において、全貸金業者に対して、文書により、適正な業務の運営の確保を求めるとともに、当庁及び都道府県から全国貸金業協会連合会（全金連）及び各都道府県貸金業協会に対し、その趣旨の徹底を依頼した。

9月上旬全金連会長を招致し、直接、文書により、過剰貸付とならないような債務者・保証人への啓発や苦情等の相談窓口の周知徹底及び根保証に関して保証人とのトラブルを避けるための自主的な取組みを要請した。これを踏まえ、全金連では、10月下旬、上記の趣旨に沿った自主規制基準を策定した。

財務局に対しては、貸金業についての監督態勢を強化し、情報の把握に努めること及び警察当局との連携を図ることなどを徹底した。

2．貸金業規制法等の改正

商工ローン問題については、前述のように第146回臨時国会において、議員立法による貸金業規制法等の一部改正法が平成11年12月可決、成立し、平成12年6月1日から施行された。（資料6 - 1参照）

3．行政処分

商工ローン業界大手の㈱日栄については、同社を所管している近畿財務局において、元社員が行った保証人に対する取立て行為について、貸金業規制法第21条第1項の取立て行為規制違反であると認定し、平成12年1月27日、同法に基づき業務停止を命じる処分を行った。

．日賦貸金業者

1．日賦貸金業者の概要

日賦貸金業者は、出資法で特定された方法（小規模事業者を相手方、返済期間が100日以上、100分の70以上の日数に渡り貸金業者が自ら集金）による貸出のみを行う貸金業者であり、出資法に規定される貸金業者の貸出の上限金利は40.004%（平成12年6月より29.2%）であるが、特例により109.5%の貸付けが認められている。

2．日賦貸金業者に対する監督

近年、貸金業者全体の登録者数が微減傾向にある一方、日賦貸金業者の登録者数は増加しているなか、高金利、取立てをめぐるトラブルや日賦貸金業者の要件に違反した貸付けが行われていること等が問題となった。

金融監督庁としては、財務局担当国会議を開催するなどにより日賦貸金業者の実態把握に努めるとともに、平成12年3月上旬に財務局及び都道府県に対し、貸金業規制法等に基づいた適切な対応が図られるよう、監督態勢の強化、日賦貸金業者に関する更なる情報の把握、出資法違反を含め債務者等からの法令違反や苦情等に対する的確な取扱いの徹底、出資法の規定が遵守されていないと疑われる場合における警察当局への情報提供、財務局、都道府県及び警察当局の一層の連携を図る観点から協議の機会を速やかに設けるよう指示している。

なお、前述のとおり、平成12年5月、議員立法による出資法等の一部改正法が可決、成立し、平成13年1月1日から施行されることとなっており、本改正に関する国会での議論を踏まえて、財務局及び都道府県では日賦貸金業者が法令に逸脱するようなことがないように適切な監督に努めている。（資料6 - 2参照）

・自治事務への移行

都道府県所管の貸金業者の監督等の事務は、従前、国の機関委任事務として都道府県が行っていたが、平成12年4月より、地方分権推進法の施行に伴い、都道府県の自治事務に移行された。

第12章 保険会社の監督をめぐる動き

保険会社の財務面の監督上の措置の見直し（資料12 - 3 参照）

保険会社の財務の健全性の確保を通じ、保険契約者等の保護を図る観点から、ソルベンシー・マージン基準や標準責任準備金制度の見直し等、財務面における監督上の措置の見直しを行った（平成11年12月24日に措置の概要について公表。平成12年2月4日に保険業法施行規則及び事務ガイドラインを改正）。具体的な内容は以下のとおり。

1. ソルベンシー・マージン基準の見直し

ソルベンシー・マージンへの劣後債務の算入限度額の厳格化

ソルベンシー・マージンへの劣後債務の算入限度額に関し、一般貸倒引当金、将来利益及び税効果相当額を限度額算出の要素から除くことにより、銀行の自己資本比率規制並に厳格化する。

生・損保間のダブル・ギアリングの否認

従来より、生命保険会社間又は損害保険会社間において、株式、基金、劣後債務といった資本調達手段が意図的に保有されている場合は、ソルベンシー・マージンから控除する措置をとっていたところ、これを生保・損保間の「意図的な保有」にも適用する。

デリバティブを用いたソルベンシー・マージン比率嵩上げの否認等

ソルベンシー・マージン比率向上を目的とした意図的なオフバランス取引については、当該比率の計算上リスク削減効果を認めないこととし、デリバティブを用いた当該比率の嵩上げを否認する。

2. 標準責任準備金制度の見直し

標準予定利率の算定方式の適正化

現在の標準予定利率の算定方式（長期国債応募者利回りの最近3カ年平均と10カ年平均のいずれか低い方に安全率を織り込む方式）について、安全率を最新のデータに基づききめ細かく設定するよう改定し、さらにこれを告示で定めた。

標準対象商品の拡大

現在標準責任準備金制度の対象外となっている商品のうち、予定死亡率以外の保険事故率を責任準備金の計算の基礎として用いている保険（第三分野商品を除く。）についても標準予定利率の使用を義務付けるとともに、保険期間が1年超5年以下の保険を新たに標準責任準備金の対象商品に加えた。

3. 保険相互会社の社員（保険契約者）配当に係る規制の見直し等

配当の下限規制における基金償却準備金積立金の取扱いの変更

保険相互会社に課されている配当の下限規制（毎年の剰余金のうち社員配当に充てるべき金額の比率に係る下限規制）に関し、基金の償却を容易にする観点から、一定のルールのもとで基金償却準備金積立額を当期末処分剰余金（分母）の額から控除した。

配当の下限規制の適用免除に関する認可基準の明確化

当該規制の適用免除に関する認可基準を事務ガイドラインに規定し、保険会社が経営環境の変化に対応するため資本基盤の充実に努める必要があると認められるときは、認可することを明確化した。

(注) 保険相互会社については、保険業法第58条に基づき毎年の剰余金のうち社員配当に充てるべき金額の比率に係る下限規制(生命保険会社にあつては80%、損害保険会社にあつては60%)が設けられている。

適正な保険募集・契約の促進

1. 保険契約に係る顧客への情報提供の拡充(資料12-4参照)

保険会社の業務に関し、保険契約者等の保護を図る観点から、保険契約に係る顧客への情報提供の拡充のための措置を講じた。(平成11年8月31日に措置の概要について公表。平成11年10月29日に保険業法施行規則及び事務ガイドラインを改正。)

具体的な内容は以下のとおり。

保険契約の転換に際して、生命保険募集人等が転換前と転換後の契約内容の重要事項(保険金、特約、保険料の金額・保険料の支払機関など)について対比した書面を保険契約者に交付して説明を行うことを保険会社に義務付ける。

解約返戻金を支払わない保険、あるいは、保険金や保険料が外貨建ての保険、変額保険等について、「解約返戻金がない」「リスクがある」旨を記載した書面を交付した場合に、保険契約者から受領印等を徴求することを保険会社に義務付ける。

生命保険協会に対し、契約に関する情報提供及び生命保険募集人(含む代理店)の教育について、その拡充の検討を要請する。

2. 適正な保険契約の締結等を確保するための環境整備(資料12-5参照)

保険会社の業務に関し、自己責任に基づく適正な保険契約の締結等を確保するための環境整備を図ることを目的として、以下の措置を講じた(平成12年3月29日に措置の概要について公表。平成12年5月12日に保険業法施行規則及び事務ガイドラインを改正)。

ディスクロージャーの充実に観点から、債権について、債務者区分を基礎として、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、要管理債権、正常債権に区分したうえで、各々の債権の額を開示すること(金融再生法に基づく開示と同様の開示)を平成12年3月期から保険会社に義務付けた。

保険会社が保険料率その他の契約内容の全部又は一部を変更(保険契約の内容の追加又は削除及び保険契約の全部又は一部の解除を含む。)することができることを約した保険契約にあつては、次に掲げるいずれかの要件を満たす必要があることを事業方法書の審査基準に追加した。

イ 保険契約の内容が変更されることがある場合の要件、変更箇所、変更内容及び保険契約者に内容の変更を通知する時期が明確に定められていること。

ロ 保険会社が保険契約者に対して、保険契約の内容の変更を通知した場合、当該保険契約者等が不利益を受けることなく当該保険契約を将来に向かって解除でき

るものであること。

共同保険契約や保険会社間の保険商品の提携販売などに関して、保険契約者が保険種類や保険会社を誤解することを防ぐための禁止行為として「保険契約者に対して、保険契約に係る保険の種類又は保険会社の商号若しくは名称を他のものと誤解させるおそれのあることを告げる行為」を追加した。

変額保険等の保険契約に関して、将来における保険金額が不確実であること等の重要事項に関する説明書面の交付を徹底した。

生命保険契約に係るモラルリスクの排除・抑制を図る観点から、保険会社に対し、以下のような保険金額の妥当性の判断・確認を適正に行うための社内規則の見直し及び業務運営体制の整備を促すこととした。

イ． 保険契約者又は被保険者の収入、資産、逸失利益等の計数に基づき算定した額と保険金額との比較などにより、保険金額の妥当性（過分でないこと）を判断・確認する方法を含む社内規則等が適切に定められ、それに基づき業務が運営されるための十分な体制が整備されているか。

ロ． 保険金額の決定に際し、(社)生命保険協会の「契約内容登録制度」を利用する体制が整備され、当該制度で知り得た他の保険契約に係る保険金額を勘案した結果が適切に記録されているか。

なお、本見直しに併せて、生命保険協会又は損害保険協会においても、上記2(2)の契約内容の一部変更権のある保険商品における変更内容等について、募集資料等に明確に記載するよう検討がなされているほか、平成12年4月2日には生命保険協会において「契約内容登録制度」に登録する保険金額の基準引下げ等が行われた。

規制緩和の推進

1．保険商品に係る届出制の拡大

平成8年の新保険業法施行以降、一部の保険商品については届出制が導入されている（法第123条）が、規制緩和推進計画等で企業分野の保険商品を中心に届出制の拡大が求められていることも踏まえ、保険商品に係る届出制の対象範囲の拡大を行った（平成11年8月保険業法施行規則改正）。

具体的には、企業年金に係る生命保険商品、企業分野の損害保険商品を原則として届出制の対象とし、また、従来申請書類の一部のみ届出対象としていた保険商品について、届出対象書類の範囲を商品申請書類全般に拡大した。

2．保険会社と銀行等の相互参入に伴う弊害防止措置（資料12 - 6 参照）

平成10年12月に施行された金融システム改革法により、保険会社と銀行等の金融機関との間で子会社形態での相互参入が認められることとなり、平成11年10月1日からは保険会社が銀行子会社を有することが可能となった（なお、銀行等による保険子会社の保有は平成13年3月までの間で政令で定める日（平成12年10月1日を予定）から可能。）。保険会社と金融機関の相互参入については、利便性・効率性が高い金融サービスの実現に資することが期待される一方、それに伴い発生する可能性のある弊害の防止には留意する必要がある。このため、保険契約者等の保護の観点から不可欠な

以下の点に係る措置を平成11年10月29日付で講じた。

特定関係者の信用供与を利用した保険募集の禁止。

特定関係者に該当する金融機関との共同訪問に係る誤認防止。

特定関係者に該当する金融機関との店舗等の共用に係る一定の規制。

特定関係者に該当する金融機関の顧客に関する非公開情報の取扱いに係る一定の規制。

3. 損害保険代理店制度の見直し

損害保険代理店（以下「代理店」という。）に係る個人資格制度、代理店種別制度及び代理店の種別等に対応して代理店手数料の水準を規定することとしている取扱いについて、近年の保険商品・料率の多様化の進展等に対応して、より損害保険会社・代理店の自主性を取り入れることを可能とする観点から見直しを実施することとした。

具体的には、保険業法施行規則を改正し、保険会社が講じるべき業務運営に関する措置として、募集人が公正な保険募集を行う能力の向上を図るための措置を追加するとともに、代理店の手数料の設定方法に関する事項を平成15年3月までの間事業方法書の記載事項とし、その審査基準を規定することとした。また、平成13年4月から、個人資格制度、代理店種別制度及び代理店の種別等に対応して代理店手数料の水準を規定することとしている事務ガイドラインの規定を基本的に廃止することとした。

本件については、平成12年3月16日から4月17日までの間パブリックコメントの手続きに付したところであり、寄せられた意見を踏まえ、5月に保険業法施行規則を改正した。

コンプライアンスの強化

1. 不正な募集行為に対する行政処分（資料12 - 7、12 - 8 参照）

三井海上火災保険株式会社及び日動火災海上保険株式会社が、保険料の不正な割引等を行い契約を締結していたこと等が発覚したことから、平成11年7月9日、保険業法第133条の規定に基づき、関係する支店の業務の一部停止を命じるとともに、三井海上火災保険株式会社に対しては、併せて同法第132条の規定に基づき法令遵守体制に係る教育・指導の強化等を命じた。

2. ディスクロージャー義務違反に対する行政処分（資料12 - 9 参照）

第百生命保険相互会社については、当庁による立入検査及びその後の報告徴求の結果、不適切な劣後ローンの取り入れにより、本来算定の根拠とすべきでない劣後ローンを加味した虚偽のソルベンシー・マージン比率を公衆の縦覧に供したことが確認された。このため、当庁は、平成12年2月14日、保険業法第132条第1項に基づき、同社に対し、検査結果通知を踏まえた正確なソルベンシー・マージン比率の速やかなディスクロージャー、責任の所在の明確化、内部事務管理体制の抜本的強化等を求める業務改善命令を発出した。

日米保険協議（資料12 - 10参照）

日米保険協議は、宮沢総理とクリントン大統領による共同声明（平成5年7月）により始められた日米包括経済協議の優先3分野の一つとして開始され、平成6年10月にいったん合意したが、第3分野での「激変」の範囲等を巡る解釈の対立から再度協議がもたれ、平成8年12月に合意に達した。この平成8年の合意では、第3分野で講じる激変緩和措置の内容、主要分野の規制緩和措置5項目を明記するとともに、それら5項目が達成された2年半後に第3分野の激変緩和措置が解除される旨が明記されている。

我が国は、平成6年、平成8年の合意事項をすべて誠実に履行してきているところであり、上記の規制緩和措置5項目についても、平成10年7月1日をもって全て達成されるに至った。これにより第3分野は、それから2年半後の平成13年1月1日より完全に自由化されることとなった。

また、平成12年3月16日に東京で日米保険協議・課長級年次協議が開催された。日本側からは当庁、外務省、大蔵省、米側からはUSTR等（イリノイ州保険庁長官陪席）が出席した。内容としては、1) 前回協議での米側の積み残し事項に関する議論（米側94年措置の具体的対応状況等）、2) 米国内保険規制に関する議論（規制緩和、審査迅速化、外国企業差別規制の撤廃）、3) 日本の保険行政に関する議論（保険商品の審査手続き・透明性、生命保険契約者保護機構の財源問題）等が行われた。

自動車損害賠償責任保険審議会

自動車損害賠償責任保険審議会（自賠審）では、平成11年2月17日に開催された自賠審において、委員から政府再保険の見直し等の自賠責保険全般の在り方についての検討が必要との意見があったことを踏まえ、自賠責保険を巡る諸問題について議論の論点整理等を行う観点から、自賠審を懇談会形式で行うこととした。

これを受け、平成11年4月以来、10回の懇談会を開催し、政府再保険制度のあり方や保険料、保険金限度額の問題等、自賠責保険全般について幅広く議論を行い、平成12年3月に、これら懇談会の議論について「論点整理」を行った。

こうしたことを踏まえ、平成12年4月に開催した自賠審において、日野長官より自賠審に対し「自動車損害賠償責任保険制度創設時より現在までの自動車交通を巡る環境の変化及び社会経済情勢の変化を踏まえ、自動車損害賠償責任保険全般のあり方について、貴審議会の意見を求める。」旨の諮問がなされたところである。

今後は、更に具体的な議論を行い、平成12年6月迄を目途に、自賠審としての取りまとめを行うこととしている。

個別会社への対応

1. あおば生命保険株式会社（資料12 - 11参照）

平成9年4月に破綻した日産生命保険相互会社の保険契約の維持管理会社であるあおば生命保険株式会社の発行済株式総数の100%を保有する社団法人生命保険協会は、平成11年9月17日に、アルテミス社（仏）との間で、同協会が保有するあおば生命の株式をアルテミス社に譲渡することで合意し、同日、株式譲渡契約を締結した。

その後、タワー・エス・エイ（アルテミス社の100%子会社）から、あおば生命を子会社とする保険持株会社となるための認可申請があり、平成11年11月30日に、金融再生委員会から認可された。

2．東邦生命相互会社の契約移転等（資料12 - 12参照）

平成11年6月4日に東邦生命が事業継続の断念をしたことを受け、同社に対し業務の一部停止命令を行い、翌6月5日に保険管理人を選任し、保険管理人に対し保険契約の移転計画の策定を命じた。その後、保険管理人より、東邦生命の保険契約をGEエジソン生命に移転すること等を内容とする移転計画の承認申請があり、平成11年12月22日に当該移転計画を承認した。

さらに、平成12年1月14日に開催された東邦生命総代会において、GEエジソン生命へ保険契約を移転する旨決議され、また、当該保険契約の移転について、保険契約者による異議申立ても不成立となった。これらを受け、平成12年3月1日に、東邦生命の保険契約はGEエジソン生命へ移転された。

なお、東邦生命の保険管理人に対し、東邦生命の経営責任の明確化のために、調査委員会を設置し調査を行うよう命じていたところ、同委員会の調査結果を踏まえ、平成12年3月1日、清算人の下に「提訴等検討委員会」が設置された。

3．第一火災海上保険相互会社（資料12 - 13～12 - 16参照）

平成12年5月1日に第一火災が事業の継続を断念したことを受け、保険業法第241条の規定に基づき、同社に対して業務の一部停止、一層の資産の悪化を招く行為の禁止等の措置を命じた。

また、同日、保険業法第241条の規定に基づき、同社に対し、保険管理人による業務及び財産の管理を命ずる処分をするとともに、同法第242条第2項の規定に基づき、保険管理人を選任し、併せて保険管理人に対し同法第247条第1項の規定に基づき第一火災に係る保険契約の移転を定める計画の作成等を命じた。

なお、第一火災の保険管理人に対し、第一火災の経営責任の明確化のために、調査委員会を設置し調査を行うよう命じていたところ、平成12年5月25日に同委員会が設置された。

4．第百生命保険相互会社（資料12 - 17～12 - 20参照）

平成12年5月31日に第百生命が事業の継続を断念したことを受け、保険業法第241条の規定に基づき、同社に対して業務の一部停止、一層の資産の悪化を招く行為の禁止等の措置を命じた。

また、同年6月1日、保険業法第241条の規定に基づき、同社に対し、保険管理人による業務及び財産の管理を命ずる処分をするとともに、同法第242条第2項の規定に基づき、保険管理人を選任し、併せて保険管理人に対し同法第247条第1項の規定に基づき第百生命に係る保険契約の移転を定める計画の作成等を命じた。

なお、第百生命の保険管理人に対し、第百生命の経営責任の明確化のために、調査委員会を設置し調査を行うよう命じていたところ、平成12年年6月15日に同委員会が設置された。

第13章 証券会社等の監督をめぐる動き

第1節 証券会社関係

金融システム改革の進捗状況（証券業関係）

金融システム改革のための改正証券取引法の施行（平成10年12月1日）により証券業の参入規制が免許制から登録制へ移行し、証券会社の業務制限についても專業義務が撤廃され、自由な業務展開が可能となった。さらに、平成11年10月1日には株式売買委託手数料の完全自由化が行われ、これにより証券業関係の改革はすべて実施に移された。こうした一連の改革の実施により、証券会社は投資者のニーズに応じた多様な商品・サービスを提供することが可能となり、また、投資者にとっては様々な対価に基づくサービスを選択できるようになった。

金融監督庁としては、一連の自由化・規制緩和が証券会社の経営に与える影響について注視しており、証券会社の健全性の確保と投資者保護の観点から、証券会社の自己資本規制比率の状況、顧客資産の分別管理の状況等を把握し、必要に応じ対処することとしている。

1. 証券会社の專業義務の撤廃と業務の多様化

証券会社の業務については、專業義務が撤廃され、公益に反する又はリスク管理が困難な業務を除いて幅広く兼営できるようになっており、貸金業、保険募集などの業務を兼営する証券会社も現れている。

また、証券業についても、有価証券店頭デリバティブ業務と私設取引システム運営業務が証券取引法上新たに証券業に位置づけられた。これら業務については高い専門性と高度なリスク管理が必要となることから、金融再生委員会（権限委任により金融監督庁長官）の認可を得た上で行うこととなるが、平成12年3月末時点での認可状況は、有価証券店頭デリバティブ業務については44社（国内証券会社17社、外国証券会社20社、登録金融機関7社）に対して認可しているが、私設取引システム運営業務についてはまだ認可した証券会社はない。

2. 株式売買委託手数料の自由化

株式売買委託手数料については、平成6年4月以降、大口取引から段階的に自由化が進められ、平成11年10月に完全自由化された。完全自由化を受けて、各証券会社は顧客ニーズや取引態様等に応じて様々な手数料体系を設けており、中でもインターネットを利用した証券取引については、大幅な手数料の引下げが行われている。なお、インターネット証券取引については、インターネットの普及と割安な手数料設定などにより、インターネット取引の口座数が平成11年10月末約30万口座であったものが平成12年3月末約75万口座（日本証券業協会調べ）に増加してきており、これを受けてインターネット証券取引に注力する証券会社が増加してきている。

証券会社の概要

1. 証券会社の数の推移（資料13 - 1 - 1 参照）

(1) 国内証券会社

国内証券会社は、平成11年7月以降、インターネットを利用した証券会社の設立など新規参入が相次ぎ、21社が新規に登録を受けている。

一方、証券業界からの退出は廃業3社、営業譲渡2社、登録取消1社及び裁判所の職権により破産宣告を受けた1社の計7社である。また、金融再編の流れを受け、新日本証券と和光証券の合併による新光証券の設立など準大手クラスの合併により5社が消滅したことから、平成12年5月末現在における国内証券会社数は234社（うち金融機関の証券子会社は12社。）となっている。この中には、未公開株式、投資信託や外国証券など特定の商品の販売に特化したり、他業との兼業や媒介業務等に特化するなど、様々な特色のある証券会社が含まれている。

(2) 外国証券会社

外国証券会社については、金融システム改革法施行までの間に累計で79社が免許を取得、登録制移行後も12社が登録を受けているが、他方、本国における合併等による金融機関の再編や本国の経済情勢の変化に伴い、現在までに34社が撤退している。

この結果、平成12年5月末現在における外国証券会社数は、57社となっている。

2. 証券会社の経営状況（資料13 - 1 - 2、資料13 - 1 - 3 参照）

(1) 証券会社の収益の推移(外国証券会社、特殊証券会社等を除く国内証券会社)

平成2年3月期に史上最高益を計上した後は、概して株式市況の長期低迷を受けて減収・減益基調が続いていたものの、平成12年3月期においては、東京証券取引所の一日平均売買高（金額）が平成2年3月期以来の高水準となるなど、株式市場の活況を受けて株式委託手数料収入が大幅に増加した等から、経常損益が大幅な黒字（総計11,792億円）、当期損益は平成8年3月期以来4期ぶりに黒字（総計3,724億円）となった。

(2) 証券会社の収支の内訳

国内一般証券会社の平成12年3月期の決算状況をみると、営業収益は、株式市況の活況、株価上昇等による株式委託手数料収入、株券トレーディング益の大幅な増加、好調な投信販売による募集・売買取扱手数料収入の増加等により、対前期比で大幅な増収となった。一方、営業費用（販売費・一般管理費）は、手数料収入等の増加に伴う人件費の増加があったものの、合理化等の効果により前期をやや上回る水準にとどまった。

証券会社に対する行政処分等

1. 行政処分の概要

事前調整行政から事後的監視行政への転換により、検査等を通じて証券取引の公正性を害する法令違反行為が証券会社に認められた場合には、投資者保護等の観点

から法令に則り厳正に対処してきているところである。

平成11年7月以降の行政処分の状況については、検査部及び証券取引等監視委員会の検査結果等に基づき、13社（国内証券会社10社、外国証券会社3社）に対し18回の行政処分（業務停止命令）を行っており、行政処分に至った違法行為の内容は、虚偽表示・虚偽報告、実勢を反映しない作為的相場形成、空売り規制違反、名義貸し、行政処分違反、損失補填等となっている。

この中で、後述する南証券に対しては、証券業の登録を取り消す行政処分を行っている。

2. 業務停止命令等の主な内容

(1) クレスパール証券会社東京支店(資料13-1-4~13-1-6参照)

クレスパール証券東京支店に対し平成11年5月以降、当庁により立入検査が行われ、同年9月8日に検査結果の通知が行われた。当該検査において、プリンストン債の販売に際し、同債に係る顧客資産は投資家ごとの分別口座で保管される旨説明しているが、そのような事実はないことが判明した。

当支店のこのような顧客への説明は、外国証券業者に関する命令に規定する「重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為」に該当すると認められるとともに顧客資産の保護に重大な懸念があることから、投資家保護上の観点から緊急の措置として、平成11年9月9日から平成12年3月8日までの間、プリンストン債及びこれに類似する有価証券等の販売停止及び顧客への適切な情報開示を行うことを命じる行政処分を行った（平成11年9月9日付）。

また、外国証券業者に関する法律に基づく報告において、退職金の支払いに関し、当庁に対し虚偽の報告を行い、プリンストン債が監督当局に承認されたという事実はないにもかかわらず、監督当局の承認が得られた商品である旨を記載した資料を顧客に配布していた等、外国証券業者に関する法律に違反する行為が認められたことから、平成11年10月4日から平成11年10月22日までの間、すべての証券業務（プリンストン債の返還等一定の業務を除く。）の停止を命じる行政処分を行った（平成11年9月29日付）。

さらに、平成11年9月以降、同支店に対し証券取引等監視委員会の検査が行われその結果、プリンストン債の勧誘に際し、複数の法人顧客の担当者に対し、金銭の支払いを約束して勧誘を行っていた等、外国証券業者に関する法律に違反する行為が認められ、同年10月22日に同委員会より、行政処分を求める勧告が行われたことから、平成11年11月1日から平成12年1月14日までの間、すべての証券業務（プリンストン債の返還等一定の業務を除く。）の停止及び上記行為に関与した取締役の解職を命じる行政処分を行った（平成11年10月28日付）。

(2) 南証券（資料13-1-7~13-1-9参照）

南証券は、平成11年11月23日、元本保証高利回りをうたい文句に、私募と称して北海道全域に広く社債の募集広告を配布した。

このため同社を監督している関東財務局において、事実関係のヒアリングや

報告を求めたところ、募集行為が認められたことから、平成11年12月14日、当該社債の募集に際し、有価証券届出書の提出を行うよう業務改善命令を発出したが、当該命令に従わず、引き続き募集行為が認められたため、平成12年2月28日、札幌支店の業務の全部停止等を命ずる行政処分を行った。また、同社の財務内容は債務超過状態にあり投資者保護上財産の保全が必要との判断から、3月6日、金融監督庁から東京地裁に対し、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定に基づく破産の申立てを行うとともに、同日、顧客分別金の信託不足等が認められたため、全店における業務の全部停止を命ずる行政処分を行った。更に、度重なる証取法違反行為が極めて悪質であるため、3月14日、警視庁に告発するとともに、監視委員会からの勧告等も踏まえ、3月17日、同社の証券業の登録を取り消す行政処分を行った。

なお、3月21日には、東京地裁が破産宣告を行っている。

3. その他

証券取引等監視委員会の検査の結果、証券会社において投資信託の償還乗換え及び同一外貨建て商品間の売買に係る不適正な取扱いが多数認められ、証券会社の営業姿勢として問題があるとの指摘が後を立たないことから、平成12年3月24日、金融監督庁長官に対し、証券会社の営業姿勢を是正する必要があるとの建議が行われた。

このため、自主規制機関である日本証券業協会に対し、必要かつ適切な措置を講じるよう求めたところ、3月29日、同協会から各会員証券会社に対し、適正な投資勧誘を行うよう文書による指導が行われた。

第2節 投信・投資顧問

金融システム改革の進捗状況等（投信関係）

金融システム改革法の施行によって、投資信託についても運用や販売の各段階において抜本的な見直しが行われた。1,300兆円を超えともいわれる個人金融資産の受け皿や確定拠出型年金制度の導入を睨んだ資産運用の手段が強く求められる中であって、こうした制度整備を活用した様々な動きがみられる。

1. 私募投資信託の導入

私募投資信託の純資産総額は、平成12年3月末現在で127本、18,686億円（投資信託全体に占める割合：3.3%）となっており、平成10年12月の制度導入以来、主に年金資金の受け皿として純資産残高、設定本数ともに増加し続けている。

2. 証券投資信託の販売チャンネルの拡充

金融機関の投信窓販の状況は、平成12年3月末現在の純資産総額で39,466億円（シェア7.2%）、平成10年12月から12年3月末までの販売総額で45,435億円（シェア5.6%）となっている。

3. 個別元本方式への移行

証券投資信託委託業者は信託約款の変更等所要の整備を行い、追加型株式投資信託の収益の分配方法について、平成12年4月より従来の平均信託金方式から個々の受益者の取得価額に応じた収益の分配を行う個別元本方式へ変更を行った。

これにより、収益分配の課税計算は、すべての受益者の平均購入価額である平均信託金を元本として行われていたものが、個々の受益者がファンドに信託した額を元本として行われることとなった。

投信委託業者等の概要

1. 投信委託業者等の推移

(1) 証券投資信託委託業者数（資料13-2-1参照）

証券投資信託委託業は、免許制から認可制への移行に伴い、認可基準が見直されたこともあり、参入業者は増加し続けている。

平成11年7月から12年5月末までに14社に対して認可が行われた。また、委託業者間の合併が5件行われたほか、12年3月には投信委託業者としてはじめて廃業による退出が1件あった。

この結果、平成12年5月末現在の証券投資信託委託業者数は76社（証券系7社、銀・生損保系30社、外資系36社、独立系3社）となった。

(2) 投資顧問業者数（資料13-2-2参照）

投資顧問業者の登録数

平成11年7月から12年5月末までに67者の登録が行われる一方で、51者が廃業等により登録抹消された。

この結果、平成12年3月末現在の登録業者数は604者となった。

投資一任業者数

平成11年7月から12年3月末までに10社に認可が行われる一方で、10社が投資一任業務を廃止した。この結果、平成12年3月末現在の投資一任業者数は137社となった。

2. 運用資産の推移

(1) 証券投資信託（資料13-2-3参照）

投資信託については、純資産残高は平成12年3月末で公募投信548,733億円、私募投信18,686億円となっており、合計で見ると11年3月末比32.6%増となっている。また、公募・私募の合計金額で見ると、12年2月末時点で600,080億円と過去最高となった。

(2) 投資一任契約（資料13-2-4参照）

投資一任契約については、契約資産残高は平成11年12月末で419,364億円と過去最高となった。

投資顧問業者に対する行政処分

証券投資信託委託業と投資顧問業を併営する会社に対して行った検査の結果、忠実義務違反、専門義務違反、助言顧客との証券取引行為の禁止違反等の法令違反行為が認められたので、クレディ・スイス投信および国際投信投資顧問に対して、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律に基づき、業務の一部停止の処分を行った。

第14章 グループ・コングロマリットに対する一元的な監督

金融持株会社解禁によるグループ経営管理、金融制度改革による銀行・証券・保険の各業態間の垣根の縮小等、金融機関をとりまく経営環境の変化を背景として、金融機関のコングロマリット化や同一グループ内金融機関の連携強化が進行している。銀行・証券・保険すべての監督当局である当庁にとっては、金融グループ全体に着目した一元的な監督の必要性が増大している。当庁の監督上の対応は以下のとおり。

1．グループ内金融機関間のダブルギアリングの排除

我が国においては、持株二法、金融システム改革法の施行等を背景とした金融コングロマリット化等が進展する中、銀行等の自己資本比率規制上、コングロマリット化等に伴って生じる金融機関間のダブル・ギヤリング（資本の持ち合い）の排除については、十分な手当てがなされていなかった。諸外国においては、既に所要の措置が講じられており、また、バーゼル銀行監督委員会の市中協議案においても、具体的な提案が行われているところである。

これらに鑑み、銀行等の連結自己資本比率の算定上、保険子法人等を非連結とする（銀行等とリスクの性質が異なるため）とともに、非連結とした保険子法人等や金融業務を営む関連法人等の資本調達手段の保有額を銀行等の自己資本額から控除する等を内容とする改正を行った（平成13年3月決算から適用）。

2．グループ内証券会社及び銀行等における内部管理業務の統合

昨今のグループ内における銀行と証券会社等との間での提携の進展の中で、これまで金融機関等の内部管理体制が不十分である事例が多数認められており、リスク管理及びコンプライアンス業務等の内部管理業務の改善が喫緊の課題の一つとなっている。各金融機関等の業務の健全性を図るとの観点も踏まえ、内部管理業務の厳格な運用を条件に、銀行と証券会社等との間の内部管理業務の統合について一定の道を開くことが適当と判断し、証券取引法の命令改正等の所要の措置を講じる予定である。

3．金融グループに対する行政処分

金融グループ全体に着目した一元的な監督の一環として、グループに対する一体的な実態把握（第22章第2節参照）については、指摘事項についてグループ全体としても改善が図られることが重要であるとの観点も踏まえ、以下のとおり行政処分を行った。

(1) クレディ・スイス・グループ等に対する行政処分（資料14-1～14-3参照）

クレディ・スイス・グループ在日拠点5社（クレディ・スイス・ファイナンシャル・プロダクツ銀行東京支店、クレディ・スイス信託銀行、クレディ・スイス・ファースト・ボストン銀行東京支店、クレディ・スイス・ファースト・ボストン・セキュリティーズ・ジャパン・リミッド（証券）、クレディ・スイス投信）及び国際投信投資顧問に対する当庁検査部検査の結果、クレディ・スイス・ファイナンシャル・プロダクツ銀行東京支店において、組織的に検査を妨害、忌避する行為や、顧客の財務内容の適切な開示の観点から著しく不適切な商品を大量に反復継続して組成・提供し、

我が国金融市場及び金融機関の健全性を著しく損なわせることにより公益を害する行為と認められる業務運営が認められたほか、その他の各社においても、法令違反行為等が認められた。

これを受け、平成11年7月29日、金融再生委員会がクレディ・スイス・フィナンシャル・プロダクツ銀行東京支店に対して免許取消処分（平成11年11月30日発効）を行い、当庁が免許取消発効までの間の業務停止命令の処分を行ったほか、その他のクレディ・スイス・グループ各在日拠点及び国際投信投資顧問に対しても当庁が一定の業務停止命令、業務改善命令等の処分を行った。

また、我が国金融市場及び金融機関の健全性の自律的な確保を図るための環境整備の一環として、昨年7月に日本公認会計士協会に不適切な商品についての会計上の取扱の明確化を要請し、これを受け、日本公認会計士協会においては、同11月に「飛ばし類似金融商品等の取引の取扱い」文書を公表した。

(2) ドイツ銀行グループに対する行政処分（資料14 - 4 参照）

ドイツ銀行グループ在日拠点6社（ドイツ銀行在日支店、バンカース・トラスト銀行東京支店、ドイチェ信託銀行、ディーエムジー信託銀行、ドイチェ証券東京支店、ドイチェ・アセット・マネジメント）に対する当庁検査部検査等の結果、上記6社は業務改善を図ることとなった。

特に、ドイチェ証券東京支店においては、有価証券店頭デリバティブ取引の無認可営業、兼業業務の無承認営業等の外国証券業者に関する法律等に違反する行為が認められ、更に、当支店に対する証券取引等監視委員会による立入検査の結果、特別の利益を提供することを約して勧誘する行為等の外国証券業者に関する法律等に違反する行為が認められたことから、平成12年5月15日、行政処分を求める勧告が行われた。当支店に対しては、同年5月24日、平成12年11月24日までの間、有価証券店頭デリバティブ取引の認可申請の禁止、平成12年5月29日から6月9日までの間、自己の計算による債券の売買業務（勧誘を伴わない保護預り有価証券の売付けの受託等を除く）及び在日グループ会社からの債券の受託業務の停止、平成12年5月29日から6月2日までの間、スワップ取引等（顧客の事情による既存契約の解除等を除く）の業務の停止等を命じる行政処分を行った。

第15章 コンピュータ2000年問題への対応

金融機関にとってコンピュータ西暦2000年問題は、その対応を誤れば、金融機関自身のみならず、決済システム等を通じて市場全体に極めて深刻な影響を与えるおそれがある問題であるが、年末年始、閏日を含め現在まで大きな問題は発生していない。

これは、官民あげて積極的に対応に取り組んできた成果であると考えられるが、この1年間において金融監督庁並びに金融機関等が講じてきた主な対応は以下の通りである。

第1節 金融監督庁の取組

・金融監督庁が講じた施策

1．金融機関の業態毎に実施している意見交換等の場において本問題の重要性等を繰り返し強調

主要行、地銀、第二地銀、生保、損保、証券等の業態毎に実施している幹部レベルの意見交換会や業界主催の勉強会等において、平成10年度に引き続き、本問題はシステムの問題に止まらない経営の存続に係わる大きな問題であること等を繰り返し強調した。

2．銀行法等に基づく措置の実施

銀行、信用金庫、労働金庫、信用組合、農漁協系統金融機関、保険会社、証券会社、投資信託委託会社等1500余りの金融機関等から、平成10年度に引き続き、銀行法第24条等に基づき、四半期毎（平成11年9月末から11月末までは毎月）に対応状況の報告を徴求、これを取りまとめて公表（平成11年11月末を除く）した。

報告事項として、対応体制、システム修正の洗い出し・内容、テストスケジュール等について報告を求めていたが、平成11年9月以降はテスト実施内容や危機管理計画の内容等に特に焦点を当て、詳細な報告を求めるものに改める一方、主要行等のヒアリング時には専門検査官が同席し、モニタリングの強化に努めた。

また、一部の金融機関では内部テストの実施要領や危機管理計画の内容等に不明な点があったことから、このような金融機関には銀行法第24条等に基づき追加報告を求め、必要な措置を講じるように促した。また、その対応に著しく遅れがみられた金融機関については、それぞれの関係法令に基づき、その対応の改善を求めた。

（資料15 - 1 - 2 ~ 15 - 1 - 4 参照）

3．立入検査の実施

平成10事務年度に引き続き、専門検査班を組成し、本問題に重点をおいた立入検査を実施した（注）。

（注）検査における本問題についての対応の詳細は第4部第22章第10節参照。

4. 「2000年問題対策室」の設置

平成11年7月、金融機関等に対する取組状況のモニタリングの強化及び問題発生時の対応のための組織として「2000年問題対策室」を設置した。

全庁的対応を図る観点から、長官官房参事官を室長とし、監督部に加え、官房及び検査部からも職員を充て総勢13名で構成した。（資料15 - 1 - 5 参照）

5. 事務ガイドラインの改正

平成10年9月に発出・公表（平成10年12月改正）した本問題に関する事務ガイドラインについて、平成11年9月、対応体制の整備、システム修正の洗い出し、テストの実施、危機管理計画の作成等について具体的な着眼点を詳細に定めるものに改正した。（資料15 - 1 - 6 参照）

6. 業界団体等民間との連携

平成11年8月に各金融機関等の業界団体及びネットワーク団体との情報連絡会を設置し、年末年始及び閏日等の障害発生時における連絡網を整備するとともに、この連絡網を使い、計3回の情報連絡訓練を実施した（うち2回は政府主催の訓練と同時）。（資料15 - 1 - 7 参照）

7. 年末年始並びに閏日における特別体制

平成11年12月29日から平成12年1月4日にかけての年末年始期間中、2000年問題対策室を中心として監督庁・財務局等の担当者が出勤し（平成11年12月31日朝から平成12年1月4日にかけては24時間体制・ピーク時は監督庁及び財務局等合計で約50名が出勤）、首相官邸、関係各省庁や海外当局等との情報連絡・調整や金融機関からの情報収集等を行い、万一問題が発生した時への対応に備えた。

また、平成12年2月28日から2月29日にかけても年末年始と同様の対応をとった。

. 政府による取組への参加

本問題について政府レベルでは、内閣総理大臣を本部長とし全閣僚で構成する「高度情報通信社会推進本部」の下、内閣内政審議室（2000年問題対策室）及び安全保障危機管理室において対応。

1. 「コンピュータ西暦2000年問題に関する顧問会議」への出席

同本部では、平成10年9月7日、コンピュータ機器メーカーを始め、エネルギー、金融、通信、運輸、医療等の重要分野における民間企業の代表者を顧問として委嘱し、この問題についての意見交換を行う場として「コンピューター西暦2000年問題に関する顧問会議」（議長：椎名日本IBM会長）を設置した。平成10年9月8日の第1回会議以降、本年3月まで8回にわたって開催され、民間分野での対応状況について金融監督庁を含む関係省庁も参加して活発な意見交換が行われた。

2. 「コンピュータ西暦2000年対策推進会議」への出席

また、同本部では「顧問会議」の設置と同時に、「関係行政機関相互の緊密な連携の下、本問題への適切な対応を図るため」、内閣官房副長官を議長とし、各省庁事務次官等（当庁からは長官が参加）で構成する「コンピュータ西暦2000年対策推進会議」を設置。同会議はこれまで、主に「顧問会議」の前日に8回にわたって開かれた。

3. 模擬訓練への参加

政府では内閣安全保障危機管理室が中心となり、平成11年9月及び11月に各省庁との間で情報連絡の模擬訓練を実施。当庁もこれに参加した。

4. 年末年始並びに閏日の対応

政府では首相官邸に対策室を設置し、各省庁との間で電子メール等による連絡網を構築するとともに各省庁から連絡要員の派遣を求め、情報の収集を行った。当庁からも平成12年1月4日に連絡要員を派遣した。

. 国際機関での対応への参加

平成10年4月、バーゼル銀行監督委員会、証券監督者国際機構（IOSCO）、国際決済銀行（BIS）、支払・決済システム委員会（Committee on Payment and Settlement Systems）、保険監督者国際機構（IAIS）の4者により、共同で2000年問題に関する議論を行う場として、"Joint Year 2000 Council（2000年合同協議会）" が設立された。当協議会では、年末年始及び閏日に各国間の2000年問題を共有する目的で、MACS（Market Authorities Communication Service）を設置し、電話会議やWeb Siteを用いた定期的な連絡を行うこととし、当庁としてもこれらの活動に積極的に参加した。

第2節 金融機関の取組

金融監督庁が金融機関から徴求した対応状況等の報告によると、平成11年6月末時点で大部分の金融機関等において、2000年問題への対応について経営計画上明確な位置づけが行われ、適切な対応スケジュールにしたがって、着実に対応が進められているとし、同年9月末時点では、ほとんどの金融機関等がシステムの修正・テストを完了し、また危機管理計画を作成したとしていた。（資料15-1-2～15-1-4参照）

年末年始においてはほとんどの金融機関等で休業期間中も多くの担当者が出勤して、2000年問題への対応（年末時点におけるデータのバックアップ保存、元旦の起動確認、日銀ネット・全銀システム等における共同接続確認テスト等）を行い、1月4日の営業開始に備えた。

年末年始（平成11年12月30日～平成12年1月5日）並びに閏日（平成12年2月29日）においては、金融機関等から2000年問題に起因して通帳記帳機の不稼働、顧客側端末からの照会不能、有価証券売買処理システムの不稼働などの障害が発生したとの報告

を合わせて52件受けたが、いずれも顧客や業務運営に与える影響が軽微なものにとどまり、また、大部分が短時間のうちに復旧した。（資料15 - 1 - 8 ~ 15 - 1 - 20参照）

第16章 規制緩和への取り組み

規制緩和推進3か年計画の経緯

政府は、平成7年度～9年度の3か年にわたる「規制緩和推進計画」の策定（平成9年度末終了）及び、平成11年度～13年度の3か年にわたる「規制緩和推進3か年計画」等に基づき、金融・証券・保険関連を含む各分野の規制緩和を推進してきた。

平成11年3月30日に閣議決定された「規制緩和推進3か年計画（改定）」においては、「平成10年11月1日から平成11年10月末までに提出された内外からの意見・要望、行政改革推進本部規制緩和委員会の監視結果等を踏まえ、平成12年初を目途に改定作業の状況を中間的に公表した上、平成11年度内を目途に改定する。」こととしている。これに基づき、当庁は平成12年1月18日に、「内外からの規制緩和要望等に対する検討状況（中間公表）について」を公表した。

また、上記閣議決定に基づき、規制緩和委員会・関係省庁・関係団体等の中で「規制緩和推進3か年計画（改定）」の再改定作業の検討が進められてきたが、平成11年3月31日、「規制緩和推進3か年計画（再改定）」が閣議決定された。

金融監督庁は、金融・証券・保険分野等の関係項目について、執行の観点から、大蔵省とも十分協議しつつ、その改定作業に関わってきた。なお、金融システム改革法の施行や事務ガイドラインによる手当などにより、大半が措置済となっており、残りについても引き続き検討中としている。

・規制緩和推進3か年計画（再改定）における当庁関連の主な事項（資料16 - 1 参照）

1. 金融関係

(1) 銀行の免許及び認可

ア. 銀行の営業免許に関して、銀行法第4条第2項第3号に基づく新規の参入に対する需給調整規制は行わないこととする。また、銀行法の次期改正時に当該需給にかかる規定を廃止する。

イ. 銀行の法人代理店の従たる事務所の設置については、銀行の店舗の認可制のあり方の検討を踏まえ、規制を緩和する方向で引き続き検討する。

ウ. 銀行法8条における営業所に関わる認可について、審査基準の簡素化を図るとともに、実態を踏まえ届出制への移行について検討する。

エ. 代理店主の交代に伴う代理店の設置と廃止に関し、届出事項とすることについて、代理店の認可制度等の趣旨を踏まえつつ、引き続き慎重に検討を行う。

オ. 金融機関に係る許認可等の事務手続については、その簡素化・迅速化・明確化等に向けて、個々の事由に応じて具体的な措置を検討し、結論を得たものから逐次実施する。（一部については平成10年6月より実施）

(2) 銀行の業務

ア. 銀行・証券・信託の業態別子会社の業務範囲に係る残余の制限（証券子会社に係る株式の流通・発行業務、信託子会社に係る年金信託・合同運用指定金銭信

- 託)についても見直しを行い、解禁した。(平成11年10月1日措置済)
- イ. 地域金融機関が本体で行うことのできる信託業務について、金銭債権の信託を解禁する等の措置を行った。(平成11年10月1日措置済)
- ウ. 普通銀行による普通社債等の発行等を解禁した。(平成11年10月1日解禁済)
- エ. 子会社の効率的な経営を可能とする観点から、グループ全体でのリスク管理という点に十分留意しつつ検討を行い、平成13年度末までに、銀行等及び保険会社の子会社が従属業務と金融関連業務を兼営することについて結論を得る。
- オ. 異業種のC D・A T Mからも銀行預金を引き出すことができるよう検討を行い、平成13年度末までに結論を得る。
- カ. 「他業禁止」の今日的意義の検討を踏まえた上で、子会社の経営効率の改善という観点から、平成13年度末までに、銀行等の子会社に対していわゆるファイナンス・リース以外のリース業務を認めることについて結論を得る。

(3) ノンバンク

商品投資販売業者が主務大臣に提出する業務報告書の様式のうち、計算書類(貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書及び損失処理計算書)の様式については、計算書類の添付をもって代え、廃止した。(平成12年3月措置済)

2. 保険関係

- ア. 保険会社と他の金融業態間の子会社方式による相互参入を順次実施する。(平成11年10月保険業から銀行業への参入実施、平成12年10月銀行業から保険業への参入実施予定)
- イ. 子会社経営の効率化の観点から、銀行法又は保険業法の体系における銀行又は保険会社の従属子会社の収入依存度規制を緩和することについて検討し、平成13年度末までに結論を得る。
- ウ. 「他業禁止」の今日的意義の検討を踏まえた上で、子会社の経営効率の改善という観点から、平成13年度末までに、銀行等の子会社に対していわゆるファイナンス・リース以外のリース業務を認めることについて結論を得る。
- エ. 保険会社の子会社の業務範囲規制の適用対象から関連法人等を外し、保険業法上の子会社と子法人等に限定することについて検討を行い、平成13年度末までに結論を得る。
- オ. 企業や年金基金等に対する保険については早期の届出制への移行に向けて、また、家計向け保険についても原則届出制への移行について、引き続き検討を進め、平成13年度中に結論を得る。なお、規制緩和委員会第1次見解を踏まえつつ、審査期間の一層の短縮に努める。
- カ. 子会社の効率的な経営を可能とする観点から、グループ全体でのリスク管理という点に十分留意しつつ検討を行い、平成13年度末までに、銀行等及び保険会社の子会社が従属業務と金融関連業務を兼営することについて結論を得る。

3. 証券関係

- ア. 証券子会社による引受有価証券の親法人等への売却制限の緩和について、公正な価格の形成等に留意しつつ、検討を行う。
- イ. 証券総合口座への年金等の振込を11年以降、実施に向けて準備する。
- ウ. 証券会社のラップ口座については株式委託手数料の完全自由化に併せ解禁した。
(平成11年10月1日措置済)
- エ. 追加型株式投信の平均信託金方式を個別元本方式に変更するため、それに伴う所要の整備を行った。(平成12年3月措置済)
- オ. 投資家保護に十分留意しつつ、認可投資顧問業者が投資家の判断を踏まえて顧客資産を合同運用できることとすることについて、平成12年度中に結論を得る。

4. その他(公共工事関連)

- 銀行が履行ボンドを取り扱うことにより、履行保証制度に参入することが可能であることを明確化した。(平成12年3月措置済)

第17章 モニタリング体制の強化

モニタリング体制強化の経緯

金融機関の健全性等のチェックは、実地検査（オンサイト）においても行われるが、経済・金融構造の変化、金融技術の高度化等により、金融機関の市場リスク、信用リスク等の経営リスクが高まっていること等に鑑みれば、検査と検査の間における健全性等の状況を把握するオフサイトでのモニタリングが欠くことができない。

モニタリング体制の整備とシステム開発

このような状況を踏まえ、金融監督庁は平成11年度の機構・定員において17人のモニタリング担当者が認められたのに続き、平成12年度においても5人のモニタリング担当者の増員が認められた。

また、金融監督庁はモニタリング機能を強化するためのコンピュータ・システムを開発した。このモニタリング・システムについては、その機能強化等のための開発経費が、平成12年度予算において約441百万円認められたところである。

リスク関連情報の報告徴求

このモニタリングにおいては、全国銀行及び協同組織金融機関の中央機関（全国信用金庫連合会、全国信用協同組合連合会、労働金庫連合会及び農林中央金庫）を対象に、銀行法第24条第1項等に基づき、平成11年6月末時点より、金融機関のトレーディング業務、バンキング業務のそれぞれに係る市場リスク、流動性リスク、信用リスクの状況等について、各種リスクの顕在化速度に応じた頻度（週次、月次、四半期、半期）で報告を求めているところである。

なお、報告計数は、各金融機関自らの経営判断と創意工夫により構築している内部管理システムにより算出されるVaR（バリュー・アット・リスク）等の管理指標であり、この計数がモニタリング・システムの入力データとなっている。（資料17-1参照）

モニタリングの実施

リスク情報等に関するモニタリングについては、システムを活用した報告計数の精査・分析やヒアリング等の方法により、金融機関の経営状況を総合的かつ定量的に分析し、各金融機関の健全性の状況を把握することにより、問題を早期に発見することを目的としている。

モニタリングにおいて把握する各種リスクの内容は以下のとおりである。

市場リスク

金利、為替、株価等の市場リスク要因が変動することにより、保有する金融商品の時価が変動するリスクについて報告を求めることにより、金融機関の経営に対し市場の変動が与える影響等について把握する。

流動性リスク

金融機関の資金調達、運用等の状況について報告を求めることにより、金融機関の

資金繰り等について把握する。

信用リスク

与信情報や大口融資等について報告を求めることにより、金融機関の経営に対し、取引先の倒産による債務不履行がもたらす影響等を把握する。

モニタリングにより金融機関の健全性について問題を発見した場合には、金融機関が的確な改善策を講じるよう、経営陣に対する情報発信などの働きかけを行うことが必要である。

金融監督庁としては、金融機関の健全性の確保及び金融システムの安定に向け、今後ともオフサイト・モニタリング等を的確に実施していくこととしている。

第18章 その他の金融監督庁の対応

第1節 民間金融機関の再編等の状況（資料18-1-1、18-1-2参照）

銀行の再編等について

現在、世界的に金融再編が進んでおり、我が国においても、金融システムについて、市場規律と自己責任原則を基軸として、金融機関の商品・業務等の抜本的な自由化などを図ると共に、持株会社の活用等、組織再編も含めた経営戦略を実現するための枠組みが整備されたところである。平成11事務年度においては、主要行間で業態の枠を超えてこれまでにない規模とスピードでの合併・統合の動きが見られたほか、地域銀行によるシステム共同化、業態を超えた提携等、様々な動きが展開された。その一方、外銀による営業拠点の廃止等により、市場からの退出の動きも相次ぐなど、競争激化と金融システム改革の進展に対応した、ドラスティックな再編の動きが見受けられた。

こうした金融機関の経営統合により、経営の合理化・効率化による収益力の強化や、顧客ニーズに応じた多様な金融サービスの提供等を通じて、金融システムの安定性強化や顧客の利便性向上等に寄与することが期待されるが、各金融機関がこうした効果を期待通り発揮することにより、顧客や市場からの信認は高まり、国際競争力も強化されるものと考えられる。

1. 主要行等の統合・合併等

平成11年7月以降、主要行等の間において、以下のような統合が発表され、現在それに向けた作業が進められている。

- ・ 第一勧業銀行、富士銀行、日本興業銀行
（内容）3行共同持株会社を活用した総合金融グループの結成（平成12年9月を目途）。
- ・ さくら銀行、住友銀行
（内容）全面提携と合併を基本とする統合（平成13年4月を目途）。
- ・ 三和銀行、東海銀行
（内容）あさひ銀行、三和銀行、東海銀行の3行共同持株会社を活用した総合金融グループの結成を目指していたが、あさひ銀行は統合には加わらず、統合の枠組みを変更。三和銀行、東海銀行共同持株会社の設立（平成13年4月を目途）、持株会社傘下での合併（平成14年4月を目途）。
- ・ 東京三菱銀行、三菱信託銀行、日本信託銀行、東京信託銀行
（内容）全面的な経営統合による多面的な金融サービス・グループの結成。3行（東京三菱、三菱信託、日本信託）共同持株会社の設立（平成13年4月を目途）及び3信託の合併（平成13年10月までを目途）。

その他にも、以下の合併等が行われた。

合併を実施した銀行

合併銀行名	新銀行名	合併日
東洋信託銀行 三和信託銀行	東洋信託銀行	平成11年10月1日
中央信託銀行 三井信託銀行	中央三井信託銀行	平成12年4月1日
近畿銀行 大阪銀行	近畿大阪銀行	平成12年4月1日

営業譲渡等を実施した銀行

- ・ 平成11年10月1日 安田信託銀行が年金・証券代行・証券管理部門を第一勧業富士信託銀行に営業譲渡
- ・ 平成12年5月9日 三菱信託銀行、日本生命、東洋信託銀行、明治生命、ドイツ銀行が、ディーエムジー信託銀行の買収により、日本マスタートラスト信託銀行として資産管理業務に特化した営業を開始。

2. 外国銀行の参入について

新たに支店に係る営業免許の付与を受け、平成11年7月以降、以下のとおり、外国銀行在日支店がそれぞれ営業を開始した。

外国銀行支店営業免許

	免許付与
シティバンク，エヌ・エイ京都支店（アメリカ）	平成11年6月15日
シティバンク，エヌ・エイ札幌支店（アメリカ）	平成11年6月15日
ピーティーバンク マデイリ（ペルー）東京支店（インドネシア）	平成11年7月15日
バンク・オブ・モース・エム・パルット東京支店（マレーシア）（ブミプト・モース・バンク・パルットに11年9月30日に商号変更）	平成11年9月30日
中國信託商業銀行東京支店（台湾）	平成12年3月23日
ユー・ペー・ラティブ・セントラル・ライファイゼンボエルソルンバンク・ビー・イー（ラホバンク・クダラント）東京支店（オランダ）	平成12年5月25日

（注）外国に本店を有する銀行が我が国に支店を設置する際には、銀行法により支店毎に営業免許が必要である。

3. 外国銀行の退出

平成11年7月以降、以下のとおり、外国銀行在日支店がそれぞれ営業を廃止した。

外国銀行支店廃止（営業譲渡による免許の失効及び免許取消を含む）

	営業廃止日
ソロモン・ブラザーズ銀行東京支店（ドイツ）	平成11年7月31日
ピーティーバンクプミダヤ（パルビ）東京支店（インドネシア）	平成11年7月31日
韓国外換銀行福岡支店（韓国）	平成11年9月6日
香港上海銀行名古屋支店（香港）	平成11年10月4日
バンクムアマト・マレーシア・バンク東京支店（マレーシア）	平成11年10月31日
ゴールドマン・サックス銀行東京支店（イギリス）	平成11年11月30日
フランス商業銀行東京支店（フランス）	平成11年11月30日
クレディ・スイス・フィナンシャル・グループ銀行東京支店（イギリス）	平成11年11月30日
パリバ銀行東京支店（フランス）	平成12年5月8日
イー・エス・ビーシー銀行ユー・エス・イー東京支店（アメリカ）	平成12年5月26日
サタデール・セントラル・イスパノ・イス・イー東京支店（スペイン）	平成12年6月5日

（注）クレディ・スイスに対する免許取消については、第14章グループ・コングロマリットに対する一元的な監督を参照

・協同組織金融機関の再編等

協同組織金融機関についても、金融システム改革の進展等に対応して、収益性を高め経営の健全性を確保し、競争力や経営体力を強化していくことが求められている。

そのような中で、各協同組織金融機関においては、合併等による再編に取り組んでいる。

1. 信用金庫の合併

平成11年7月以降、合併を実施、又は公表した信用金庫は下記のとおりである。

合併を実施した信用金庫

合併信用金庫	新金庫名	合併日
福靱信用金庫（存続金庫） - 東城信用金庫	福靱信用金庫	平成11年10月12日
諫早信用金庫（存続金庫） - 長崎信用金庫	たちばな信用金庫	平成11年11月1日
東京シティ信用金庫（存続金庫） - 日本橋信用金庫 - 東商信用金庫 - 京橋信用金庫 - 帝都信用金庫	東京シティ信用金庫	平成12年3月21日
岡山相互信用金庫（存続金庫） - 玉野信用金庫 - 岡山信用金庫	おかやま信用金庫	平成11年3月21日

玉野信用金庫の破綻処理に併せて行われた。

合併を公表した信用金庫

合併公表済信用金庫	新金庫名	合併公表日	合併予定日
秋田ふれあい信用金庫（存続金庫） - 角館信用金庫	秋田ふれあい信用金庫	平成11年12月17日	平成13年6月
愛媛信用金庫（存続金庫） - 伊予信用金庫	愛媛信用金庫	平成12年1月24日	平成12年10月
福井信用金庫（存続金庫） - 福井中央信用金庫 - 鯖江信用金庫	福井信用金庫	平成12年4月19日	平成13年4月
金沢信用金庫（存続金庫） - 加南信用金庫	金沢信用金庫	平成12年4月28日	平成12年10月
高山信用金庫（存続金庫） - 神岡信用金庫	高山信用金庫	平成12年5月1日	平成12年10月

2. 信用組合の合併

平成11年7月以降、合併等を実施又は公表した信用組合は下記のとおりである。

合併を実施した信用組合

異種合併

合併信用組合等	存続金融機関名	合併日
富士貯蓄信用組合 伊予銀行	伊予銀行	平成11年10月1日

同種合併

合併信用組合	新組合名	合併日
朝銀北海信用組合（存続信用組合） 朝銀岩手信用組合 朝銀秋田信用組合 朝銀福島信用組合	朝銀北東信用組合	平成11年9月13日
朝銀岐阜信用組合（存続信用組合） 朝銀静岡信用組合 朝銀三重信用組合 朝銀石川信用組合 朝銀富山信用組合	朝銀中部信用組合	平成11年9月27日
朝銀岡山信用組合（存続信用組合） 朝銀愛媛信用組合 朝銀香川信用組合 朝銀佐賀信用組合 朝銀大分信用組合	朝銀西信用組合	平成11年10月12日
朝銀神奈川信用組合（存続信用組合） 朝銀埼玉信用組合 朝銀茨城信用組合 朝銀栃木信用組合 朝銀群馬信用組合	朝銀関東信用組合	平成11年10月25日
小野田信用組合（存続信用組合） 厚狭信用組合	山口県信用組合	平成12年4月1日

合併を公表した信用組合

異種合併

合併信用組合等	存続金融機関	合併公表日	合併予定日
郡上信用組合 大垣共立銀行	大垣共立銀行	平成11年10月20日	平成12年10月1日
北温信用組合 愛媛銀行	愛媛銀行	平成12年2月21日	平成12年10月1日
東三信用組合 豊川信用金庫	豊川信用金庫	平成12年3月24日	平成12年10月1日

同種合併

合併信用組合	新組合名	合併公表日	合併予定日
広島市信用組合 広島第一信用組合	広島市信用組合	平成12年4月21日	平成13年1月目途

3. 労働金庫の合併

労働金庫業界では、経営基盤の強化等の観点から、一定の地域を事業地区としたブロック毎の合併に取り組んでおり、10年10月1日、近畿地区において大阪労働金庫を存続金庫として、滋賀県労働金庫、奈良県労働金庫、京都労働金庫、関西労働金庫、和歌山県労働金庫、兵庫労働金庫の7金庫が合併し、近畿労働金庫が発足した。

また、東海地区においても、愛知労働金庫を存続金庫として、岐阜県労働金庫、三重県労働金庫の3金庫が合併し、12年10月1日に東海労働金庫が発足する予定である。

なお、上記以外に、関東地区及び四国地区で合併に向けた具体的協議が行われているほか、残りの各ブロックにおいても合併・業務提携の協議が進められている。

保険会社の再編

1. 生命保険会社（資料12-1参照）

(1) 平成10年6月以降、生命保険業には3社が新規参入しており、平成12年5月末現在で、生命保険会社の数は、国内保険会社32社、外国生命保険会社（外国資本が50%以上の会社含む）15社の計47社である。なお、平成11年7月以降、免許を付与した生命保険会社は以下のとおり。

生命保険会社

カーディフ・ソシエテ・ヴィ（フランス）	平成12年3月21日
---------------------	------------

(2) また、金融システム改革の一環として導入された保険持株会社として以下の2社を認可（認可権限は金融再生委員会）した。

保険持株会社

タワー・エス・エイ（フランス）	平成11年11月30日
アクサ ニチダン保険ホールディング株式会社（フランス）	平成12年3月3日

2. 損害保険会社（資料12 - 2 参照）

平成10年6月以降、損害保険業には5社が新規参入している一方、海外における金融グループの合併等による組織再編により、外国保険会社7社が保有保険契約を他社へ移転した後撤退している。この結果、平成12年5月末現在で、損害保険会社の数は、国内保険会社31社、外国保険会社（外国資本が50%以上の会社含む）33社の計64社である。

なお、平成11年7月以降、免許を付与した損害保険会社は以下のとおり。

損害保険会社

ソニー損害保険株式会社	平成11年9月16日
カーディフ・リスク・ディヴェール（フランス）	平成12年3月21日
三井グループ外損害保険株式会社	平成12年5月16日

証券会社及び投信委託会社等の再編等

11年7月から12年5月までの証券会社及び投信委託会社等の参入・退出、再編の状況は以下のとおりである（詳細は第13章第1節 及び第2節 参照）。

新規参入証券会社

国内証券会社（21社）			
スターフューチャーズ証券(株)	平成11年7月28日	イー・ウイング証券(株)	平成12年2月1日
マックス証券(株)	平成11年7月30日	ジエット証券(株)	平成12年2月1日
日興ヒールズ証券(株)	平成11年8月5日	ウィットキャピタル証券(株)	平成12年2月16日
ソワフ東京海上証券(株)	平成11年9月8日	イーボント証券(株)	平成12年3月14日
日本オンライン証券(株)	平成11年9月16日	グローバル・インベストメント・プランニング証券(株)	平成12年3月14日
ザレ証券(株)	平成11年9月16日	インターネット・トレーディング証券(株)	平成12年3月14日
安田火災シグナ証券(株)	平成11年9月16日	トレイダーズ証券(株)	平成12年3月14日
エルピール日本証券(株)	平成11年11月8日	グローバルネットレード証券(株)	平成12年3月14日
ソフトバンク・フロンティア証券(株)	平成11年11月8日	ウエストバック証券(株)	平成12年4月14日
セブキャピタル証券(株)	平成12年1月17日	東京三菱ティーンウォーターハウス証券(株)	平成12年5月11日
スターツ証券(株)	平成12年2月1日		

外国証券会社（8社）	
モモンウェルズ・セキュリティーズ・ジャパン・ピーティーワイ・リミテッド（オーストラリア）	平成11年7月5日
アビシー・ジェムラ・ファイナンシャル・プロダクツ・エルシー（日本）	平成11年7月15日
ライアンス・ファンド・ディストリビューターズ・インク（米国）	平成11年8月30日
ミツビシ・トラスト・インターナショナル・リミテッド（日本）	平成11年9月1日
ウィリアム・ブレア・グローバル・ホールディングス（米国）	平成11年9月3日
ケビーシー・ファイナンシャル・プロダクツ・ユーク・リミテッド（ベルギー）	平成11年9月14日
エルガン・スタンレー・ディーン・ウィッター・ジャパン・リミテッド（米国）	平成11年11月11日
シティコープ・セキュリティーズ（ジャパン）リミテッド（米国）	平成11年12月27日
ブリッジ・トレーディング・カンパニー・ジャパン・リミテッド（米国）	平成12年4月28日

自主廃業に向けた営業休止等を行った証券会社

国内証券会社（3社）	
八木インターナショナル証券	平成11年10月4日
名古屋共栄証券	平成12年3月21日
住友信証券	平成12年4月5日
外国証券会社（2社）	
インターキャピタル・アジア・インク（米国）	平成11年9月15日
シュロダース・ジャパン・リミテッド（イギリス）	平成12年5月17日

合併した証券会社

合併証券会社名	新証券会社名	合併日
大盛証券（存続会社） - 明倫社（商品先物業）	キング・コマーシャル証券	平成11年10月1日
新日本証券（存続会社） - 和光証券	新光証券	平成12年4月1日
ユニバーサル証券（存続会社） - 太平洋証券 - 東和証券 - 第一証券	つばさ証券	平成12年4月1日
山種証券（存続会社） - 神栄石野証券	さくらフレンド証券	平成12年4月1日

営業譲渡により消滅した証券会社

消滅国内証券会社	譲渡先国内証券会社	譲渡日
三菱信証券	東京三菱証券	平成11年7月1日
イセキ証券	水戸証券	平成11年7月31日

消滅外国証券会社	譲渡先外国証券会社	譲渡日
ピーティー アジア セキュリティーズ リミテッド (米国)	ドイツ・セキュリティーズ・リミテッド (ドイツ)	平成11年6月17日
アイビー・ジー・エイ・ノムラ・ファイナンシャル・プロダクツ・ユーケー・ピールシー (日本)	アイビー・ジー・エイ・ノムラ・ファイナンシャル・プロダクツ・ピールシー (日本)	平成11年7月22日
ディー・イー・ショー・セキュリティーズ・インターナショナル (米国)	ケーピー・シー・ファイナンシャル・プロダクツ・ユーケー・リミテッド (ベルギー)	平成11年10月16日
エルガン・スタンレー・ジャパン・リミテッド (米国)	エルガン・スタンレー・ディーン・ウィッター・ジャパン・リミテッド (米国)	平成11年11月30日
シティーコープ インターナショナル セキュリティーズ リミテッド (米国)	シティーコープ セキュリティーズ (ジャパン) リミテッド (米国)	平成12年2月1日
ブリッジ・トレーディング・カンパニー (米国)	ブリッジ・トレーディング・カンパニー・ジャパン・リミテッド (米国)	平成12年5月1日
ビー・エヌ・ピー・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド (フランス)	ビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ (ジャパン) リミテッド (フランス)	平成12年5月8日

新規参入投信委託会社

住友ライフ・インターナショナル・インベストメント・マネジメント	平成11年9月30日	三井生命グローバルアセットマネジメント	平成12年1月27日
アイエヌジー投信 (オランダ)	平成11年9月30日	三菱信アセットマネジメント	平成12年3月23日
ユナイテッド投信 (米国)	平成11年10月26日	ワールド・アセット・マネジメント投信	平成12年3月23日
千代田火災アセットマネジメント	平成11年12月9日	中央三井アセットマネジメント	平成12年3月23日
マチュセッツ・インベストメント・マネジメント(米国)	平成11年12月9日	ピーピーエム投信投資顧問(英国)	平成12年5月18日
日立投資顧問	平成12年1月27日	ピムコ ジャパン リミテッド(米国)	平成12年5月18日
住友海上アセットマネジメント	平成12年1月27日	ワールド・アセット・マネジメント・ジャパン(米国)	平成12年5月18日

合併した投信委託会社

合併会社名	新会社名	合併日
トイエルカングレンフェル投信投資顧問(存続会社)-バンカース・トラスト投信	トイエル・アセット・マネジメント	平成11年8月1日
第一ライフ投信投資顧問(存続会社) - 日本興業投信	興銀第一ライフアセットマネジメント	平成11年10月1日
スミセイ グローバル投信(存続会社)-メイプル・アセット・マネジメント	スミセイ グローバル投信	平成11年12月1日
パートナーズ投信(存続会社) -ユニバーサル投信	パートナーズ投信	平成12年1月17日
新和光投信委託(存続会社) 太陽投信委託	新光投信	平成12年4月1日

新規参入投資一任業者

野村ブティック・アセット・マネジメント(株) (米国)	平成11年8月10日	ロンバード・バン・エイ・アセット・マネジメント(株) (スイス)	平成11年12月9日
ジャイク投資顧問(株)	平成11年10月26日	日立投資顧問(株)	平成12年1月27日
ネクスバンク・コム(株)	平成11年10月26日	フランク・ラッセル投信(株) (米国)	平成12年1月27日
日本不動産投信(株)	平成11年10月26日	イービー・ケイ・ジャパン・リミテッド (米国)	平成12年5月18日
アールエス・アセット・マネジメント(株) (米国)	平成11年12月9日	シンプレクス・アセット・マネジメント(株)	平成12年5月18日
ドレイファス・モン・アセット・マネジメント・ジャパン(株) (米国)	平成11年12月9日	ピ・セ・エル投信投資顧問(株) (英国)	平成12年5月18日
アライアンス・キャピタル投信(株) (米国)	平成11年12月9日		

第2節 災害時における金融に関する措置

1. 総論

政府は、災害対策基本法により社会秩序の維持、公共の福祉の確保等の目的を達成するために必要な金融上の措置等を講じなければならないこととされており、当庁においても、災害発生の際は、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関に対し、災害関係の融資に関する措置、預貯金の払戻及び中途解約に関する措置、手形交換、休日営業等に関する措置等について、機を逸せず必要と認められる範囲内で要請を行うこととしている。

2. 東海村原子力施設での臨海事故への対応

(1) 当局の対応

平成11年9月30日午後、茨城県東海村の原子力施設で臨界事故が発生、東海村の一部に避難要請が出された。その後、順次、避難要請地域が拡大され、一部金融機関においては翌10月1日朝から臨時休業を余儀なくされる事態となった。このため、1日の朝、当庁としては関東財務局（水戸財務事務所）を通じて茨城県銀行協会、茨城県信用金庫協会に対して、また、茨城県を通じて信用組合に対して、預貯金の払戻及び中途解約等に関する措置、手形交換に関する措置等の要請を行った（同日の夜、茨城県より災害救助法を9月30日に逆上り適用する旨発表あり。）。

(2) 民間金融機関の金融上の措置

当局の要請を踏まえ、避難要請地域に店舗を有する民間金融機関においては、預金の払戻については、実情に則する簡易な確認方法をもって被災者の預金払戻の利便を図る等の措置、手形交換に関する特別措置等の金融上の諸措置を速やかに実施した。

なお、10月2日の夕方には、避難要請が解除されたため、民間金融機関においては翌営業日である10月4日からは通常営業を再開した。

3. 有珠山噴火への対応

(1) 当局の対応

北海道の有珠山は、平成12年3月27日午前から火山性地震が発生、29日に周辺の伊達市、虻田町、壮瞥町の住民に避難勧告、避難指示が出されるに至った。この事態を踏まえ、同日、当庁としては、関係民間金融機関・金融団体に対し、状況に応じ、緊急時の融資について、貸出審査手続の簡便化や貸出の迅速化等の措置や、預金の払戻及び中途解約について避難住民等の利便を図る等の金融上の諸措置を講じるよう北海道財務局を通じて口頭にて要請を行った。

翌30日には、北海道財務局と日本銀行札幌支店の連名にて、改めて「有珠山異変に伴う金融上の措置について（要請）」（資料18-2-1参照）をもって札幌銀行協会、北海道信用金庫協会等に対し文書にて要請するとともに、政府部内（「平成12年有珠山噴火非常災害対策本部」等）における連絡調整等に当たった。

なお、同日、有珠山の噴火に伴い、避難指示地域内に所在する信用金庫等の4支店（翌日には6支店に拡大）が臨時休業を余儀なくされる事態に至った。また、4月10日には、有珠山の火山活動に伴う住民避難の長期化等が想定される事態となったことから、引き続き、金融上の諸措置に係る北海道財務局に対する指示、政府部内における連絡調整等の必要な対応に当たるため、「金融監督庁有珠山関連対策室（PT）」を設置した。

(2) 民間金融機関の金融上の措置

当局の要請を踏まえ、民間金融機関においては、店舗の臨時休業の事態を踏まえ、また、避難生活を余儀なくされた地域住民への金融サービスの提供のため、状況に応じ臨時相談窓口を設置するとともに、

預金の通帳、証書、印鑑等をなくした場合の支払いについての便宜扱い

有珠山噴火により被害を受けた中小企業者等の支援を図るため、返済猶予、延滞損害金の免除、特別融資の実施、手形交換に関する特別措置など、特段の金融上の諸措置を速やかに実施した。

第19章 マネー・ローンダリング問題への対応

組織的犯罪処罰法の成立

昨年8月、第145回国会で、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（組織的犯罪処罰法）が成立した。同法は、マネー・ローンダリング規制のため、これまで国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（麻薬特例法）で定められていた「疑わしい取引の届出制度」を拡充するもので、具体的には以下の3点を内容としている（資料19-1参照）。

疑わしい取引の届出の対象を従来の薬物犯罪収益に係るものから殺人、強盗、詐欺など200を超える重大な犯罪から生じた収益に係るものに拡大

金融機関等からの疑わしい取引の届出を一元的に集約し、整理・分析して捜査機関等に提供する権限を金融監督庁長官に付与

外国のF I U（Financial Intelligence Unit（注））との情報交換についての規定を整備

（注）F I U

金融機関等から届け出られたマネー・ローンダリングの疑いがある取引情報を一元的に集約し、整理・分析して捜査機関等に提供する政府組織。

組織的犯罪処罰法の施行準備

金融監督庁では、発足時に、特定金融情報管理体制等検討準備室（F I U準備室）を設置するなどマネー・ローンダリング対策に当たってきたが、組織的犯罪処罰法の成立を受け、本年2月の施行に向けて以下のとおり準備作業を行ってきた。

1．組織的犯罪処罰法関係政令の制定

昨年11月30日の閣議を経て同年12月3日に以下の2政令が公布された。

(1) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の施行期日を定める政令（平成11年政令第388号）

組織的犯罪処罰法附則第1条の規定に基づき、同法の施行期日を平成12年2月1日とすることを定めた。

(2) 疑わしい取引の届出に関する政令（平成11年政令第389号）（資料19-2参照）

組織的犯罪処罰法第54条第1項及び第55条の規定に基づき、疑わしい取引の届出を行う金融機関等の範囲を定めたもので、届出金融機関等は麻薬特例法下と比較して、証券投資信託委託業者、信託会社、商品投資販売業者、小口債権販売業者及び不動産特定共同事業者に拡大された。

また、同政令附則で、疑わしい取引の届出に関する事務に対応するため、金融監督庁長官官房に「特定金融情報管理官」を設置すること等を内容とする金融再生委員会組織令の一部改正が行われた。

2．組織的犯罪処罰法関係府令の制定等

昨年12月8日に以下の2府令が公布された。

- (1) 疑わしい取引の届出の方法等に関する命令（平成11年総理府令・法務省令第1号）（資料19 - 2 参照）

疑わしい取引の届出に関する政令第3条の規定に基づき、疑わしい取引の届出方法、届出様式及び届出事項を定めた。

- (2) 金融再生委員会組織規則の一部改正（平成11年総理府令第63号）

疑わしい取引の届出に関する事務に対応するため、金融監督庁長官官房総務課に「特定金融情報室」を置くことを定めた。

3．金融機関等に対する説明会の開催（資料19 - 3 参照）

本年2月1日の組織的犯罪処罰法施行を控え、昨年12月3日から24日にかけて、全国の銀行、信用金庫、保険会社、証券会社及び財務局の職員等に対して、「疑わしい取引の届出制度」に関する説明会を開催した。

4．金融監督庁事務ガイドライン「疑わしい取引の参考事例」等の改訂

本年1月25日付けで、組織的犯罪処罰法下で、金融機関等における個別具体的な取引が疑わしい取引に該当するか否かを判断する基準となる「疑わしい取引の参考事例」の改訂を行うとともに、届出手続に関する規定を整備した（金融監督庁事務ガイドラインの改訂）。併せて、「組織的犯罪処罰法施行後のマネー・ロンダリング問題への取組」を公表した（資料19 - 4 参照）。

国際的なマネー・ロンダリング対策への参画

1．F A T F (Financial Action Task Force on Money Laundering : 金融活動作業部会（注1）) の活動への参画

F A T F は、マネー・ロンダリング対策を国際的に推進するため、現在マネー・ロンダリング対策に非協力的な国・地域の特定作業を行っている。このため、F A T F は世界を4つの地域に分割し、各地域ごとに調査グループを設置しているが、我が国は、アジア・太平洋地域調査グループの議長として、同地域における特定作業に主導的な役割を果たしている。

2．エグмонт・グループ（注2）への加盟

本年2月の組織的犯罪処罰法の施行に伴い、金融監督庁に日本版F I Uとして「特定金融情報室」が設置されたことを踏まえ、金融監督庁では、同法施行後速やかにエグмонт・グループへの加盟手続を進めた結果、本年5月にパナマで開催された年次総会で第49番目のメンバーとして加盟が承認された。

（注1）F A T F

平成元年のアルシュ・サミット経済宣言を受けて設立された政府間機関。マネー・ロンダリング対策を国際的に推進することを目的とする。現在、26の国と地域及び2つの国際機関により構成されている。

(注2) エグモント・グループ

平成7年以来、各国F I U間の情報交換のための活動を行っている。現在日本を含む53の国と地域のF I Uにより構成されている。

疑わしい取引の届出件数等

金融監督庁では、上記のとおり、金融機関等に対して疑わしい取引の届出制度に関する説明会を開催するなど疑わしい取引の届出態勢に努めてきている。また、本年4月には、マネー・ロンダリング問題の重要性や金融監督庁の施策についての国民の一層の理解を得るため、「マネー・ロンダリング読本 - その傾向と対策 - 」を作成するなど広報活動にも力を注いできている(資料19 - 5参照)。

その結果、平成10年まで年平均10件程度であった届出件数は、昨年は1059件となり、本年2月の組織的犯罪処罰法施行後は昨年のペースを更に大幅に上回る届出が行なわれている。